

第二次いわき市
子ども・子育て支援事業計画
第二次いわき市こどもみらいプラン

第二次いわき市 子ども・子育て

支援事業計画

第二次いわき市こどもみらいプラン



令和2年3月

いわき市

－はじめに－



本市におきましては、子どもや子育て家庭を支援する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 27 年に「いわき市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これまで、妊娠期から子育て期にわたり、出産・子育てを総合的に切れ目なく支援する「いわきネウボラ」の構築をはじめ、良好で多様な保育環境の提供に向けた認定こども園や小規模保育事業の拡充、さらには公立保育所の整備など様々な取組みを進めて参りました。

東日本大震災から 10 年目の節目を迎える中、本市の未来を担う子どもたちの健やかな成長を支えることは、「ひとづくり」の基本となるものであり、「いわき新時代」を築き上げていくためには、「地域人材の育成・ひとづくり」に、これまで以上に力を注いでいく必要があると考えております。

現在の子ども・子育て支援事業計画は、令和元年度に終期を迎えることから、現計画策定後の環境変化や課題を踏まえ、この度、令和 2 年度から 6 年度までを計画期間とする「第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

この計画は、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化する中であって、子どもたちが常に家庭や地域の中心にある存在として大切に育まれるよう、基本理念を“子どもまんなか 笑顔と夢が広がるまち いわき”とし、その実現に向けた基本目標を設定するとともに、具体的施策を体系的にまとめたものであります。

今後、市民の皆様をはじめ、関係機関や団体、企業の皆様と本計画を共有し、連携を密にしながら、すべての子どもたちが希望にあふれ、喜びが家族や地域に広がり、まち全体の活力につながっていく「明るく元気ないわき市」を目指し、取組みを着実に推進して参りたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見を賜りましたいわき市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリック・コメントに御協力をいただいた市民の皆様に、心から御礼申し上げます。

令和 2 年 3 月

いわき市長 清水 敏 男

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画の背景と趣旨	3
2 計画の位置付け	4
3 計画の対象	4
4 計画の期間	5
5 計画の策定経過	5
第2章 現状と課題	7
1 子ども・子育てをめぐる現状	9
2 子ども・子育てをめぐる課題	20
第3章 基本方針	23
1 基本理念	25
2 基本目標	26
3 施策体系	27
第4章 子ども・子育て支援施策	29
基本目標Ⅰ 安心して子どもを産み育てるために	31
1 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備	31
2 就労と子育ての両立支援	37
基本目標Ⅱ 子どもが健やかに育まれるために	41
1 健やかな心が育まれるための支援	41
2 子どもが健康に育つための支援	44
3 切れ目のない療育支援	48
4 確かな人間力を育む教育の推進	52
基本目標Ⅲ 支援を必要とする子どもとその家庭のために	55
1 児童虐待防止対策の推進	55
2 子どもの貧困対策の推進	58
3 ひとり親家庭等への支援	60
基本目標Ⅳ 子育てを地域全体で支えるために	63
1 共創による子育て支援	63
2 子育て支援に関わる人材の育成	65

第5章 市の需給計画.....67

- 1 教育・保育提供区域の設定..... 69
- 2 教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」..... 71
- 3 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」..... 75

第6章 計画の推進.....87

- 1 計画の推進..... 89
- 2 計画の点検・評価..... 89
- 3 計画の見直し..... 89

資料編.....91

- 1 ニーズ調査の結果からみる子育て家庭等に関する現状..... 93
- 2 子どもの生活実態調査の結果からみる子育て家庭等に関する現状..... 108
- 3 教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」（詳細）..... 118
- 4 計画策定の体制..... 124
- 5 用語解説..... 130

第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画の背景と趣旨

わが国では、出生数や出生率の低下に伴う少子化が長きにわたって続いており、平成27年の国勢調査では、初めて総人口が減少に転じるなど、今後においても、少子化や人口減少の進行が見込まれています。

また、家庭の核家族化や地域のつながりの希薄化も進んでおり、子どもや子育て家庭を支える環境が変化していることなどから、子育てに不安や負担を感じる保護者も少なくない状況にあります。

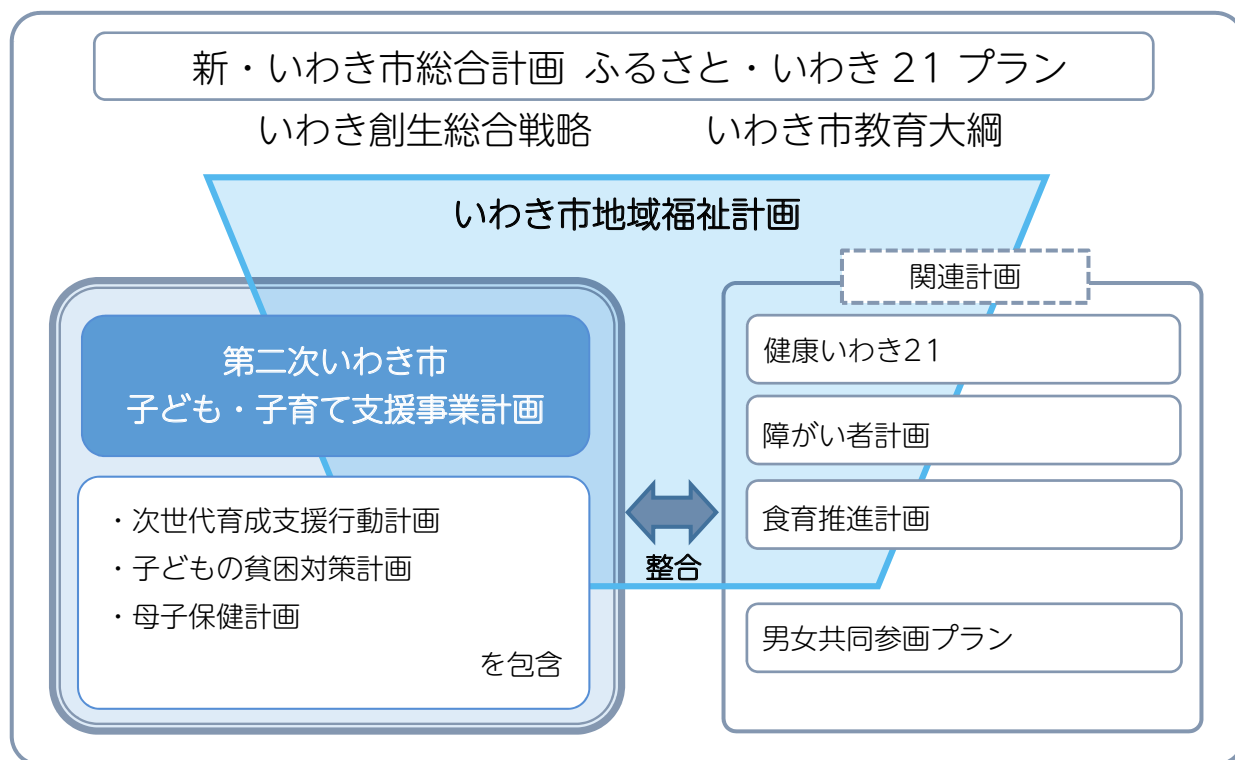
このような中、国では、すべての子どもの良質な生活環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支えることを目的に、平成24年に「子ども・子育て支援法」をはじめとする‘子ども・子育て関連3法’を制定し、平成27年から子ども・子育て支援新制度を本格スタートさせるとともに、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、平成25年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定し、平成26年策定の同大綱等に基づきながら、令和元年10月には幼児教育・保育の無償化を実施するなど、様々な取組みを展開しています。

本市においても、子ども・子育て支援新制度の施行に合わせ、平成27年に「いわき市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う仕組みの‘いわきネウボラ’の構築、保育の受皿としての認定こども園や放課後児童クラブの拡充など、計画に基づきながら各種施策に取り組んでいますが、子育て支援ニーズの多様化、保育需要の一層の拡大、さらには児童虐待や子どもの貧困の社会問題化など、子ども・子育てを取り巻く環境が様々に変化する中、本計画が令和元年度に終期を迎えることから、社会情勢や子ども・子育て環境の現在を踏まえるとともに、今後5年間の動向を見据えながら、「第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、上位計画である「新・いわき市総合計画（ふるさと・いわき 21 プラン）」、「いわき創生総合戦略」、「いわき市教育大綱」をはじめ、保健、医療、福祉、教育分野等の関連計画との整合を図った上で、「子ども・子育て支援法」（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援対策推進法」（平成 15 年法律第 120 号）第 8 条に基づく「市町村行動計画」、及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 64 号）第 9 条第 2 項に定める「市町村計画」、さらには「母子保健計画」として策定したものです。

【計画の位置付け】



3 計画の対象

この計画は、概ね 18 歳未満の子どもとその家庭等を対象としています。

4 計画の期間

この計画は、令和2年度から令和6年度までの5か年間を計画期間とします。

5 計画の策定経過

計画の策定に当たっては、「いわき市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（いわき市子ども・子育て会議）」において審議を行うとともに、市民や様々な団体等から意見聴取を行いました。

令和元年6月～9月 子育てに関連するボランティア団体等へのヒアリング
令和元年5月～9月 保健師や母子保健コンシェルジュ・子育てコンシェルジュなどで構成する庁内ワーキンググループ
令和元年12月～
令和2年1月 計画素案に対するパブリックコメント（市民意見募集）

また、市内の子育て家庭のニーズや実情を把握するための各種調査を実施しました。

平成30年12月 いわき市子ども・子育て支援に関するアンケート調査
（以下、「ニーズ調査」という。）
令和元年6月～7月 いわき市子どもの生活実態調査
（以下、「生活実態調査」という。）
令和元年6月～12月 いわき市子育て関連地域資源量調査

第2章 現状と課題

第2章 現状と課題

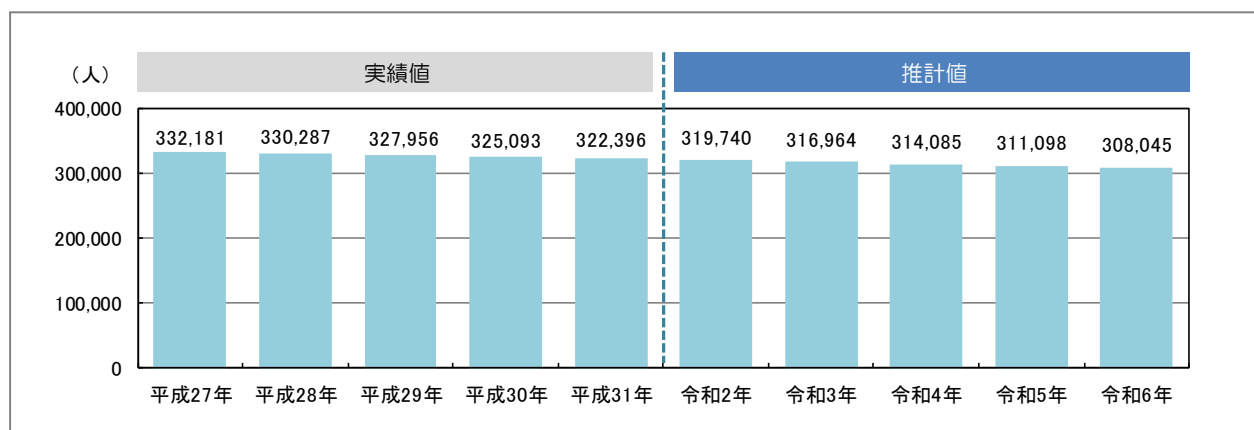
1 子ども・子育てをめぐる現状

(1) 人口の現状 ～人口減少と少子高齢化、核家族化の進行～

① 総人口の推移と推計

本市の総人口は減少傾向にあり、推計（住民基本台帳を基にしたコーホート要因法による各年4月1日現在の推計人口）では、令和6年が308,045人となり、平成31年の322,396人から約14,000人（約4.5%）の減少が見込まれます。

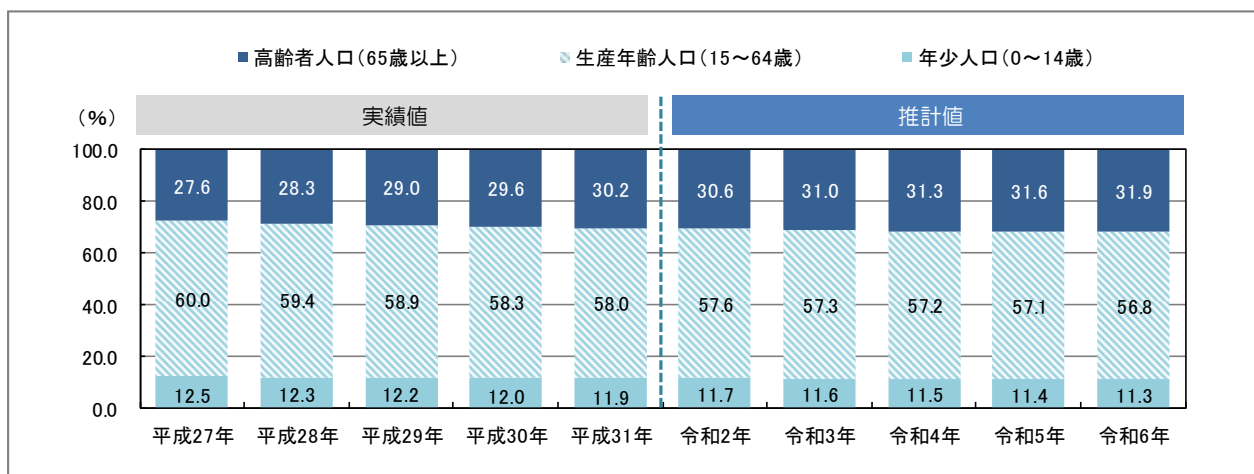
■総人口の推移と推計



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

さらに、年齢3区分別人口の推計では、0～14歳の年少人口や15～64歳の生産年齢人口の割合が今後も下降していく一方で、65歳以上の高齢者人口割合は今後も上昇が見込まれます。

■年齢3区分別人口の推移と推計

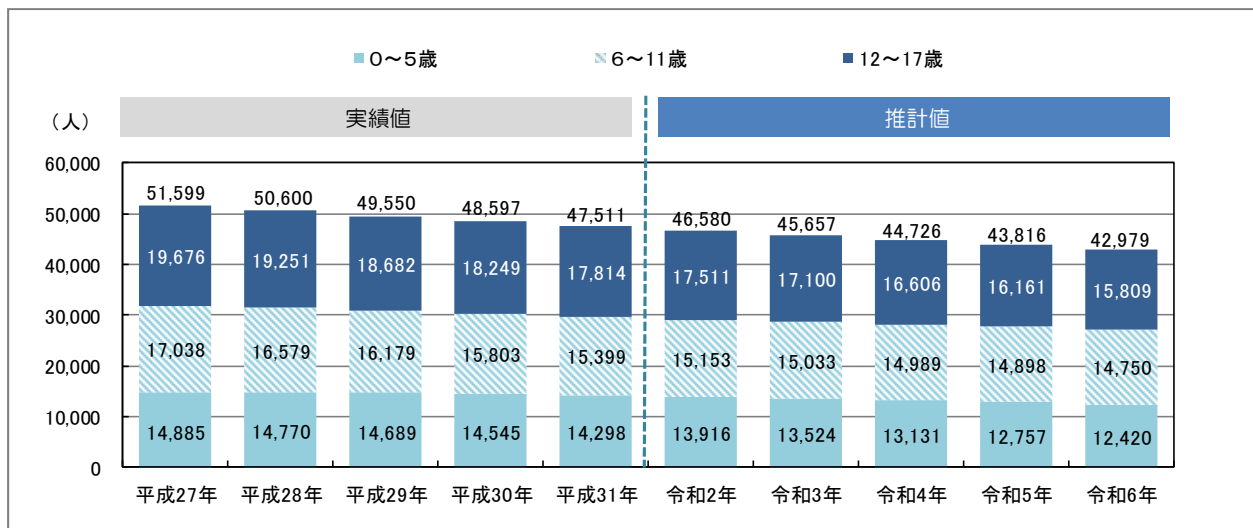


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 児童人口の推移と推計

本市の児童人口（17 歳以下）は減少傾向にあり、推計では、令和6年が 42,979 人で、平成31 年の 47,511 人から約 4,500 人（約 9.5%）の減少が見込まれます。

■児童人口（0～17 歳）の推移と推計

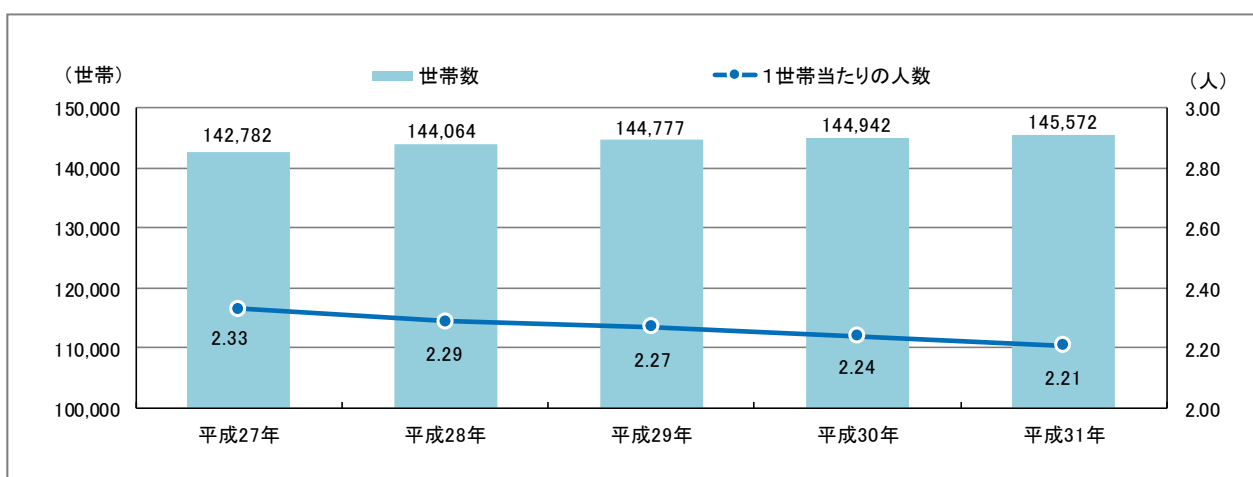


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③ 世帯数及び一世帯当たりの人数の推移

本市の世帯数は増加傾向にあり、平成31 年は 145,572 世帯で、平成27 年と比較すると、2,790 世帯の増加となっています。一方、一世帯当たりの人数は減少傾向にあり、平成31 年には 2.21 人で、平成27 年と比較すると、0.12 人の減少となっています。

■世帯数及び一世帯当たりの人数の推移



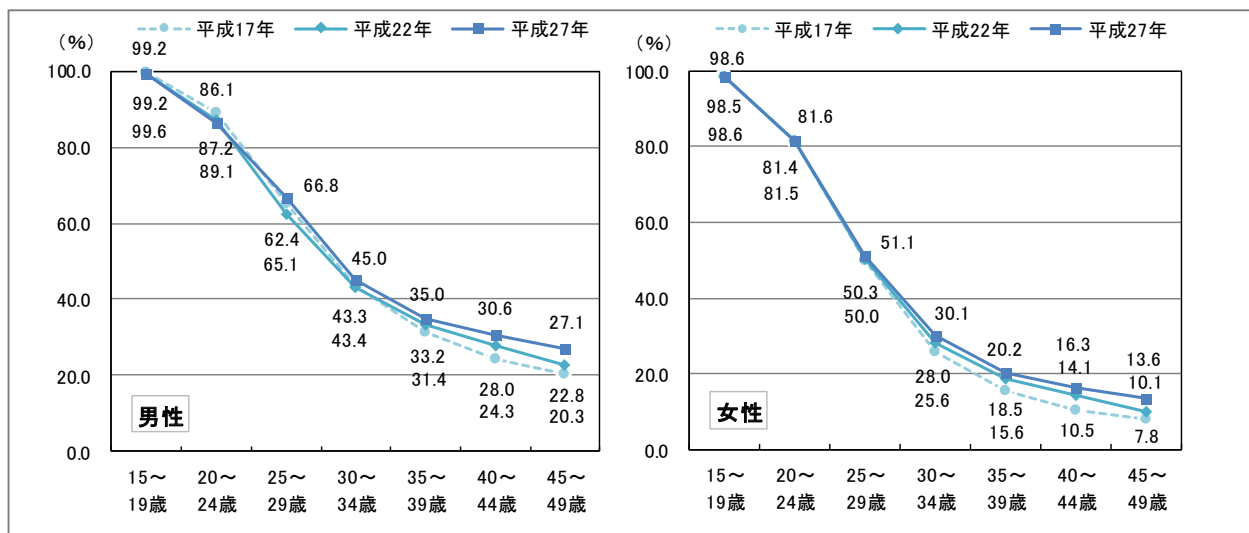
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 婚姻の現状 ～非婚化・晩婚化の進行～

① 未婚率の推移

平成17年から平成27年までの本市の未婚率をみると、男性は、40歳代で5ポイント以上の上昇がみられます。また、女性は、30歳代以降で5ポイント前後の上昇がみられます。

■未婚率の推移（※数値は上段が平成27年、中段が平成22年、下段が平成17年）

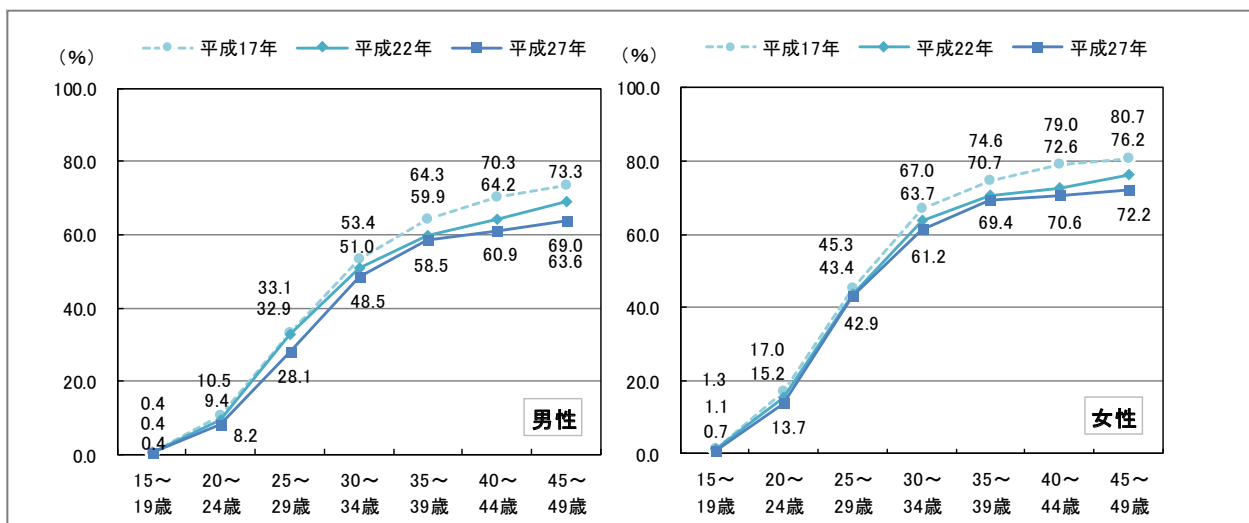


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

② 有配偶率の推移

平成17年から平成27年までの本市の有配偶率をみると、男性は、20歳代以降で下降傾向となっており、40歳代では約10ポイントの下降がみられます。また、女性は、全体的に下降しており、特に30歳代以降は下降幅が大きくなっています。

■有配偶率の推移（※数値は上段が平成17年、中段が平成22年、下段が平成27年）

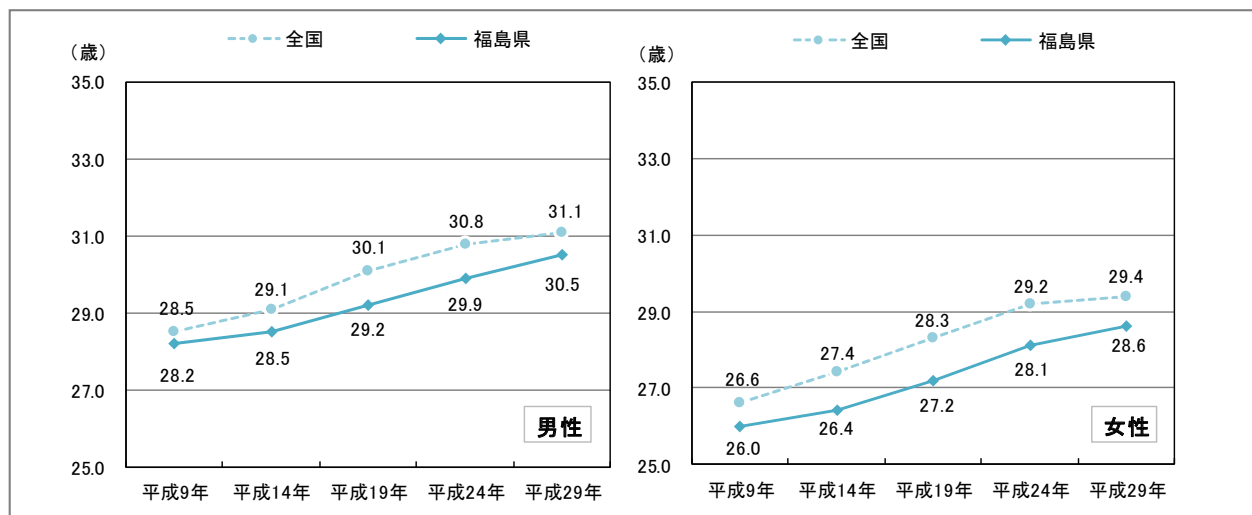


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

③ 平均初婚年齢の推移

福島県の平均初婚年齢は全国より低い値で推移していますが、平成9年から平成29年までの20年間で、男性は2.3歳、女性は2.6歳上昇しています。

■平均初婚年齢の推移



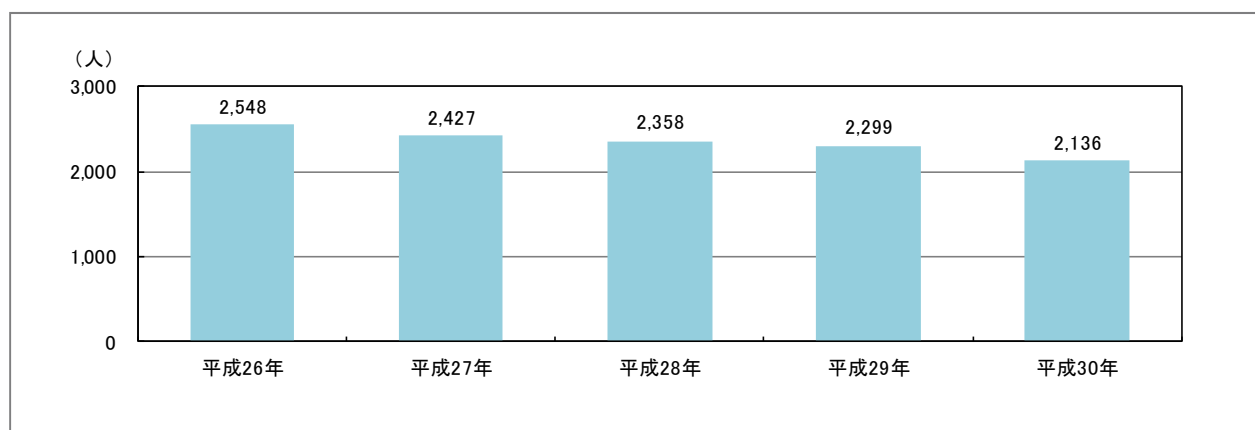
資料：人口動態統計

(3) 出生の現状 ～出生数の減少と晩産化の進行～

① 出生数の推移

本市の出生数は減少傾向にあり、平成26年と平成30年を比較すると、412人(16.2%)減少しています。

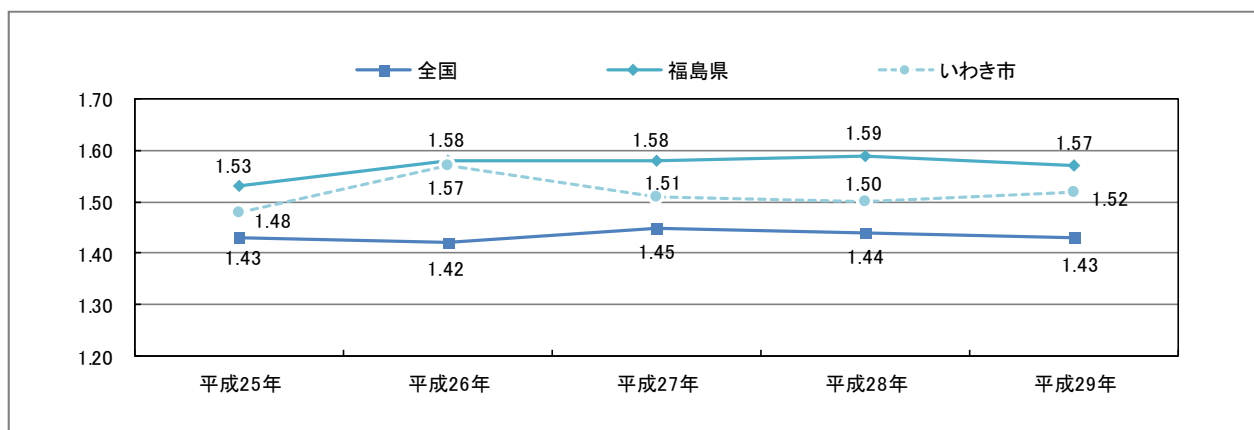
■出生数の推移



資料：いわき市の人口（各年度実績）

本市の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に生む平均の子どもの数）は、全国の値より高く、福島県の値より低い数値で推移しています。

■合計特殊出生率の推移

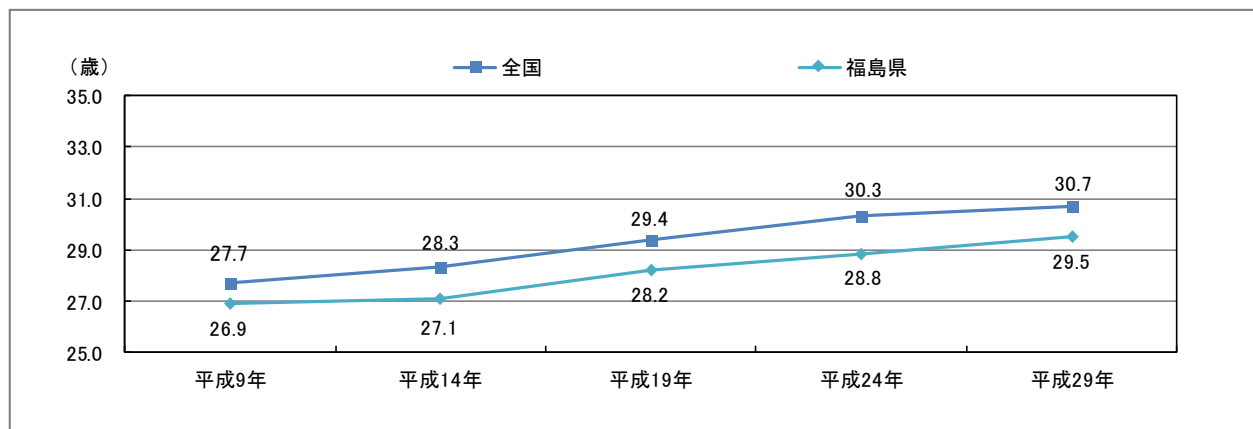


資料：人口動態統計

② 第1子出生時の母の平均年齢の推移

福島県の第1子出生時の母の平均年齢は全国より低い値で推移していますが、平成9年から平成29年までの20年間で2.6歳上昇しています。

■第1子出生時の母の平均年齢の推移

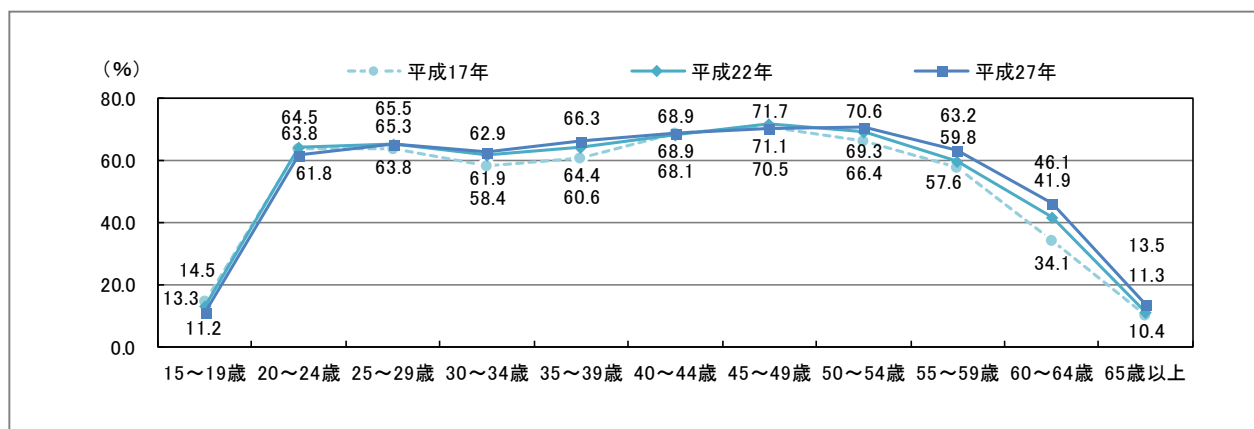


資料：人口動態統計

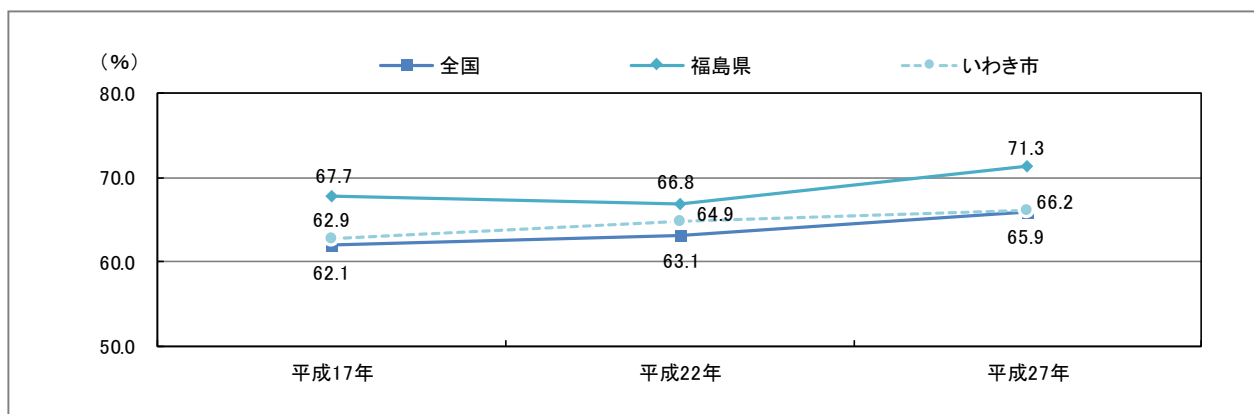
(4) 女性の就業率の推移 ～女性就業率の増加～

本市の女性就業率（25～44 歳）は、平成 27 年が 66.2%で、平成 17 年と比較すると 3.3 ポイント増加しており、年代別では、30 歳代で 5 ポイント前後と比較的大きな上昇となっています。

■女性就業率の推移（年代別）



■女性就業率の推移（25～44 歳）



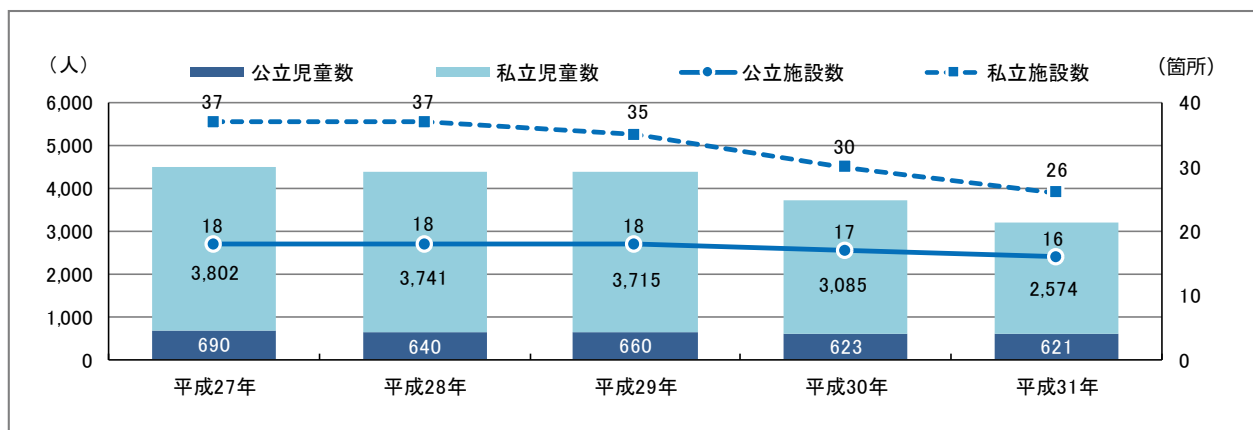
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

(5) 教育・保育施設等の現状

① 幼稚園数及び幼稚園就園児童数の推移

幼稚園の数は、公立・私立共に減少しており、就園児童数についても同様の傾向がみられます。特に、平成30年以降の私立幼稚園の数及び就園児童数については、私立幼稚園から認定こども園への移行が進んだことにより大きく減少しています。

■ 幼稚園数及び幼稚園就園児童数の推移

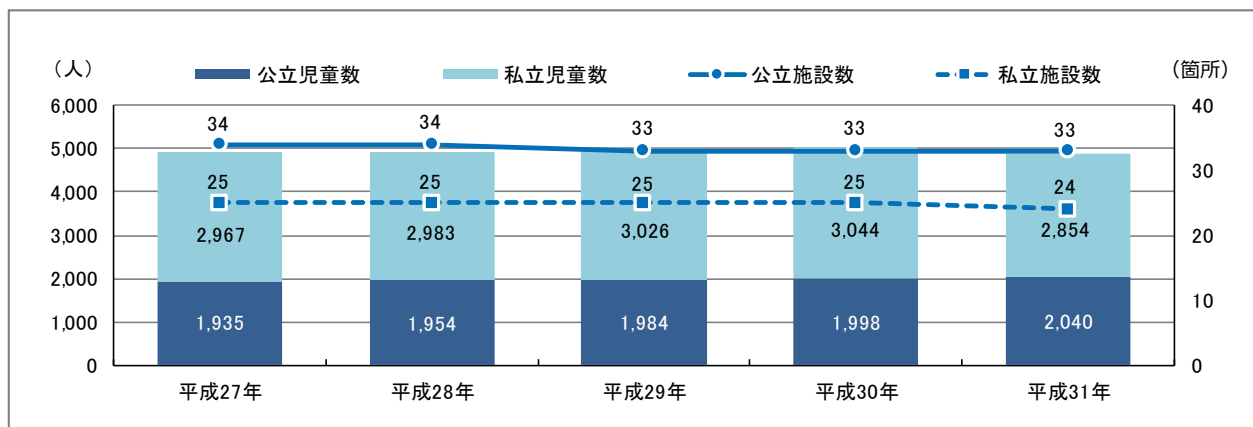


(各年5月1日現在)

② 保育所数及び保育所入所児童数の推移

保育所の数は概ね横ばいとなっていますが、入所児童数については、公立で若干の増加がみられます。

■ 保育所数及び保育所入所児童数の推移

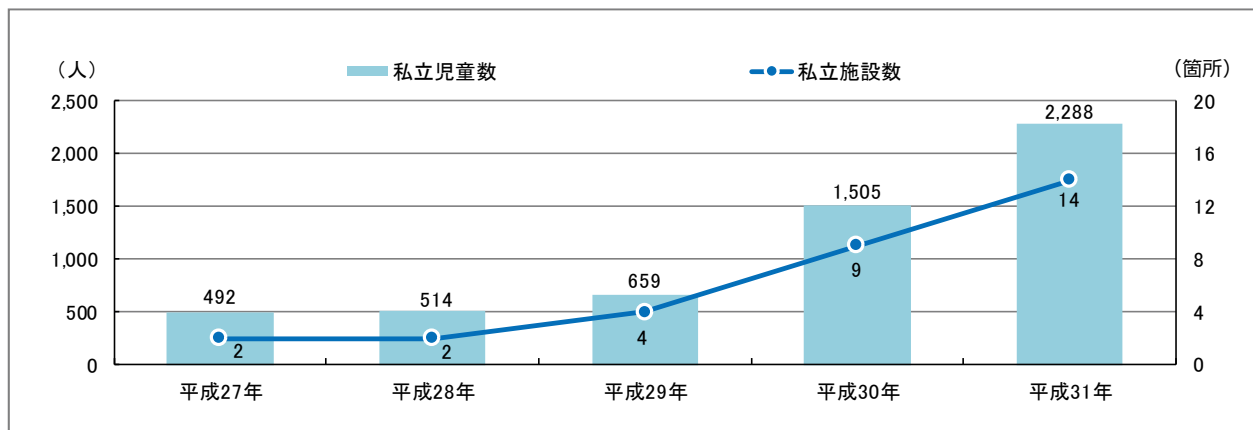


(各年4月1日現在)

③ 認定こども園数及び認定こども園就園児童数の推移

認定こども園の数及び就園児童数は、私立幼稚園等から認定こども園への移行が進んだことにより、平成29年以降増加しています。

■認定こども園数及び認定こども園就園児童数の推移

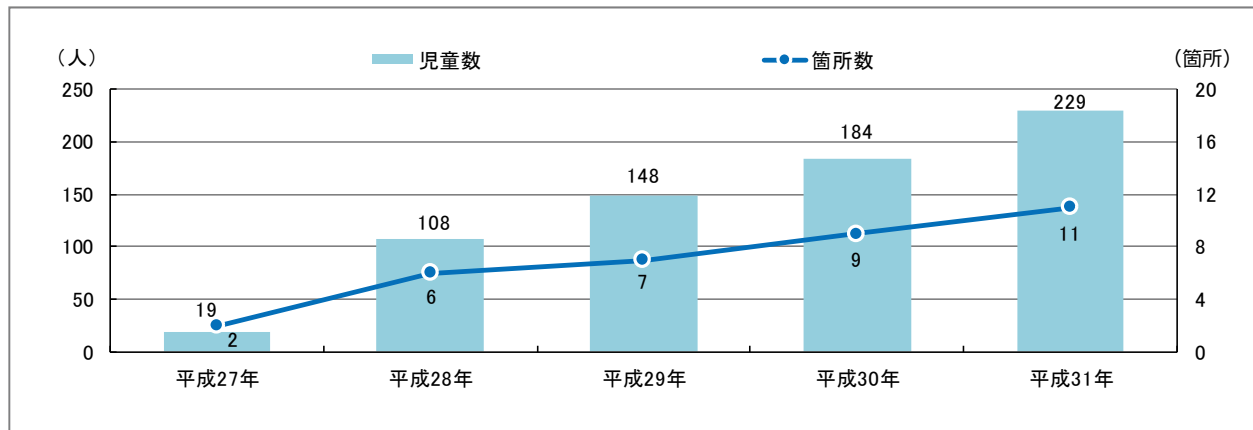


(各年4月1日現在)

④ 地域型保育事業所数及び児童数の推移

地域型保育事業所の数及び児童数は、年々増加しています。平成31年4月には、小規模保育事業所が7箇所、事業所内保育事業所が3箇所、家庭的保育事業所が1箇所となっています。

■地域型保育事業所数及び児童数の推移



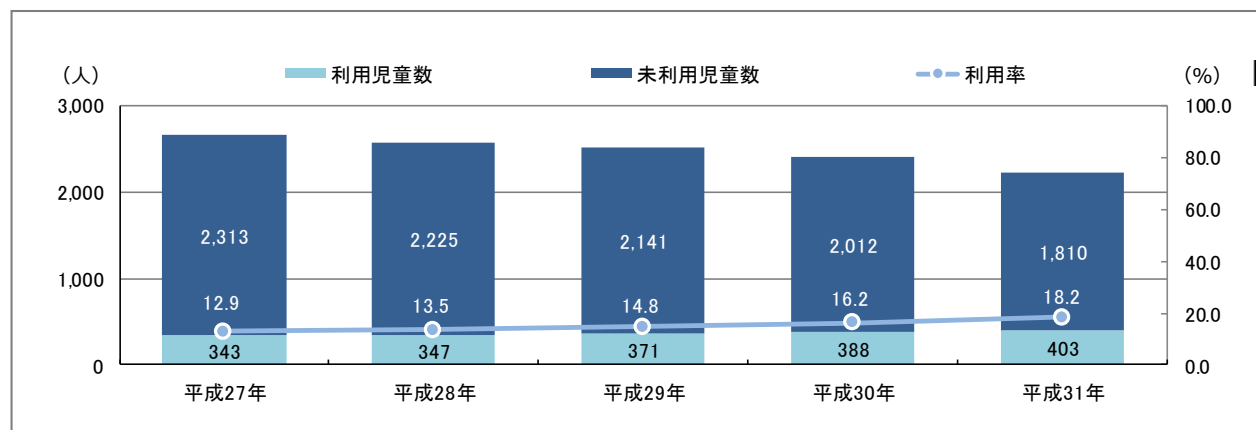
(各年4月1日現在)

(6) 年齢別教育・保育施設等利用率の推移

① 0歳児の教育・保育施設等利用率の推移

0歳児は、児童数が減少傾向にある一方、利用児童数は増加しており、平成27年度から平成31年度までの5年間で、利用率は、5.3ポイント増の18.2%まで上昇しています。

■ 0歳児の教育・保育施設等利用率の推移

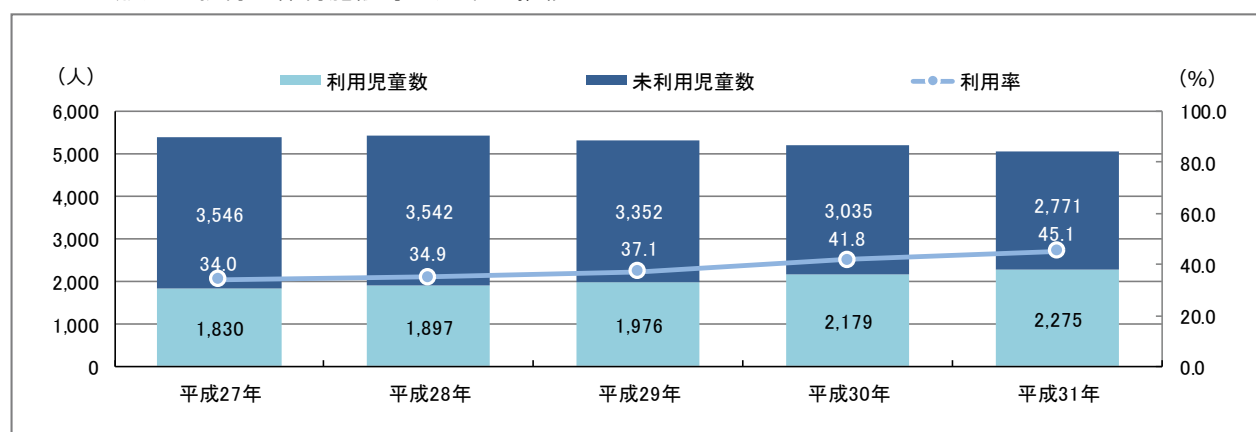


(各年4月1日現在)

② 1～2歳児の教育・保育施設等利用率の推移

1～2歳児も同様に、児童数が減少傾向にある一方、利用児童数は年々増加しており、平成27年度から平成31年度までの5年間で、利用率は、11.1ポイント増の45.1%まで上昇しています。

■ 1～2歳児の教育・保育施設等利用率の推移

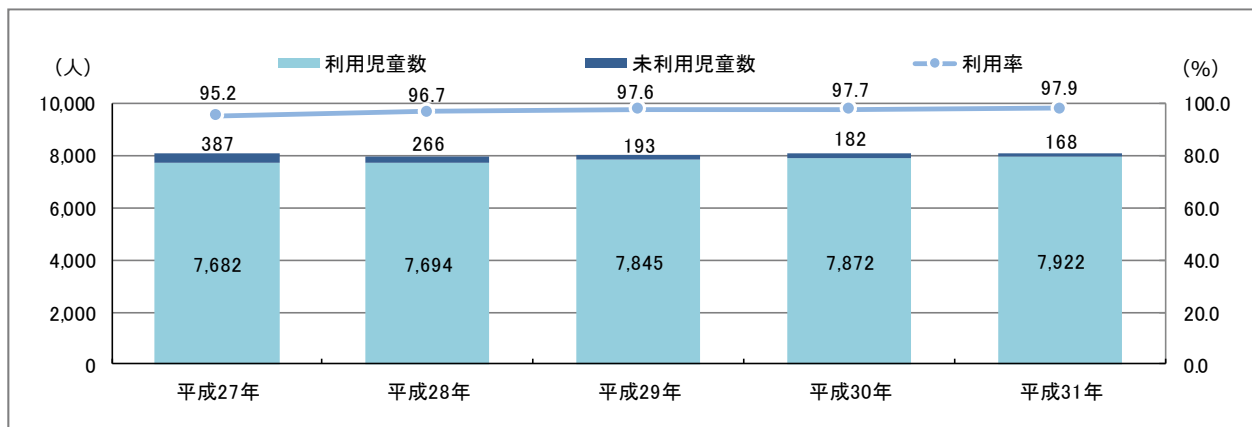


(各年4月1日現在)

③ 3～5歳児の教育・保育施設等利用率の推移

3～5歳児は、利用児童数、利用率ともに少しずつ上昇しており、平成31年度の利用率は97.9%となっています。

■ 3～5歳児の教育・保育施設等利用率の推移

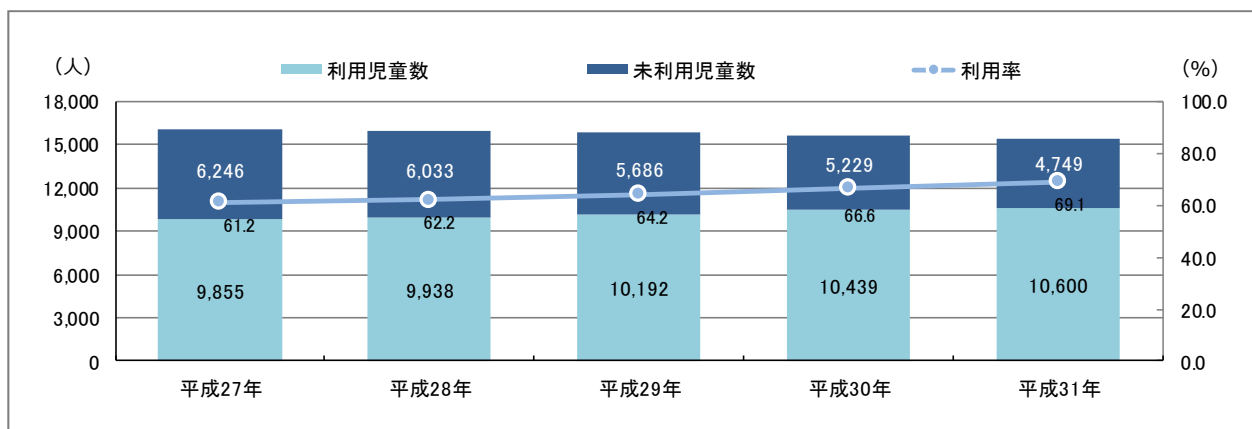


(幼稚園／各年5月1日現在、その他保育所等／各年4月1日現在)

④ 0～5歳児の教育・保育施設等利用率の推移

0～5歳児でみると、児童数が減少傾向にある一方、利用児童数は増加しており、平成27年度から平成31年度までの5年間で、利用率は、7.9ポイント増の69.1%まで上昇しています。

■ 0～5歳児の教育・保育施設等利用率の推移



(幼稚園／各年5月1日現在、その他保育所等／各年4月1日現在)

2 子ども・子育てをめぐる課題

(1) 前計画の総括について

前計画においては、3つの基本目標、14の基本施策を掲げ、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

施策分野ごとの取組み状況は以下のとおりです。

基本目標Ⅰ

安心して子どもを産み育てることができるための支援

基本施策1

安心して妊娠・出産ができる環境の整備

平成29年7月から「いわきネウボウ」を本格スタートし、母子保健コンシェルジュや子育てコンシェルジュ等による相談体制の整備を図りました。また、全ての妊婦に対する面接・相談を基本に、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行いました。

基本施策2

就労と子育ての両立支援

多様な保育ニーズに対応するため、病児・病後児保育、放課後児童クラブ等の整備を進めるとともに、新たな地域型保育事業の認可や私立幼稚園・保育所の認定こども園への移行等により低年齢児の受入れ体制を強化しました。

基本施策3

男女共同参画の推進

「第三次いわき市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、女性活躍推進やワーク・ライフ・バランスの取組みを行う企業に対する認証制度を設けるなど、男女が共に働きやすい職場環境の整備を図る意識の醸成に取り組みました。

【課題】

- ニーズ調査の結果では、子育てに不安などを感じている保護者の割合が前回調査(H26)と同水準(40%程度)となっていることから、保護者の子育ての負担感や不安感を軽減し、安心して子どもを産み育てる環境を整備する必要があります。
- 直近5か年の実績では、保育所等の利用者数・利用率が上昇傾向にあり、特に低年齢児の利用が増加していることなどから、保育需要の増加や多様化などに対応した保育の受皿の確保や多様な保育環境の整備を図る必要があります。
- ニーズ調査などでは、子育てに関する情報発信の充実等に関する意見が多く寄せられていることから、子育て世帯のニーズの多様化などを的確に捉え、必要な情報を確実に届けられるよう、情報発信の充実・強化を図る必要があります。

基本目標Ⅱ

子どもが乳幼児期から成人になるまで、ひとしく、はつらつ、すこやかに育まれるよう支援

基本施策1

子どもの人権尊重の推進

いわきっ子健やか訪問や乳幼児健康診査等の際に、家庭の状況や乳幼児の健康状態等を把握し、虐待の未然防止や早期発見等に取り組みました。

基本施策2

子どもの健全育成

子どものストレスを和らげ、一人ひとりがゆとりを持った学校生活が送れるよう環境整備を行うとともに、関係機関が連携し、いじめ防止対策の強化等に取り組みました。

基本施策3

健康な子どもを育てるための支援

親子の相談や相互交流の場・機会の提供を行うとともに、子どもの健康や子育てに関する情報提供の充実に取り組みました。また、栄養士等による食育の推進等、親と子どもの健全な食習慣づくりに取り組みました。

基本施策4

乳幼児期から成人まで切れ目ない療育支援の推進

発達の遅れなどがある幼児を持つ保護者や家族が子どもの発達を理解し対応を学ぶ場を提供するとともに、障がいのある就学児童が学校の授業終了後等に、生活能力の向上のために必要な訓練等を行えるよう、放課後等デイサービスの整備に取り組みました。

基本施策5

生きる力を育む教育の推進

「市『いのちを育む教育』の指針」を策定し、子どもたちが自己肯定感を高めながら、心身の健康を保持・増進することができるよう取り組みました。また、自ら考え行動し、助け合う等の「生きる力」を育むための取組みを実施しました。

基本施策6

学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の推進

学校保健と地域保健が連携し、薬物乱用防止教室、エイズ・性感染症予防教室、性・生教育セミナー等、学校教育における保健学習等の充実に取り組みました。

【課題】

- 子どもが一人の人間として尊重され、健やかな心が育まれるような社会を目指した様々な取り組みの充実が必要です。

【児童虐待への対応】本市の虐待対応件数は、平成30年度は平成27年度の約2.7倍に増加

【子どもの貧困対策】全国の子どもの貧困率は13.9%、約7人に1人が貧困の状態

【ひとり親家庭の支援】生活実態調査の結果から、ひとり親は子育ての負担が大きい傾向

基本施策1

地域におけるさまざまな子育て支援

青少年のボランティア活動の推進、通学路等の環境整備など地域全体で子どもを守り、育てていくための環境整備や支援を行いました。また、地域自らが子育てに関する課題に取り組む機運の醸成に取り組みました。

基本施策2

子育てに配慮した生活環境の整備

子育て世帯が安心して子どもを育てるため、市営住宅への母子世帯等の入居を推進するとともに、三世代同居若しくは近居のための住宅取得又は改修等を行う際に補助金を交付するなど、住環境の整備に取り組みました。

基本施策3

安心して遊べる生活環境の整備

放射線量を低減し、子どもたちの生活環境の安全・安心を確保するため、学校や幼稚園、保育所に加え、子どもの遊び場や道路側溝等の除染を実施するとともに、震災で被災した子どもたちの悩みや不安、ストレス等を解消すべく、心理的ケアに取り組みました。

基本施策4

支援を必要とする子どもとその家庭への取組み

児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成事業、母子父子寡婦福祉資金貸付事業など、ひとり親家庭への経済的支援を行うとともに、生活保護世帯等を対象とした学習支援を行うなど、子どもの社会的自立の助長と貧困の連鎖の防止に取り組みました。

基本施策5

子育て支援に関わる人材の創出と育成

家庭的保育事業などの地域型保育や利用者支援事業などの人材確保のため、子育てに関わる知識や技能等を習得するための研修を行いました。

【課題】

- 行政はもとより、資源量調査で把握した子育て支援に関する活動を行う団体など、様々な主体が連携・協力しながら、地域において子育て家庭が孤立することがないように、子育てを地域全体で支える仕組みづくりが必要です。
- 多様な教育・保育環境に対応するため、子育てに関わる人材の確保・育成、更なるスキルの向上などが必要です。

第3章 基本方針

第3章 基本方針

1 基本理念



子どもは、未来を築くかけがえのない存在であり、その健やかな成長は、家庭や地域の喜びとなり、社会全体の活力となって広がっていきます。

わが国では、近年、少子化対策を中心に、様々な子ども・子育て支援策が展開されていますが、「児童憲章」の制定（昭和26年）や、「児童の権利に関する条約」の批准（平成6年）など、従前より、子どもの人権を尊重しながら成長を支えることが社会の責務とされており、昨今、児童虐待や子どもの貧困問題が顕在化する中、子どもの権利を守る取組みにもあらためて重点が置かれています。

本市は、これら子ども・子育てを取り巻く社会情勢などを踏まえ、子どもたち一人ひとりが、家族はもとより地域の人たちにも、いつも‘まんなか’にある存在として大切にされながら、笑顔とともに育まれ、子どもたち、家族、そして地域の人たちみんなが、未来に向かって夢を大きく描けるようなまちづくりを推進していくことを趣旨に、

子どもまんなか 笑顔と夢が広がるまち いわき

を「第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念とします。

2 基本目標

基本目標Ⅰ

安心して子どもを産み育てるために

相談体制の充実など、安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備に取り組みます。

多様なニーズに対応できる教育・保育環境の整備など、就労と子育ての両立の支援に取り組みます。

基本目標Ⅱ

子どもが健やかに育まれるために

子どもの権利が守られ、自分を大切にできる心を持つことができる環境づくりや、子どもの健康、疾病の予防、生活習慣の基礎づくりなどに取り組みます。

様々な体験や人との関わりなどを通じて「生きる力」を高めるための豊かな学びの土壌づくりに取り組みます。

基本目標Ⅲ

支援を必要とする子どもとその家庭のために

きめ細かな相談対応や継続的な支援を行うとともに、関係機関と連携し、児童虐待の防止や子どもの貧困対策などに取り組みます。

ひとり親家庭等の負担軽減を図るなど、配慮が必要な家庭を支え、安心して子育てができる環境づくりに取り組みます。

基本目標Ⅳ

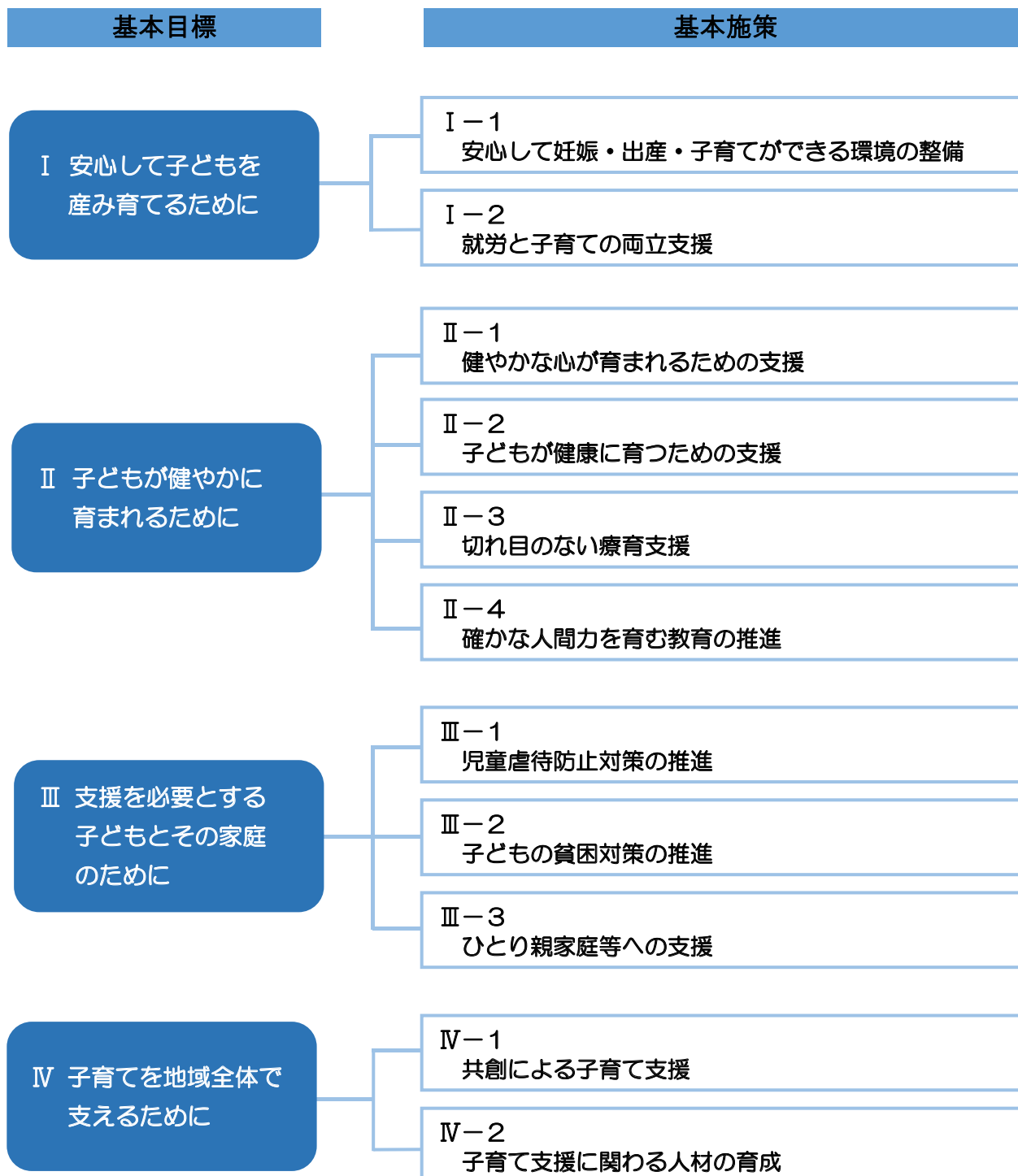
子育てを地域全体で支えるために

地域住民の多くが子育てへの関心・理解を深め、地域における様々な主体が連携しながら、地域全体で子どもを守り、育てる環境づくりに取り組みます。

3 施策体系

基本理念

子どもまんなか 笑顔と夢が広がるまち いわき



第4章 子ども・子育て支援施策

第4章 子ども・子育て支援施策

基本 目標 I

安心して子どもを産み育てるために

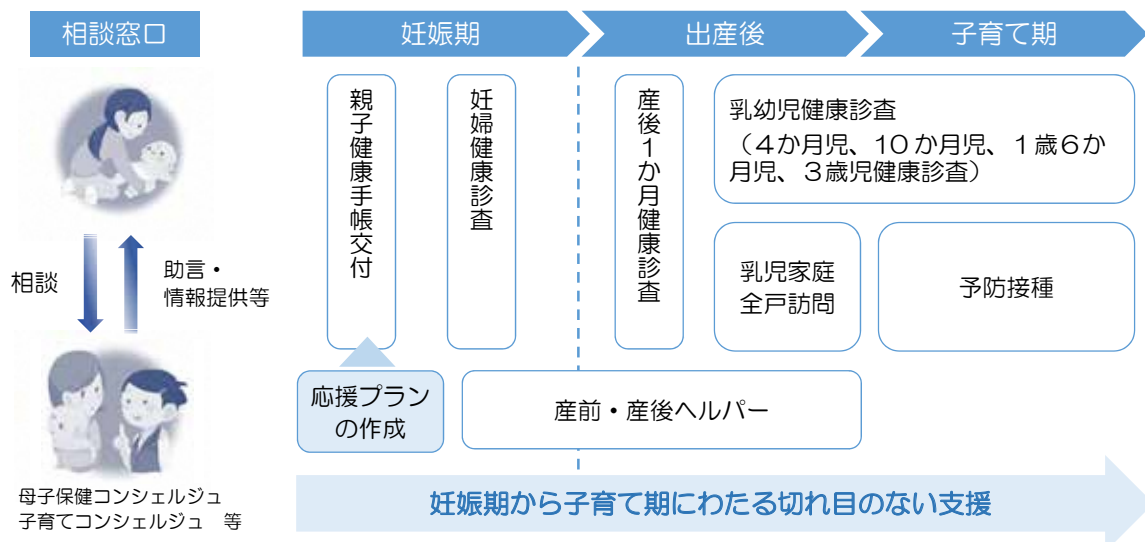
1 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備

- ◆ 少子化、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会の変化に伴い生じる様々なニーズに対応し、妊娠・出産・子育てに関する不安感や負担感を軽減させるため、家庭の状況に応じたきめ細かな相談支援や情報提供の充実を図るなど、引き続き、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援が求められています。
- ◆ 希望する妊娠・出産を実現し、地域の中で安心して育児ができるよう、正しい知識の普及・啓発や相談支援等の一層の充実、健診の受診率向上、関係機関との連携強化等が必要となっています。
- ◆ 子育て世帯が安心して子どもを産み育てるため、家庭はもとより、地域社会全体でも、安全・安心に配慮した生活環境づくりの充実が必要となっています。

【具体的施策の展開】

＜「いわきネウボラ」のイメージ＞

出産、子育てに関する不安や悩みを解消し、孤立を防止するとともに、安定した状態で出産、子育てできる環境の整備を図ること、また、子どもの人権を守りながら、健やかな成長を支援することを目的に、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行うための新しい支え合いの仕組みとして、「いわきネウボラ」を展開します。



(1) 相談体制・情報提供の充実

妊娠や出産、子育てに関する不安や悩みを早期に解消するため、相談窓口の充実を図るとともに、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない相談体制の確立に努めます。

また、子育てに関する情報を一元管理し、多様な媒体を活用した情報発信に努めるとともに、保護者同士による仲間づくりや交流の場・機会を提供します。

<主な取組み>

No.	項目	事業内容	担当課等
1	母子保健コンシェルジュ・子育てコンシェルジュサービス事業	ワンストップ拠点として各地区保健福祉センターに「母子保健コンシェルジュ」及び「子育てコンシェルジュ」を配置し、妊婦や子育て世帯の様々なニーズに応じた情報提供や相談・助言等の支援を行います。	こどもみらい課 こども家庭課
2	地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子の交流の場を提供し、交流を促進するとともに、子育て等に関する相談・情報提供を行います。	こども支援課
3	保育所・幼稚園における相談機能等の充実	保育所や幼稚園において、地域の子育て家庭から相談等を受けられるような体制整備を推進します。	こども支援課
4	母と子に関する電話相談	子どもの発育・発達、病気、子育てに関する悩みなどに各地区保健福祉センターの保健師が随時電話等で相談に対応します。	こども家庭課
5	家庭相談員等の配置	地区保健福祉センターに家庭相談員及び女性相談員を配置し、家庭における児童の養育問題や、ドメスティック・バイオレンスなどに対する相談・助言等の支援を行います。	こども家庭課
6	子育て世代のための地域交流支援事業	育児不安の解消、民間支援者の育成及び虐待の未然防止等を目的として、専門家への相談、親同士の交流及びいわきネウボラの周知を行う交流会を開催します。	こどもみらい課
7	子育て情報の発信	妊産婦や子育て世代の方が、必要な時に必要な情報を入手できるよう、「子育て支援アプリ（いわきおやこっこアプリ）」や「いわき子ども・子育て支援サイト」、「子育て支援冊子（こどもみらいBOOK）」などを通して発信します。	こどもみらい課

(2) 妊娠・出産・産後への支援

妊娠・出産、さらには、出産後の不安を軽減するとともに、子どもの健やかな成長が図られるよう、各種健康診査や相談事業などを通じた支援を推進します。

<主な取組み>

No.	項目	事業内容	担当課等
1	母子健康手帳 (親子健康手帳) の交付	妊娠届出をした妊婦に対し、母子健康手帳(親子健康手帳)を交付し、妊娠・出産・育児期において母と子の一貫した健康管理を推進します。	こども家庭課
2	妊産婦相談	母子健康手帳(親子健康手帳)交付時等に、面接又は電話等により、妊娠・産後の経過に応じ、個別相談及び支援を行います。	こども家庭課
3	妊産婦健康診査事業	母体及び胎児の異常の早期発見・早期治療を図るため、妊婦健康診査費用及び産後1か月健康診査費用を補助します。	こども家庭課
4	産前・産後サポート事業	地域子育て支援拠点等において、助産師による妊産婦への個別相談や、ミニ講座を受講しながら妊産婦の交流が図れる相談会を開催します。	こども家庭課
5	妊産婦・新生児訪問指導	妊婦、産婦、新生児(生後28日以内)を対象に、保健師が家庭訪問し、相談や妊娠・産後の経過に応じた保健指導を行います。	こども家庭課
6	いわきっ子健やか訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業)	乳児の健全な養育環境を確保するとともに、虐待等の早期発見に努めるため、生後4か月までの乳児の全戸訪問を行います。	こども家庭課
7	養育支援訪問事業	産前・産後に様々な原因で養育が困難になるなど、養育支援が特に必要であると判断される家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。	こども家庭課
8	乳幼児健康診査	発達の節目である時期に、疾病・異常の早期発見、成長発達の評価に基づく保健指導を行うことで、疾病予防、早期対応、育児不安の軽減及び健康の保持増進を図ります。	こども家庭課
9	産前・産後ヘルパー派遣事業	保健師等が家庭を訪問した際、特に支援が必要と認めた家庭に対し、洗濯・掃除等簡単な家事等の援助を行うヘルパーを派遣します。	こども家庭課

No.	項目	事業内容	担当課等
10	産後ケア事業	産後の母子に対し、産科医療機関・助産所において、「日帰り」や「宿泊」による心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。	こども家庭課
11	出産支援金支給事業	出産を奨励・祝福するとともに、出産に係る経済的な負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備に寄与するため、出産支援金を支給します。	こども家庭課
12	赤ちゃん絵本プレゼント事業	出産を祝福するとともに、乳幼児期における絵本の読み聞かせを通じ、親子のふれあいの大切さを伝え、安心して子育てできるよう支援するため、絵本をプレゼントします。	こども家庭課
13	授乳支援（おっぱい相談）事業	子どもの健やかな発育の促進と母乳育児の確立、さらに育児不安の軽減を図るため、助産師の専門性を活用した授乳相談を行います。	こども家庭課
14	育児不安対策事業	子育て中の保護者を対象に、「育児不安の解消」、「子育てに関する理解の促進」、「育児の孤立を防ぐ」等を目的とした教室を開催します。	こども家庭課
15	プレママ・プレパパクラス	初めての出産を迎える妊婦とその夫を対象に、妊娠・出産・育児に関する正しい知識を学び、前向きに子育てができるよう支援を行います。	こども家庭課
16	ホームスタート事業	育児不安の緩和及び虐待等の未然防止など、子育て家庭の孤立化を防ぐことを目的とし、妊産婦や未就学児のいる家庭に、研修を受けた地域子育て経験者（ボランティア）が訪問し、家庭訪問型の子育て支援を行います。	こども家庭課
17	不妊・不育症総合相談	不妊及び不育症に関し、検査や治療のこと、身体や精神的な悩みなどについて、気軽に相談できるよう相談体制を充実します。	こども家庭課
18	不妊治療への支援	不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療費及び男性不妊治療費の一部を助成します。	こども家庭課
19	児童手当	中学校卒業までの児童を養育している方に対して児童手当を支給します。	こども家庭課

(3) 安心して子育てできる生活環境の整備

子どもや子育て家庭が地域の中で安心して生活できるよう、事故防止対策や教育・保育環境の充実を図るなど、安全・安心のまちづくりに努めます。

<主な取組み>

No.	項目	事業内容	担当課等
1	保育所等の園外活動時の安全管理	散歩コースの安全点検や保育士等による安全確保の行動を徹底するなど、園外活動時における児童の安全確保に努めます。	こども支援課
2	交通教室	保育所や幼稚園、学校等に交通指導員を派遣し交通教室を開催するなど、交通安全思想の普及に努めます。	市民生活課
3	交通教育専門員による立哨指導	登校時、通学路に交通教育専門員を配置し、保護誘導活動を行う立哨指導を推進します。	市民生活課
4	子ども避難の家	児童生徒が登下校中などに危険にさらされることのないよう、いざというときに逃げ込むことのできる場所等の設置を推進します。	学校教育課
5	防犯灯整備事業	子どもが犯罪等の被害に遭わないように、通学路等における防犯灯の整備を支援します。	市民生活課
6	「福祉のまちづくり」の推進	乳幼児を連れた人たちが安心して快適に生活できるまちづくりを進めるために、福祉教育や広報活動の充実にも努めます。	障がい福祉課
7	赤ちゃんの駅事業	乳幼児連れの保護者が授乳やおむつ替え等のために気軽に立ち寄ることができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、広く周知に努めます。	こども支援課
8	ちびっこ広場の整備	町内会等の民間団体が空き地を活用し、自主的に行う子どもの遊び場の整備等を支援します。	こども支援課
9	児童館や児童遊園などの管理運営	子どもが自由に来訪し、安心して遊ぶことができる場を確保するため、児童館や児童遊園などの適正な管理運営を行います。	こども支援課
10	こども元気センターの管理運営	子どもに健全な遊び、学習等の場を提供するとともに、子育て家庭及び地域社会との交流促進を図るため、こども元気センターの適正な管理運営を行います。	こども支援課

No.	項目	事業内容	担当課等
11	都市公園等の整備	遊具の安全確保に関する指針等に基づき、遊具の点検・改修など、都市公園等の整備を推進します。	公園緑地課
12	親水公園の整備・保全	親水公園等をはじめとする、人々に安らぎを与える水辺環境の整備を推進します。	河川課
13	保育所・幼稚園の園庭開放	地域の子育て家庭に身近な遊び場を提供するため、保育所や幼稚園の園庭開放を推進します。	こども支援課
14	屋内遊び場の適正な管理運営	屋内でのびのびと安心して遊べる場の確保を目的として、屋内遊び場の適正な管理運営を行います。	こども支援課
15	公立保育所の整備	公立保育所の老朽化や耐震化の状況を踏まえ、施設の安全性及び保育環境の向上を図るため、耐震化や新たな施設整備などを推進します。	こどもみらい課
16	民間児童福祉施設建設補助金	私立保育所等が行う新たな施設整備や改築、改修等への支援を行います。	こどもみらい課
17	認定こども園整備事業費補助金	認定こども園への移行に向けた施設整備を行う私立幼稚園等や、施設の改修等を行う認定こども園への支援を行います。	こどもみらい課
18	母子世帯等の優先入居の実施	母子世帯等を対象とした市営住宅の優先入居物件について、母子世帯等に限定して公募を行い、母子世帯等の入居を推進します。	住宅営繕課
19	まちなか定住促進事業	まちなか居住区域の人口密度の維持等を図るため、主に若い世代（子育て世代など）を対象とし、当該区域外から区域内に移住する際に必要な住宅の取得等費用の一部を支援します。	都市計画課
20	都市機能誘導施設等整備促進事業	都市機能誘導区域への誘導施設（保育所等）及び既存誘導施設の維持に係る施設整備等の費用の一部を支援します。	都市計画課
21	三世帯同居・近居支援事業	三世帯からなる世帯が新たに同居若しくは近居する場合に、住宅の取得費や増改築等の改修費の一部を支援します。	住まい政策課

2 就労と子育ての両立支援

- ◆ 共働き世帯の増加や保護者の働き方の多様化などに対応し、子どもの健やかな成長を支えるため、延長保育や一時預かり、病児・病後児保育等をはじめとする多様な教育・保育環境の充実が求められています。
- ◆ 妊娠・出産・子育てについて自らの意思が尊重され、仕事と家庭、地域生活との両立を図ることができるよう、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの確保に向けた意識の醸成や環境の整備が必要となっています。

【具体的施策の展開】

(1) 多様な教育・保育環境の整備

共働き世帯の増加や就労形態等の多様化に伴う、保育ニーズの高まりに対応するため、認定こども園や小規模保育事業などによる受皿の確保をはじめ、一時預かり、病児・病後児保育、放課後児童クラブ等の多様なニーズに対応する環境の整備に努めます。

<主な取組み>

No.	項目	事業内容	担当課等
1	乳児保育事業	保護者の就労と子育ての両立を支援するため、0歳児の保育を実施します。	こども支援課
2	延長保育事業	保護者の就労等により、通常の保育時間に子どもの送迎ができない場合に、保育時間を延長して保育を実施します。	こども支援課
3	一時預かり事業 (幼稚園)	保護者の就労等により、幼稚園(認定こども園)に在籍している園児を当該施設の教育時間を超えて預かります。	こども支援課
4	一時預かり事業 (保育所等)	保護者の就労等により、家庭において保育することが一時的に困難になった子どもを、保育所等において一時的に預かります。	こども支援課
5	休日保育事業	保護者の就労等により、日曜日や祝日において保育が必要な子どもの保育を実施します。	こども支援課
6	放課後児童クラブの 充実	保護者の就労等により、昼間保護者のいない家庭の小学生に対して、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図ります。	こども支援課

No.	項目	事業内容	担当課等
7	病児・病後児保育事業	病気の回復期にあり、普段通っている保育所等での集団生活が困難な児童を病児・病後児保育室等で一時的に預かります。	こども支援課
8	ファミリー・サポート・センター事業	児童の預かりなどの援助を受けることを希望する方（依頼会員）と援助を行うことを希望する方（協力会員）の相互援助活動を支援します。	こども支援課
9	病児・緊急対応強化事業（緊急サポート事業）	病気等により子どもの通園・通学が困難な場合の預かりや、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど、会員同士で子育てを助け合う相互援助を支援します。	こども支援課
10	子育て短期支援事業	保護者の疾病等により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、夜間や短期間の宿泊を伴う児童の預かりを行います。	こども支援課
11	障がい児保育・統合保育の充実	障がいの程度に応じて保育士、幼稚園教諭の配置を適切に行い、保育所、幼稚園における障がい児の受入れの充実に努めます。	こども支援課
12	保育施設巡回支援指導事業	認可外保育施設に対する保育の質を確保するため、当該施設を巡回し、保育に関する専門的な助言・指導を行います。	こどもみらい課

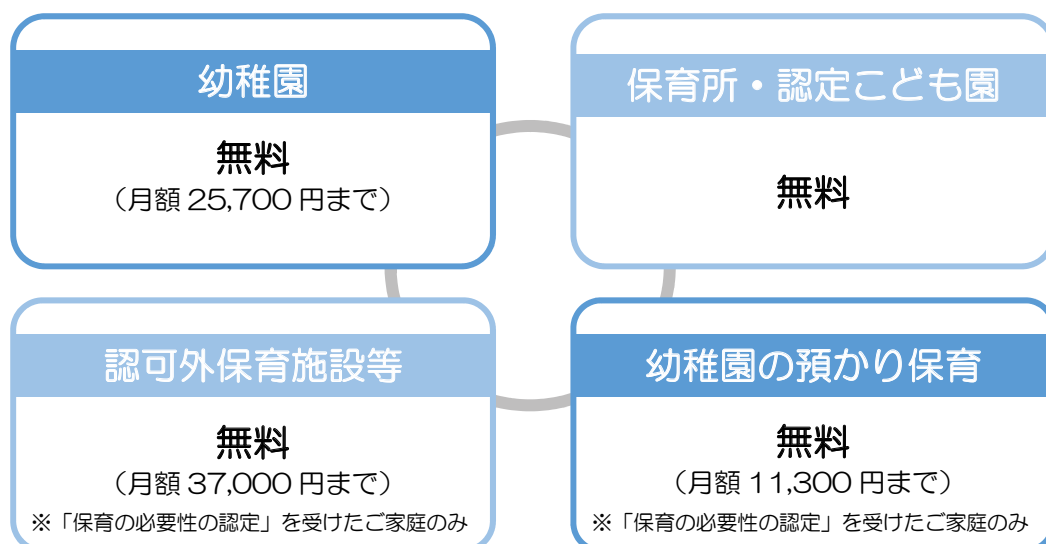
<教育・保育等の認定>

子ども・子育て支援新制度では、保育所等を利用する場合に教育・保育の認定の区分に応じて保護者の所在市町村から認定を受ける必要があります。（教育・保育給付認定）

また、令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、預かり保育や認可外保育施設等の施設の保育料等の無償化を受けるためには、それぞれの区分に応じた認定が必要になります。

＜幼児教育・保育の無償化＞

子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、子どもの健やかな成長を支援するため、保育所及び幼稚園などを利用する3歳から5歳（就学前）までの幼児の利用料（保育料・授業料）を無償化します。



※ 市民税非課税世帯の0歳から2歳までの乳幼児についても、保育の必要性が認められた場合、利用料を無償化します。



(2) 子育てしやすい雇用環境の整備

仕事と子育てを両立し、子育てしやすい環境を整備するため、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識の浸透を図ります。

また、企業に対し、育児休業制度を含む子育てに関わる各種制度の普及・啓発を行うなど、多様な働き方についての理解促進に努めます。

<主な取組み>

No.	項目	事業内容	担当課等
1	育児休業制度の普及 推進	仕事と家庭環境の両立を目的に、国の関連助成金制度について、市ホームページに掲載することにより、事業者への周知を図ります。	商業労政課
2	女性活躍推進企業の 認証	女性の活躍推進及び男女共同参画の普及を図るため、男女ともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業等を認証・公表します。	商業労政課
3	子育て女性等の就労 支援	子育て中の女性等が安心して相談ができるよう、ハローワーク内に設置する「マザーズハローワーク」等の利用促進を図るため、市ホームページ等を通じて周知を行います。	商業労政課
4	ワーク・ライフ・ バランスの意識の浸透	仕事と生活のバランスのとれた働き方の重要性と有用性について、企業や市民への浸透を図ります。	男女共同参画 センター
5	イクボスの普及・啓発	男女共同参画に積極的に取り組み、男女ともに働きやすい職場環境の整備促進を図るため、企業や団体等に対して「イクボス」の普及・啓発に努めます。	男女共同参画 センター
6	男女共同参画情報紙の 発行	市男女共同参画情報紙「W i n g」の発行により、家庭における男女の責任共有や子育てにおける男女共同参画の啓発に努めます。	男女共同参画 センター
7	男女共同参画講座	家庭や子育てにおける男女共同参画や企業等における男女がともに働きやすい職場環境整備の啓発、女性の登用や育成等の推進を目的として各種講座を開催します。	男女共同参画 センター
8	市男女共同参画審議会	有識者等の委員から構成される審議会において、本市の男女共同参画プランにおける各種施策の総合的推進のため、審議を行います。	男女共同参画 センター

基本
目標 II

子どもが健やかに育まれるために

1 健やかな心が育まれるための支援

- ◆ 保育所や学校、家庭、地域社会等、あらゆる環境下において、子どもが人格を持った一人の人間として尊重され、心身共に健やかに成長できるよう、子どもの現在（いま）を大切にしながら、一人ひとりの状況に応じた支援を行う必要があります。
- ◆ 子ども一人ひとりが、「かけがえのない大切な存在」として、いのちや人と人とのきずなを大切にし、健康で豊かな心が育まれるよう、家庭、地域、学校などの関係機関が連携・協力しながら支援を行う必要があります。

【具体的施策の展開】

(1) 子どもの人権尊重・健全育成

「児童の権利に関する条約」に基づき、子どもを一人の人間として尊重するとともに、子どもを大切に育てる社会をつくるため、子どもの人権に関する啓発等を積極的に推進します。

また、いじめや不登校への対策、思春期等における保健対策などの充実を図るなど、子どもの健やかな成長を支援します。

<主な取組み>

No.	項目	事業内容	担当課等
1	子どもの人権啓発活動	行政や市民が一丸となって子どもの人権を擁護する観点から、関係機関との連携により、子どもの権利に関する啓発活動を推進します。	こども家庭課
2	青少年・家庭教育研修講座	地域や家庭における教育力の向上に寄与するノウハウを取得するとともに、次世代を担う子どもたちの健全育成を推進するため、「青少年・家庭教育研修講座」を開催します。	生涯学習課
3	青少年ボランティア事業	市内の青少年にボランティアや体験活動の場を提供し、その意識向上や、思いやり・奉仕の心などの精神面の充実を図ります。	生涯学習課
4	青少年自然体験活動事業	小・中学生を対象とした野外活動等の交流事業等を通して、社会性や協調性を養うなど、青少年の育成に努めます。	生涯学習課

No.	項目	事業内容	担当課等
5	子ども会育成会への支援	子ども会を通した青少年の健全育成を図るため、子ども会育成会の活動を支援します。	生涯学習課
6	スポーツ少年団への支援	スポーツ活動を通した青少年の健全育成を図るため、スポーツ少年団の活動を支援します。	スポーツ振興課
7	青少年の健全育成	青少年の非行防止・早期発見を目的とした街頭補導などの地域活動を推進します。	生涯学習課
8	いじめ問題対策の強化	いじめ根絶に向けての啓発活動など、いじめのない子どもが輝くまちづくり推進事業を実施するほか、生徒指導委員連絡協議会等の開催を通して、いじめ根絶を目指します。	学校教育課
9	不登校対策事業	心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因等の背景により、年間 30 日以上欠席している不登校児童生徒を対象とする適応指導教室「チャレンジホーム」を開設し、学校への復帰を支援します。	学校教育課 総合教育センター
10	教育相談事業	すこやか教育相談や子ども健康教育相談を実施し、子どもの教育・養育問題や心身の発達、就学関係などに対応します。	総合教育センター
11	緊急スクールカウンセラー等設置事業	児童生徒等の心のケアや、教職員・保護者への助言・援助など様々な課題に対応するため、総合教育センター及び小・中学校にスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置します。	総合教育センター
12	心の教室相談員設置事業	児童生徒の悩みや不安、ストレスを和らげることができるよう、相談員を配置します。	総合教育センター
13	保育サポート事業	保育所を訪問し、心理的に不安定となっている児童について、経過観察し、必要に応じて専門機関への橋渡し等を行います。	こども支援課
14	いのちを育む教育の推進	「市『いのちを育む教育』の指針」に基づき、思春期保健の課題を明らかにしながら関係者が協働で対策を検討し、対象の年齢や必要性に合わせ、命の尊さや人と人とのきずなの大切さを学ぶための活動を推進します。	こども家庭課 学校教育課

No.	項目	事業内容	担当課等
15	おやこいのちの教育教室	乳幼児期の親子を対象に、早期から性や命の誕生等に関する正しい情報に触れる機会や、親子が向き合って話し合えるきっかけづくりの場を提供します。	こども家庭課
16	性・生教育セミナー	思春期の子どもたちが自分の性や生について、生命の尊さを基本として仲間とともに考える機会を提供します。	こども家庭課
17	学校教育における保健学習の充実	心身の発達や健康と環境等に関して学習し、課題の解決の仕方を身に付けるよう、保健学習の充実を図ります。	学校教育課
18	エイズ・性感染症予防教育	学校・企業等へ講師を派遣し、エイズや性感染症についての正しい知識の普及を図ります。	保健所総務課
19	思春期健康相談の実施	心の問題で悩みを持つ方やその家族を対象とした相談、思春期の体や性に関する悩みなどに広く対応できるよう、思春期健康相談の充実を図ります。	こども家庭課
20	薬物乱用防止教室	小・中学生を対象とした薬物乱用防止教室を開催し、薬物の危険性について、普及・啓発を図ります。	保健所総務課

2 子どもが健康に育つための支援

- ◆ 子どもが健康で安全・安心に暮らしていくことができるよう、家庭や保育所等と連携した幼児期からの生活習慣の基礎づくりや健診受診、疾病の予防等に努めていく必要があります。
- ◆ 子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児科医をはじめ、医療に携わる人材の確保、関係機関の連携強化など、小児医療提供体制の充実を図る必要があります。

【具体的施策の展開】

(1) 生活習慣の基礎づくり

幼児期から正しい生活習慣を身に付けるため、妊婦及び保護者に対する健康教育の充実を図り、生活習慣の確立に向けた支援を推進します。

また、家庭・学校・地域など多様な主体と連携を図りながら、幅広く生活習慣に関する知識の普及啓発を推進します。

<主な取組み>

No.	項目	事業内容	担当課等
1	「健康いわき 21」の推進	市民の主体的な健康づくりの推進を図るため、社会全体で市民の健康づくりに取り組むための計画「健康いわき 21」を推進します。	健康づくり推進課
2	いわきっ子生活習慣病予防健診事業	若年からの生活習慣病予防の取組みを促すため、中学2年生の貧血検査に、血糖や脂質等の検査を追加し、保健指導等を実施します。	健康づくり推進課
3	いわきっ子・いきいき健やか食育事業（幼児期・学童期・思春期）	食育を推進するため、幼児期から思春期を対象として楽しく学習する機会を提供します。	保健所地域保健課
4	学校・保育所等における食育の推進	学校・学校給食共同調理場・保育所・幼稚園等において、保護者や地域と連携した食育の推進に取り組みます。	こども支援課 学校教育課 学校支援課
5	離乳食教室	正しい食習慣の基礎づくりの第一歩として、初期の離乳食の進め方等について学習する機会を提供します。	こども家庭課

No.	項目	事業内容	担当課等
6	地域歯科保健推進事業 （「歯ピカリ教室」、 「かわいい歯を大切に」）	好ましい歯の健康習慣を身に付けるため、歯科衛生士による健康教育を推進します。	保健所地域保健課
7	歯の衛生週間における みがき残しチェック	小学生を対象として、口腔衛生意識や技術の向上を図るため、みがき残しのチェックや歯みがき指導を実施します。	学校教育課
8	メディアとの適切な かかわりに関する 普及・啓発の推進	テレビやビデオ等のメディアに長時間接することがもたらす、子どもの心身への影響について、乳幼児の保護者や児童生徒及びその保護者に対し、母子保健・学校保健において、意識の啓発を図ります。	こども家庭課 学校教育課

(2) 疾病予防の充実

予防接種事業を推進するとともに、乳幼児健康診査や健康教育等の充実により、疾病予防・健康増進に関する情報提供等に努めます。

<主な取り組み>

No.	項目	事業内容	担当課等
1	乳幼児健康診査（再掲）	発達の節目である時期に、疾病・異常の早期発見、成長発達の評価に基づく保健指導を行うことで、疾病予防、早期対応、育児不安の軽減及び健康の保持増進を図ります。	こども家庭課
2	予防接種事業	予防接種法に基づいた予防接種を実施するとともに、接種率の維持・向上を図ります。	保健所総務課
3	保育所等定期健康診断	保育所や幼稚園等の入所児童に対し、年2回の定期健康診断、年1回の歯科健康診査を実施します。	こども支援課
4	健康相談・健康教育	各種健康相談や健康教育において、子どもの発育や発達・子育ての悩みや不安についての相談や健康増進・疾病予防に関する保健指導を実施します。	こども家庭課

No.	項目	事業内容	担当課等
5	幼児むし歯予防対策事業	1歳6か月児及び3歳児健康診査の受診者でフッ化物塗布を希望する方を対象に、フッ化物歯面塗布及び歯科保健指導を行います。	保健所地域保健課
6	フッ化物洗口事業	保育所・幼稚園等の4歳以上の児童及び小学校の児童を対象に、集団で低濃度のフッ化物洗口液でうがいをすることで、むし歯の予防を図り、生涯を通じた歯と口腔の健康づくりを推進します。	保健所地域保健課 こども支援課 学校教育課
7	新生児聴覚検査支援事業	新生児聴覚検査に係る費用の一部助成を行うとともに、検査により把握された要支援児に対する療育が遅滞なく実施されるよう、適切な指導援助を行います。	こども家庭課
8	受動喫煙防止対策の普及・啓発	喫煙が健康に及ぼす悪影響について、禁煙週間における取組み、小・中学校、高校等での健康教育の実施や出前講座等により、知識の普及・啓発を図ります。	保健所地域保健課
9	応急手当講習会	応急手当の普及講習会等を実施し、子どもの急病や事故に対する予防法及び応急処置について普及・啓発を行います。	消防本部警防課

(3) 小児医療の充実

地域において、子どもが安全で良質な医療サービスを受けられるよう、関係機関と連携を強化し、小児医療提供体制や周産期医療体制の整備等の更なる充実を図ります。

<主な取組み>

No.	項目	事業内容	担当課等
1	休日夜間急病診療所	休日及び夜間における一次救急医療を確保するため、軽症の急病患者に対し内科・小児科の診療を行います。	地域医療課
2	休日救急歯科診療所	休日の救急患者に対して応急的な歯科診療を行うとともに、一定の技術を要する障がい者歯科診療を行います。	保健所総務課

No.	項目	事業内容	担当課等
3	休日在宅当番医制	休日の昼間における軽症の急病者の診療を各地区の医療機関が分担して実施します。 また、小児専門医療機関が毎週日曜日、当番で診療を行っているほか、泌尿器科及び眼科の専門医療機関も診療を行っています。	地域医療課
4	周産期医療	地域周産期母子医療センターとして、妊娠母体の早産や異常分娩の危険性が想定される場合や、新生児に異常が見られる場合など、ハイリスク妊娠及び新生児に対応した周産期医療を行います。	医療センター
5	医療提供体制支援事業	市内において不足している特定診療科（小児科、産科等）を再開、又は新設する場合に、診療室の改修などの施設整備や医療機器などの購入に要する費用の一部を助成します。	地域医療課
6	診療所開設支援事業	市内における診療所を確保するため、市内に新規開設・承継する診療所（小児科、産科等）に対してその開設費用の一部を助成します。	地域医療課
7	乳幼児医療費助成事業	乳幼児の疾病又は負傷の治療を促進し、保健の向上を図るため、乳幼児の医療費の一部を助成します。	保健福祉課
8	子ども医療費助成事業	小学校1年生から18歳までの子どもの通院・入院にかかる医療費助成を行います。	保健福祉課
9	養育医療給付事業	身体の発育が未熟なまま出生し、入院が必要な未熟児に対して、健全な養育が図れるよう、その養育に必要な医療費の一部を助成します。	こども家庭課
10	育成医療給付事業	身体上の障がいを持つ、又は原疾患を放置すれば、将来障がいを残すと認められる子どもが、確実な治療効果が期待できる場合に対象となる医療費の一部を助成します。	こども家庭課
11	小児慢性特定疾病医療支援事業	小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、児童の健全育成等が図れるよう、医療費の一部を助成します。	こども家庭課
12	重度心身障害者医療費給付事業	障がい児を含む重度心身障がい者の健康の保持及び福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。	保健福祉課
13	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の親及び児童、あるいは父のいない児童に対し、その健康の保持及び児童の福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。	保健福祉課

3 切れ目のない療育支援

- ◆ 障がいのある子どもの育ちを支えていくためには、早期の「気づき」と関係機関の連携による子どもや家族の状態に応じた適切な支援を行うことが必要です。
- ◆ 小学校入学など、大きな環境の変化により、子どもや保護者が抱く不安などを軽減するため、保育所、幼稚園、小学校等の連携による切れ目のない支援を行う必要があります。

【具体的施策の展開】

(1) 障がいの早期発見・相談・支援

保護者等の相談に的確に応じ、適切な療育機関に誘導するなど、早期に発達支援を受けることができるよう、子どもとその保護者を支援します。

また、ライフステージに合わせ適切で幅広い療育支援が受けられるよう、関係機関が連携を図りながら、一貫した療育支援を提供できる体制づくりを推進します。

<主な取り組み>

No.	項目	事業内容	担当課等
1	乳幼児健康診査（再掲）	発達の節目である時期に、疾病・異常の早期発見、成長発達の評価に基づく保健指導を行うことで、疾病予防、早期対応、育児不安の軽減及び健康の保持増進を図ります。	こども家庭課
2	乳幼児発達医療相談会	運動面や精神面に発達の遅れがある乳幼児を対象に、運動面については小児科医師、精神面は児童精神科医師の診察を基に、心理判定員、理学療法士による専門相談を行います。	子育てサポートセンター
3	園児のためのこども発達相談会	保育所・幼稚園等に在籍する障がい又は障がいの疑いや、行動上の問題のある児童、保護者、保育に関わる職員等を対象に、心理判定員による発達発育の評価及び助言を行います。	子育てサポートセンター
4	障がい児保育判定・次年度入所児相談会	保育所等における統合保育（配慮を要する子どもとともに過ごす集団保育）を行うに当たり、障がい児保育専門委員等による指導助言、相談等を行い、乳幼児の成長・発達を促進します。	こども支援課 子育てサポートセンター

No.	項目	事業内容	担当課等
5	障がい児保育・統合保育の充実（再掲）	障がいの程度に応じて保育士、幼稚園教諭の配置を適切に行い、保育所、幼稚園における障がい児の受入れの充実に努めます。	こども支援課
6	障がい児保育研修	障がい児保育に関する研修会の開催などにより、保育所・幼稚園等における障がい児の受入れ体制の充実を図ります。	子育てサポートセンター
7	発音とことばの相談会	支援が必要な子どもや言語発達に問題を持つ子どもに対して、心理判定員、言語聴覚士、保健師等による助言指導を継続的に実施します。	子育てサポートセンター
8	おやこ教室	子どもの発達・行動上の問題に対して、集団遊びを通して子どもの発達を促すとともに、発達検査・個別相談を行い、適切な療育へ結び付けていきます。	子育てサポートセンター
9	訪問指導	発育・発達に問題を持つ子ども及び長期にわたる治療を必要とする子どもに対し、保健師等が家庭・保育所・幼稚園等を訪問し、個々のケースに応じた支援を実施します。	子育てサポートセンター
10	ペアレント・トレーニング事業	親が子どもの持つ特性を理解し、子どもへの対応の仕方について学び、親子の日常生活がより穏やかに送れるようサポートします。	子育てサポートセンター
11	療育相談指導事業	長期にわたる治療を必要とする子どもと家族を対象に、家族同士の交流を図りながら、医師等による療養生活相談、助言、精神的支援を行います。	子育てサポートセンター
12	発達学習会	障がい児保育に携わる職員やその保護者が、子どもの障がいの特性や問題行動について理解を深め、適切な関わりを知るための学習会を開催します。	子育てサポートセンター
13	こども発達支援連絡会議	専門療育機関を含む各関係機関の連携をさらに強化するため、連絡会議を開催し、意見や情報の交換等を行います。	子育てサポートセンター
14	いわきっ子入学支援シート	入学前の子どもの成長や発達の歩みなど、保護者、療育機関、保育所等が協力してシートにまとめ、入学先に切れ目なく伝えることで、一貫性を持った配慮・支援を行います。	子育てサポートセンター

No.	項目	事業内容	担当課等
15	特別支援教育の充実	障がいのある児童生徒一人ひとりのニーズに応じた教育の実現を図るため、各学校に支援員を配置し、特別支援教育の充実に努めます。	総合教育センター
16	市立学校特別支援教育推進事業	特別支援教育コーディネーターが中心となり、学校全体で支援をする体制を整備するとともに、医療、保健、福祉、教育等の関係機関と連携し、相談体制の充実に努めます。 また、教員向けの専門研修の開催等により、教育環境の充実に努めます。	総合教育センター
17	児童発達支援	未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得、集団生活への訓練、その他必要な支援を行います。	障がい福祉課
18	地域療育等支援事業	障がい児施設が有する機能を活用して、巡回相談、訪問健康診断等により療育機能の充実に努めます。	障がい福祉課
19	居宅訪問型児童発達支援	障がいにより通所が困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の習得等の支援を行います。	障がい福祉課
20	保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	障がい福祉課
21	放課後等デイサービス	小学校に就学している障がい児を対象とし、学校授業終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。	障がい福祉課
22	入浴サービスの利用機会確保	在宅の重度障がい児が入浴機会を確保できるように、支援体制の整備に努めます。	障がい福祉課
23	障害児相談支援事業	障害児通所支援を申請した障がいのある児童について、障害児支援利用計画の作成、及び支給決定後の障害児支援利用計画の見直し（モニタリング）を行います。	障がい福祉課
24	在宅支援サービスの充実	障がい児及びその家族への支援として、通所支援や短期入所などの在宅支援サービスの充実に努めます。	障がい福祉課

No.	項目	事業内容	担当課等
25	口腔・栄養ケア推進事業	心身障がい児等を対象とした健康教育や在宅障がい児への訪問指導を通し、歯科保健や栄養指導を推進します。	保健所地域保健課



4 確かな人間力を育む教育の推進

- ◆ 人格形成の基礎となる重要な幼児期において、様々な体験や人との関わりなどを通じて「生きる力」を身に付けるため、成長過程に応じた適切な教育活動など、豊かな学びの土壌づくりに取り組む必要があります。
- ◆ 「生きる力」を育成するため、家庭・学校・地域等が、有機的に協働し、「多様な主体による協働型の教育」を推進していく必要があります。

【具体的施策の展開】

(1) 家庭教育・学校教育の充実

子どもの成長に応じた家庭教育を推進するため、保育所、幼稚園、学校及び公民館等の関係機関が連携した取組みに努めます。

また、知・徳・体をバランスよく育成し、「生きる力」を育むため、学校教育の充実を図るとともに、家庭・学校・地域等の多様な主体による協働型の教育を推進します。

<主な取組み>

No.	項目	事業内容	担当課等
1	子育て講演会	子育て家庭を対象とした子育てに関する講演会等の開催により、家庭教育の充実を図ります。	子育てサポートセンター
2	家庭教育講座	公民館において、乳幼児から中高生を持つ子育て家庭を対象とした家庭教育に関する講座の充実努めます。	生涯学習課
3	「子育て学習」の開催	翌年度に小学校に入学する子どもを持つ保護者を対象に、小学校就学時健康診断や学校入学説明会の際に家庭教育講座を開催します。	生涯学習課
4	子どもの読書活動の推進	子どもたちが家庭や地域、学校等において、日常的に本と出会い、読書に親しむことができるような機会の充実と環境づくりを推進します。	総合図書館
5	保幼小連携推進事業	就学前から小学校への滑らかな接続ができるよう、保育所・幼稚園等及び小学校との相互理解と連携推進に向けた各種の取組みを行います。	こども支援課

No.	項目	事業内容	担当課等
6	少人数指導の推進	30人学級制やチーム・ティーチングなどにより、児童生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細かな指導を推進します。	学校教育課
7	外国語指導助手による語学指導の充実	外国人による英語指導助手の充実を図り、国際化に対応できる人材の育成に努めます。	総合教育センター
8	体験型経済教育施設「E l e m」の活用	体験型経済教育施設「E l e m（エリム）」において、小学5年生と中学2年生が施設内に再現した「街」の中で社会の仕組みや経済の働きを学習することにより、経済教育の推進を図ります。	総合教育センター
9	土曜学習推進事業	子どもたちの健やかな成長を図るため、学校や家庭、地域（公民館等）が連携し、役割分担しながら、土曜学習を実施します。	生涯学習課
10	総合的な学習事業	児童生徒の「豊かな人間性」と「生きる力」を育成するため、「総合的な学習」の時間に、外部講師による講演や体験活動等を実施します。	学校教育課
11	次世代の教育情報化推進事業	新学習指導要領が示す「教科指導におけるICTの活用」と経済・社会環境の変化に対応するため、「学校におけるICT環境の充実」を図り、子どもたちの学びの多様性を発揮できる「未来の教室」を実現します。	学校教育課
12	ヤングアメリカンズ事業	子どもたちの可能性を最大限に引き出し、新たな自分を発見し表現できることを促すことを目的に、ワークショップを開催し、成果を披露します。	学校教育課
13	「学びの習慣づくり」推進事業	生徒に一人学習の習慣を身に付けさせ、家庭での自主的な学習習慣の定着と基礎学力の着実な定着を推進するため、放課後の学習機会を提供します。	学校教育課
14	いわきっ子チャレンジノート事業	子どもたちが、様々な困難に自らチャレンジしていく意欲や態度を培うため、自ら抱く将来の夢や目標等を記述する「いわきっ子チャレンジノート」を小・中学生に配布します。	学校教育課
15	生徒会長サミット	生徒会活動の活性化を目指し、各校生徒会での実践活動報告や共通の課題解決に向けた協議を実施し、生徒の自主性・自立性を促し、将来を担う人材の育成を図ります。	学校教育課

No.	項目	事業内容	担当課等
16	いわき志塾	将来のいわきを担う人材の育成を図るため、中学生を対象に、各分野のスペシャリストによる講義やワークショップを行う「いわき志塾」を開催します。	学校教育課
17	日本語学習サポート事業	外国人の子ども等が、小・中学校へ就学を希望した場合に、多様化する出身地や日本語の習熟度等に対応したきめ細かな日本語指導（日本語学習サポート）を実施します。	学校教育課
18	学校におけるジェンダーにとらわれない男女平等教育の推進	男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性などを指導する教育を推進します。	学校教育課
19	遠距離通学費補助金	遠距離通学の児童生徒に対して、交通費の一部を補助します。	学校教育課
20	学校・家庭・地域パートナーシップ推進事業	学校・家庭・地域と公民館が連携し、子どもたちの「生きる力」を育む様々な体験・交流活動を行うとともに、地域ぐるみで子どもを守り育てる協力体制の強化を図ります。	生涯学習課
21	いわきっ子防災体験学習事業	本市の復興を担う子どもたちの防災意識を高め、他者を思いやる心や行動力など「生きる力」を育むため、防災をテーマとした宿泊体験や体験学習プログラムを実施します。	生涯学習課

基本
目標 III

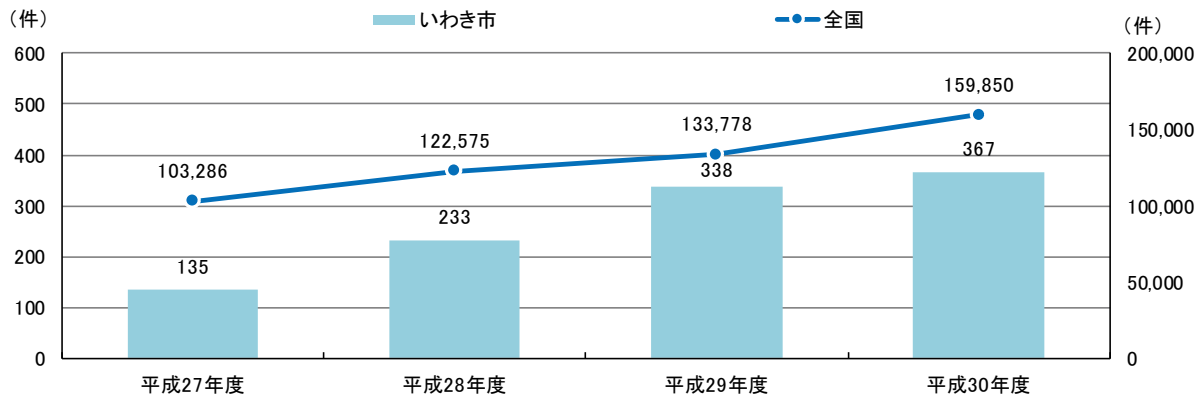
支援を必要とする子どもとその家庭のために

1 児童虐待防止対策の推進

- ◆ 虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来の世代の育成にも影響を及ぼすことが懸念されるため、関係機関、地域が連携し、虐待の予防、早期発見など、地域で子どもを守る対策を強化することにより、体罰のない子どもの権利が守られる社会を実現することが必要です。
- ◆ 子ども自身も、一人の人間として大切にされ、守られる権利があること、必要なときは助けを求めることができることを地域全体で伝えていく必要があります。

■ 虐待対応件数の推移

全国の虐待対応件数は増加傾向にあり、平成30年度は平成27年度の1.5倍となっています。また本市の虐待対応件数についても、全国と同様に増加傾向にあります。



(注) 本市及び福島県浜児童相談所における虐待対応件数を記載。

資料：こども家庭課資料

【具体的施策の展開】

(1) 児童虐待防止対策の推進

大人と子どもへの児童虐待防止の意識啓発を図り、関係機関や地域が連携しながら、児童虐待の早期発見、早期対応を図るとともに、それら家庭の支援を行うなど、総合的な児童虐待防止対策を推進します。

<主な取組み>

No.	項目	事業内容	担当課等
1	子ども家庭総合支援拠点	児童虐待に関する相談体制を強化するため、子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、調査、継続的支援等を行う「子ども家庭総合支援拠点」を整備し、更なる子育て機能の強化を図ります。	こども家庭課
2	要保護児童対策地域協議会	児童虐待発生時の迅速・的確な対応や被虐待児童の情報共有のため、個別ケース会議、実務者会議及び代表者会議から構成される「要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童相談所や警察等との関係機関との連携強化を図ります。	こども家庭課
3	ホームスタート事業（再掲）	育児不安の緩和及び虐待等の未然防止など、子育て家庭の孤立化を防ぐことを目的とし、妊産婦や未就学児のいる家庭に、研修を受けた地域子育て経験者（ボランティア）が訪問し、家庭訪問型の子育て支援を行います。	こども家庭課
4	いわきっ子健やか訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）（再掲）	乳児の健全な養育環境を確保するとともに、虐待等の早期発見に努めるため、生後4か月までの乳児の全戸訪問を行います。	こども家庭課
5	育児不安対策事業（再掲）	子育て中の保護者を対象に、「育児不安の解消」、「子育てに関する理解の促進」、「育児の孤立を防ぐ」等を目的とした教室を開催します。	こども家庭課
6	小・中・高の児童生徒と保育所等の児童との交流	総合的な学習の時間を中心として、乳幼児とふれあう楽しさを味わい、将来の育児不安や虐待の予防を図ります。	こども支援課 学校教育課
7	家庭相談員等の配置（再掲）	地区保健福祉センターに家庭相談員及び女性相談員を配置し、家庭における児童の養育問題や、ドメスティック・バイオレンスなどに対する相談・助言等の支援を行います。	こども家庭課

No.	項目	事業内容	担当課等
8	リーフレットの配布等による啓発	「児童虐待防止推進月間」等を通じて、児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」の周知をはじめとする児童虐待防止の街頭啓発を実施します。	こども家庭課
9	福島県浜児童相談所との連携	18歳未満の児童について、一般家庭・学校などからの相談に応じ、児童が心身ともに健やかに育つよう、福島県浜児童相談所と連携し、援助指導などの支援の充実を図ります。	こども家庭課

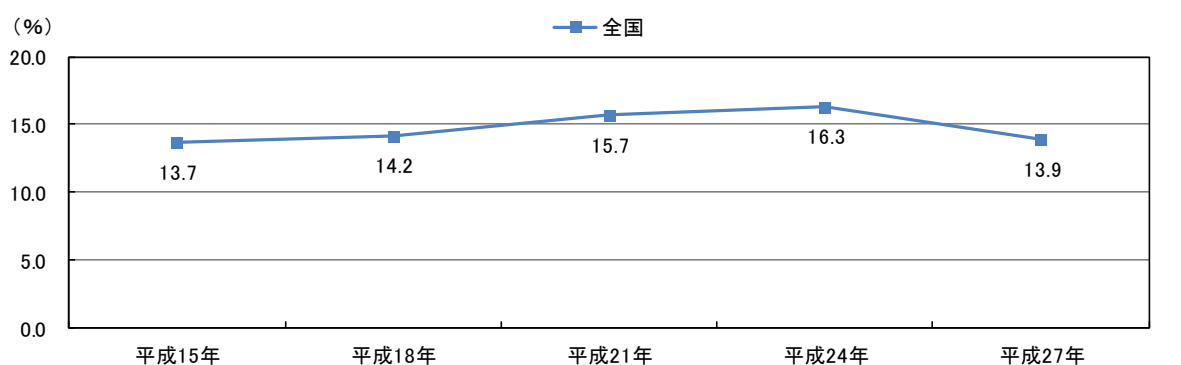


2 子どもの貧困対策の推進

- ◆ 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子どもが夢や希望を持てるよう、教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等を行う必要があります。
- ◆ 生活に困窮する子育て世帯が地域で孤立を深めないようにしつつ、関係機関が連携し、それぞれの家庭の情報を活用し、効果的な支援につなげていく必要があります。

■子どもの貧困率の推移

全国の子どもの貧困率は、15%前後で推移しており、平成27年には13.9%となっています。



資料：国民生活基礎調査

【具体的施策の展開】

(1) 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、生活に困窮する子育て世帯への子どもの学習支援や保護者の就労支援、経済的な支援を行うなど、個々のニーズに応じたきめ細かな支援を推進します。

<主な取組み>

No.	項目	事業内容	担当課等
1	生活困窮者に対する自立相談支援事業	自立相談支援窓口となる「生活・就労支援センター」を設置し、生活保護の受給には至らないものの、離職などで生活に困窮している生活困窮者からの相談を受け、自立に向けた支援計画を作成し、自立に向けた支援を行います。	保健福祉課

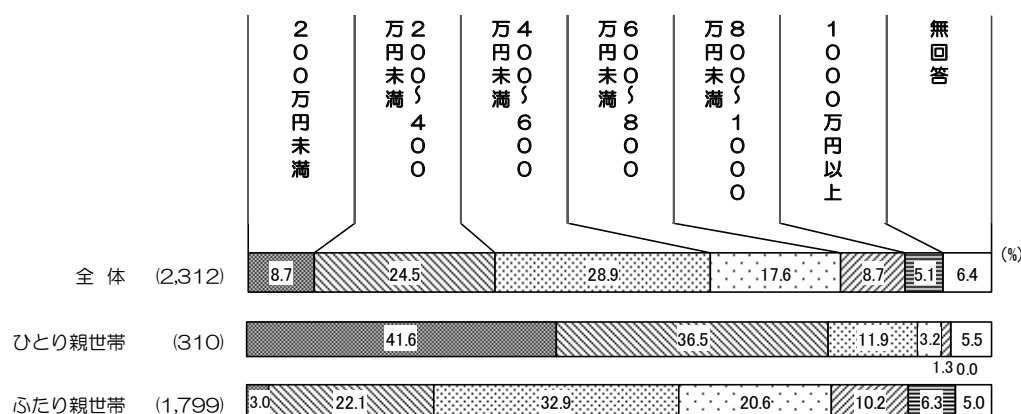
No.	項目	事業内容	担当課等
2	子どもの学習環境整備事業	生活困窮世帯の子どもたちが将来自立した生活ができるよう、貧困の連鎖の防止を図るため、家庭訪問による学習支援と併せ、保護者に対して教育や養育の相談を行います。	保健福祉課
3	住居確保給付金事業	就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居がない方などを対象に、住居確保給付金を支給するとともに、就労機会の確保に向けた支援を行います。	保健福祉課
4	みんなの居場所づくり事業	ひきこもりや不登校等社会的孤立状態にある者に対し、自宅以外の場所で安心できる「居場所」を提供するほか、訪問による支援を実施します。	保健福祉課
5	保育所・幼稚園等利用者負担額の軽減	子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、保育所・幼稚園等を利用するひとり親世帯や多子世帯等の利用者負担額の全部又は一部を軽減します。	こども支援課
6	幼児教育・保育の無償化（再掲）	子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、子どもの健やかな成長を支援するため、保育所・幼稚園等を利用する3歳から5歳、市民税非課税世帯の0歳から2歳の利用料を無償化します。	こども支援課
7	実費徴収に係る補足給付事業	低所得で生計が困難である者等の子どもに係る保育所・幼稚園等が徴収する教材費等の一部を支給します。	こども支援課
8	就学援助金	経済的理由により就学が困難と認められる世帯に対し、学用品費や給食費などの就学に係る費用の一部を支援します。	学校教育課
9	市奨学資金	経済的理由により修学が困難と認められる者に対し、奨学資金を貸与します。	教育政策課
10	未来につなぐ人財応援事業	奨学金返還に係る負担を軽減し、本市の未来を担う若者の定着を図るため、本市に定住し、市内事業所等への就職者を対象として、奨学金返還を支援します。	教育政策課
11	緊急スクールカウンセラー等設置事業（再掲）	児童生徒等の心のケアや、教職員・保護者への助言・援助など様々な課題に対応するため、総合教育センター及び小・中学校にスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置します。	総合教育センター

3 ひとり親家庭等への支援

- ◆ ひとり親家庭や障がい児を持つ家庭は、経済的にも精神的にも子育ての負担が大きい傾向にあることから、支援を必要とする家庭が安心して子育てできるよう、総合的に支援を行っていく必要があります。

■ひとり親・ふたり親世帯別／1年間の収入の合計金額

1年間の収入の合計金額が「200万円未満」の世帯は、ひとり親世帯で約4割と、ふたり親世帯に比べ多くなっています。



資料：いわき市子どもの生活実態調査

【具体的施策の展開】

(1) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の子育てを支援するため、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金のほか、就業支援や生活に密着した相談指導等を実施し、保護者の子育てに対する負担や不安の軽減を図ります。

<主な取り組み>

No.	項目	事業内容	担当課等
1	児童扶養手当	父又は母と生計を同じくしていない児童等が養育されている家庭の生活の安定と自立を助長するため、児童を養育している者に対し手当を支給します。	こども家庭課
2	父子母子福祉手当	ひとり親家庭等で児童を扶養している者の経済的自立を助長するとともに、児童の福祉の増進を図るため、手当を支給します。	こども家庭課

No.	項目	事業内容	担当課等
3	父子母子家庭入学祝金	児童の健全育成を助長するとともに、福祉の増進を図るため、ひとり親家庭等で入学児童を扶養している者に対し、祝金を支給します。	こども家庭課
4	父子母子奨学資金	ひとり親家庭等で児童を扶養している者の経済的自立の助長を図るため、児童の奨学資金を支給します。	こども家庭課
5	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭等に対し、資金の貸付を行い、経済的自立と生活意欲の助長を図ります。	こども家庭課
6	ひとり親家庭等医療費助成事業（再掲）	ひとり親家庭の親及び児童、あるいは父のいない児童に対し、その健康の保持及び児童の福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。	保健福祉課
7	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の自立の促進を図るため、ひとり親家庭の親が、対象の教育訓練講座を受講するために支払った費用の一部を支援します。	こども家庭課
8	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の親を対象に、経済的自立に効果的な資格取得を支援するため、給付金を支給します。	こども家庭課
9	母子世帯等の優先入居の実施（再掲）	母子世帯等を対象とした市営住宅の優先入居物件について、母子世帯等に限定して公募を行い、母子世帯等の入居を推進します。	住宅営繕課
10	母子・父子自立支援相談の充実	ひとり親家庭や寡婦の方の困りごとについて、母子・父子自立支援員が相談を受け、自立に向けた就労支援などを推進します。	こども家庭課
11	災害遺児激励金	災害（交通・労働・海上・大規模）により父母等を失った災害遺児を扶養している者に対して、激励金を支給します。	こども家庭課
12	東日本大震災遺児等支援事業	東日本大震災遺児等の就学及び生活を支援するため、小学校の入学及び小学校から大学等までの卒業時に一時金を支給します。	こども支援課

(2) 障がいのある子どもとその家庭への支援

障がいのある子どもへの療育支援等の充実を図るとともに、その家庭に対する支援を充実し、生活の安定と福祉の増進を図ります。

<主な取組み>

No.	項目	事業内容	担当課等
1	重度心身障害者医療費給付事業（再掲）	障がい児を含む重度心身障がい者の健康の保持及び福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。	保健福祉課
2	重度心身障害児童福祉金	3歳から20歳未満の重度心身障がい児を養育している保護者に対し、その生活の安定と福祉の増進を図るため、福祉金を支給します。	障がい福祉課
3	障害児福祉手当	重度障がいのため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の児童に対し、手当を支給します。	障がい福祉課
4	特別児童扶養手当	精神又は身体に障がいのある子どもの生活の向上を図るため、20歳未満の障がいのある子どもを養育している保護者に手当を支給します。	こども家庭課
5	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児を対象に、補聴器の購入及び修理に要する費用の一部を助成します。	障がい福祉課

外国にルーツを持つ子どもがいる家庭、多胎児がいる家庭や障がいを持つ保護者がいる家庭等についても、個々の状況やニーズを的確に把握しながら、本計画に位置付けた各種施策の取組みの中で支援していきます。

基本
目標Ⅳ

子育てを地域全体で支えるために

1 共創による子育て支援

- ◆ 地域住民の多くが子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子どもを守り、育んでいくことができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めていく必要があります。
- ◆ 地域の関係者やNPO法人、子育て支援団体などの関係機関と行政が連携し、地域全体で子育てを支援する共創の仕組みづくりを進める必要があります。

【具体的施策の展開】

(1) 子育てに関わる地域活動や相互支援の推進

子育て家庭が孤立することのないよう、NPO法人や子育てに関わる団体との連携、地域との交流・相互支援の促進を図るなど、子育て家庭を地域全体で支援する体制の確立に努めます。

<主な取組み>

No.	項目	事業内容	担当課等
1	ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	児童の預かりなどの援助を受けることを希望する方（依頼会員）と援助を行うことを希望する方（協力会員）の相互援助活動を支援します。	こども支援課
2	総合型地域スポーツクラブの育成	地域の学校施設等を利用し、地域の指導者・組織によって運営される子どもから高齢者までの生涯スポーツクラブの育成に努めます。	スポーツ振興課
3	青少年ボランティア事業（再掲）	市内の青少年にボランティアや体験活動の場を提供し、その意識向上や、思いやり・奉仕の心などの精神面の充実を図ります。	生涯学習課
4	子ども会育成会への支援（再掲）	子ども会を通した青少年の健全育成を図るため、子ども会育成会の活動を支援します。	生涯学習課

No.	項目	事業内容	担当課等
5	ボランティア活動の推進	子育てを支援する団体も含め、ボランティア活動を行う団体等を育成し、市ホームページで公表、情報提供を行うなど、その活動等を支援します。	地域振興課
6	子育てのための地域ネットワークの構築	子育てに関する支援者及び子育ての当事者に広く参加を促し、地域の実情に応じた支援のネットワーク構築を目指すための取組みを実施します。	こどもみらい課
7	子育て世代のための地域交流支援事業（再掲）	育児不安の解消、民間支援者の育成及び虐待の未然防止等を目的として、専門家への相談、親同士の交流及びいわきネウボラの周知を行う交流会を開催します。	こどもみらい課
8	ホームスタート事業（再掲）	育児不安の緩和及び虐待等の未然防止など、子育て家庭の孤立化を防ぐことを目的とし、妊産婦や未就学児のいる家庭に、研修を受けた地域子育て経験者（ボランティア）が訪問し、家庭訪問型の子育て支援を行います。	こども家庭課

2 子育て支援に関わる人材の育成

- ◆ 多様な教育・保育の環境整備により、保育の受皿を確保するため、保育士や幼稚園教諭をはじめとする子育てに関わる人材の確保に取り組む必要があります。
- ◆ 質の高い教育・保育を進めていくため、子育てに関わる人材の知識や技能等の習得に向けて取り組んでいく必要があります。

【具体的施策の展開】

(1) 子育て支援に関わる人材の育成

子育て支援に関わる人材の確保、育成に向け、人的資源の発掘や若年層への働きかけ、各種研修の実施など、様々な取組みを推進します。

<主な取組み>

No.	項目	事業内容	担当課等
1	子育て支援員研修の実施	子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する方に対し、多様な子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を習得するための研修を実施します。	こどもみらい課
2	放課後児童支援員等の研修の実施	放課後児童支援員等を対象とし、利用児童の育成支援に必要な知識と技能等を習得するための研修を実施します。	こども支援課
3	ファミリー・サポート・センター（協力会員）研修の実施	児童の預かりなどの援助を行うことを希望する方（協力会員）を対象とし、援助に必要な知識と技能の習得を図るための研修を実施します。	こども支援課
4	潜在保育士の復職の推進	保育士養成校と連携して、当該校の卒業者の中から潜在保育士を掘り起し、保育所等への現場復帰等に向けた支援を行うことで、保育環境の充実につなげていきます。	こども支援課
5	合同就職説明会への参加	保育所・幼稚園等に就職を希望している方などを対象に、合同就職説明会を通じ、施設や求人情報の提供を行うことにより、保育士等の人材確保に努めます。	こども支援課

No.	項目	事業内容	担当課等
6	高校生就職支援事業	市内の高校1・2年生を対象として、資質の向上や基礎的な実務能力の付与に向けた就職支援講座や市内企業の見学等を実施します。	商業労政課
7	未来につなぐ人財応援事業（再掲）	奨学金返還に係る負担を軽減し、本市の未来を担う若者の定着を図るため、本市に定住し、市内事業所等への就職者を対象として、奨学金返還を支援します。	教育政策課



第5章 市の需給計画

第5章 市の需給計画

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は、子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備の状況等を勘案して、教育・保育提供区域を定めることとされています。

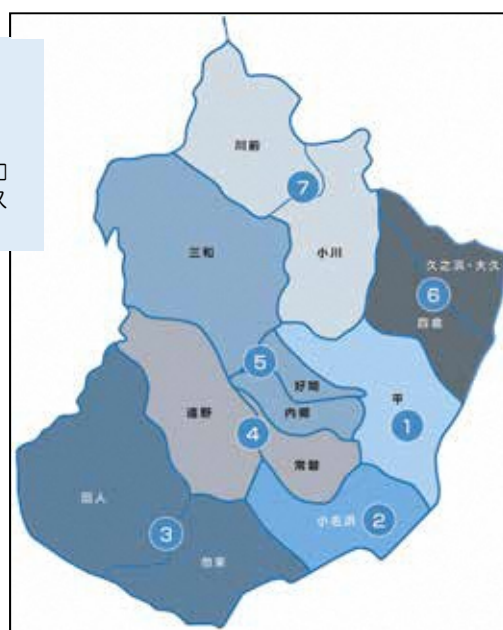
本市では、前計画と同様に、保健福祉等の申請・相談窓口となっている地区保健福祉センター単位（7区域）を教育・保育提供区域として設定します。

道路事情による地域の結び付きも考慮



- ①平
- ②小名浜
- ③勿来・田人
- ④常盤・遠野
- ⑤内郷・好間・三和
- ⑥四倉・久之浜大久
- ⑦小川・川前

地区保健福祉センターと同じ7区域



■教育・保育施設及び地域型保育事業の区域設定

認定区分	区域
1号認定（幼稚園）	7区域
2号認定（保育所、認定こども園）	
3号認定（保育所、認定こども園、地域型保育事業）	

■地域子ども・子育て支援事業の区域設定

事業	区域
利用者支援事業	7区域
地域子育て支援拠点事業	
妊婦健康診査事業	
乳児家庭全戸訪問事業（いわきっ子健やか訪問事業）	
養育支援訪問事業	
子育て短期支援事業	
ファミリー・サポート・センター事業	
一時預かり事業	
延長保育事業	
病児・病後児保育事業	
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	全市
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	

2 教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」

子ども・子育て支援事業計画においては、令和2年度から令和6年度まで5か年の「量の見込み（子どもの数＝需要）」及び「確保方策（教育・保育施設等の利用定員＝供給）」を定めることとしていることから、次ページ以降に示すとおり、教育・保育提供区域ごとの「量の見込み」及び「確保方策」を設定しました。

【量の見込みの考え方】

- ◆ 量の見込みは、本来、国の手引きによる標準的な算出方法に準拠し算出することが基本ではありますが、潜在的ニーズを反映させるため大きくニーズが跳ね上がる場合があります。
- ◆ このため、平成30年に実施したニーズ調査結果を参考にしつつ、ニーズ調査と実績に乖離がある場合は、現在の教育・保育の利用状況（実績）や今後の出生数の動向等を勘案し、独自の推計方法により設定しました。

【確保方策の考え方】

- ◆ 確保方策は、教育・保育施設、新制度に移行しない幼稚園（確認を受けない幼稚園）、地域型保育事業及び企業主導型保育の事業者の意向を踏まえて供給量を見込みました。
- ◆ 2号認定のうち、学校教育の利用希望が強いと想定される子どもについては、幼稚園や認定こども園、幼稚園における教育標準時間後の一時預かり事業等で確保することとしています。それ以外の2号認定（保育認定）については、保育所等で確保することとしています。
- ◆ 3号認定は、0歳と1・2歳に分けて設定しており、保育所と認定こども園で確保していくほか、地域型保育事業の認可や企業主導型保育事業の活用等により確保していきますが、潜在的なニーズは顕在化するものと考えられることから、利用者ニーズのより細かな実態や財源等を加味したうえで、効率的な整備等を進めていきたいと考えています。

※確保方策の詳細な内訳については、
資料編 教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」（詳細）（P118～123）を参照

【教育・保育給付の認定区分】

- ◆ 保育所、認定こども園、地域型保育事業所、新制度に移行した幼稚園等を利用するために必要な認定です。

認定区分		子どもの年齢	保育の必要性	利用施設等	利用時間
教育標準時間認定	1号	3～5歳	なし	幼稚園／認定こども園	教育標準時間※ ¹
保育認定	2号	3～5歳	あり	保育所／認定こども園	保育標準時間※ ² 保育短時間※ ³
	3号	0～2歳	あり	保育所／認定こども園 地域型保育事業	保育標準時間 保育短時間

※¹ 教育標準時間：1日概ね4時間の教育

※² 保育標準時間：1日最大11時間の保育（主にフルタイム就労を想定）

※³ 保育短時間：1日最大8時間の保育（主にパートタイム就労を想定）

＜需給計画の見方＞

- ◆ 需給計画の表中、「②－①」がマイナスでない場合は、「確保方策（供給）」が「量の見込み（需要）」に対して充足していることを表します。
- ◆ 3号認定（0～2歳児）の保育ニーズの高まりに対応するため、認定こども園や小規模保育事業の認可等による利用定員の増分についても、各年度の確保方策に反映しています。
- ◆ 2号認定（保育）の不足は、同じく2号認定の教育希望（認定こども園）でも受入れが可能であるため、その充足状況は、2号認定（教育希望・保育）のトータルで考えます。
- ◆ 令和6年度（計画の最終年度）では、3号認定の一部の地域で供給不足となっていますが、市全体でみると充足しており、当該不足分については、隣接地区の教育・保育施設等で受入れは可能と考えます。

（単位：人）

令和2年度	地区	区分	1号	2号		3号		合計
				教育希望	保育	1・2歳	0歳	
	市全体	①量の見込み	4,111	612	3,063	2,244	440	10,470
		②確保方策	4,296	756	3,045	2,219	575	10,891
		②－①	185	144	▲18	▲25	135	421
	平	①量の見込み	1,118	228	958	755	166	3,225
		②確保方策	1,252	225	911	724	213	3,325
		②－①	134	▲3	▲47	▲31	47	100
	小名浜	①量の見込み	999	142	733	503	96	2,473
		②確保方策	900	255	711	534	117	2,517
		②－①	▲99	113	▲22	31	21	44
	勿来・田人	①量の見込み	687	142	446	341	68	1,684
		②確保方策	764	156	455	342	96	1,813
		②－①	77	14	9	1	28	129
	常磐・遠野	①量の見込み	711	41	367	280	52	1,451
		②確保方策	790	60	397	285	84	1,616
		②－①	79	19	30	5	32	165
	内郷・好間・三和	①量の見込み	407	31	359	240	40	1,077
		②確保方策	395	30	387	218	36	1,066
		②－①	▲12	▲1	28	▲22	▲4	▲11
	四倉・久之浜大久	①量の見込み	115	28	156	103	18	420
		②確保方策	115	30	139	90	27	401
		②－①	0	2	▲17	▲13	9	▲19
	小川・川前	①量の見込み	74	0	44	22	0	140
		②確保方策	80	0	45	26	2	153
		②－①	6	0	1	4	2	13

(単位:人)

令和3年度	地区	区分	1号	2号		3号		合計
				教育希望	保育	1・2歳	0歳	
	市全体	①量の見込み	3,891	622	3,114	2,235	462	10,324
		②確保方策	4,296	756	3,039	2,241	581	10,913
		②-①	405	134	▲75	6	119	589
	平	①量の見込み	1,058	233	973	751	174	3,189
		②確保方策	1,252	225	915	746	219	3,357
		②-①	194	▲8	▲58	▲5	45	168
	小名浜	①量の見込み	946	144	745	501	101	2,437
		②確保方策	900	255	711	534	117	2,517
		②-①	▲46	111	▲34	33	16	80
	勿来・田人	①量の見込み	650	144	454	340	72	1,660
		②確保方策	764	156	445	342	96	1,803
		②-①	114	12	▲9	2	24	143
	常磐・遠野	①量の見込み	673	41	374	279	55	1,422
		②確保方策	790	60	397	285	84	1,616
		②-①	117	19	23	6	29	194
	内郷・好間・三和	①量の見込み	385	31	365	239	42	1,062
		②確保方策	395	30	387	218	36	1,066
		②-①	10	▲1	22	▲21	▲6	4
	四倉・久之浜大久	①量の見込み	109	29	158	103	18	417
		②確保方策	115	30	139	90	27	401
		②-①	6	1	▲19	▲13	9	▲16
	小川・川前	①量の見込み	70	0	45	22	0	137
		②確保方策	80	0	45	26	2	153
		②-①	10	0	0	4	2	16

令和4年度	地区	区分	1号	2号		3号		合計
				教育希望	保育	1・2歳	0歳	
	市全体	①量の見込み	3,587	615	3,083	2,313	483	10,081
		②確保方策	4,176	846	3,039	2,317	602	10,980
		②-①	589	231	▲44	4	119	899
	平	①量の見込み	975	230	965	777	184	3,131
		②確保方策	1,162	285	915	776	225	3,363
		②-①	187	55	▲50	▲1	41	232
	小名浜	①量の見込み	872	142	738	518	105	2,375
		②確保方策	900	255	711	534	117	2,517
		②-①	28	113	▲27	16	12	142
	勿来・田人	①量の見込み	599	142	450	352	75	1,618
		②確保方策	734	186	445	375	105	1,845
		②-①	135	44	▲5	23	30	227
	常磐・遠野	①量の見込み	621	41	369	289	57	1,377
		②確保方策	790	60	397	298	90	1,635
		②-①	169	19	28	9	33	258
	内郷・好間・三和	①量の見込み	355	31	361	248	43	1,038
		②確保方策	395	30	387	218	36	1,066
		②-①	40	▲1	26	▲30	▲7	28
	四倉・久之浜大久	①量の見込み	100	29	156	106	19	410
		②確保方策	115	30	139	90	27	401
		②-①	15	1	▲17	▲16	8	▲9
	小川・川前	①量の見込み	65	0	44	23	0	132
		②確保方策	80	0	45	26	2	153
		②-①	15	0	1	3	2	21

(単位:人)

令和5年度	地区	区分	1号	2号		3号		合計
				教育希望	保育	1・2歳	0歳	
	市全体	①量の見込み	3,329	613	3,070	2,332	503	9,847
		②確保方策	4,176	846	3,039	2,349	614	11,024
		②-①	847	233	▲31	17	111	1,177
	平	①量の見込み	905	229	961	783	191	3,069
		②確保方策	1,162	285	915	792	234	3,388
		②-①	257	56	▲46	9	43	319
	小名浜	①量の見込み	809	142	735	522	110	2,318
		②確保方策	900	255	711	534	117	2,517
		②-①	91	113	▲24	12	7	199
	勿来・田人	①量の見込み	556	142	447	355	78	1,578
		②確保方策	734	186	445	375	105	1,845
		②-①	178	44	▲2	20	27	267
	常磐・遠野	①量の見込み	576	41	368	292	59	1,336
		②確保方策	790	60	397	298	90	1,635
		②-①	214	19	29	6	31	299
	内郷・好間・三和	①量の見込み	330	31	359	250	45	1,015
		②確保方策	395	30	387	234	39	1,085
		②-①	65	▲1	28	▲16	▲6	70
	四倉・久之浜大久	①量の見込み	93	28	156	107	20	404
		②確保方策	115	30	139	90	27	401
		②-①	22	2	▲17	▲17	7	▲3
	小川・川前	①量の見込み	60	0	44	23	0	127
		②確保方策	80	0	45	26	2	153
		②-①	20	0	1	3	2	26

令和6年度	地区	区分	1号	2号		3号		合計
				教育希望	保育	1・2歳	0歳	
	市全体	①量の見込み	3,094	611	3,063	2,351	522	9,641
		②確保方策	4,176	846	3,039	2,365	617	11,043
		②-①	1,082	235	▲24	14	95	1,402
	平	①量の見込み	841	228	959	789	197	3,014
		②確保方策	1,162	285	915	792	234	3,388
		②-①	321	57	▲44	3	37	374
	小名浜	①量の見込み	752	142	732	527	114	2,267
		②確保方策	900	255	711	534	117	2,517
		②-①	148	113	▲21	7	3	250
	勿来・田人	①量の見込み	517	142	446	357	81	1,543
		②確保方策	734	186	445	375	105	1,845
		②-①	217	44	▲1	18	24	302
	常磐・遠野	①量の見込み	535	41	367	294	62	1,299
		②確保方策	790	60	397	298	90	1,635
		②-①	255	19	30	4	28	336
	内郷・好間・三和	①量の見込み	306	30	359	252	47	994
		②確保方策	395	30	387	250	42	1,104
		②-①	89	0	28	▲2	▲5	110
	四倉・久之浜大久	①量の見込み	87	28	156	108	21	400
		②確保方策	115	30	139	90	27	401
		②-①	28	2	▲17	▲18	6	1
	小川・川前	①量の見込み	56	0	44	24	0	124
		②確保方策	80	0	45	26	2	153
		②-①	24	0	1	2	2	29

3 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」

(1) 利用者支援事業

子育て中の親子や妊婦等が、教育・保育施設等や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業です。

(単位:か所)

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		基本型・特 定型	母・子 保健型	基本型・特 定型	母・子 保健型	基本型・特 定型	母・子 保健型	基本型・特 定型	母・子 保健型	基本型・特 定型	母・子 保健型
市全体	①量の見込み	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	②確保方策	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平	①量の見込み	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	②確保方策	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小名浜	①量の見込み	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	②確保方策	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勿来・ 田人	①量の見込み	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	②確保方策	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
常磐・ 遠野	①量の見込み	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	②確保方策	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内郷・ 好間・ 三和	①量の見込み	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	②確保方策	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四倉・ 久之浜 大久	①量の見込み	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	②確保方策	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小川・ 川前	①量の見込み	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	②確保方策	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業

子育て親子の交流の場を提供し、交流を促進するとともに、子育て等に関する相談・情報提供を行う事業です。

(単位:人回/月)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全体	①量の見込み	3,919	4,060	4,175	4,274	4,371
	②確保方策	3,919	4,060	4,175	4,274	4,371
	②-①	0	0	0	0	0
	平	①量の見込み	1,042	1,081	1,111	1,137
		②確保方策	1,042	1,081	1,111	1,137
		②-①	0	0	0	0
	小名浜	①量の見込み	1,151	1,192	1,226	1,255
		②確保方策	1,151	1,192	1,226	1,255
		②-①	0	0	0	0
市全体	勿来・田人	①量の見込み	576	597	614	628
		②確保方策	576	597	614	628
		②-①	0	0	0	0
	常磐・遠野	①量の見込み	420	435	447	458
		②確保方策	420	435	447	458
		②-①	0	0	0	0
	内郷・好間・三和	①量の見込み	470	487	501	513
		②確保方策	470	487	501	513
		②-①	0	0	0	0
市全体	四倉・久之浜・大久	①量の見込み	189	195	201	206
		②確保方策	189	195	201	206
		②-①	0	0	0	0
	小川・川前	①量の見込み	71	73	75	77
		②確保方策	71	73	75	77
		②-①	0	0	0	0

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、適時、必要に応じた医学的検査を実施する事業で、妊婦健康診査費用を公費で助成します。

(単位:実人数/人、健診回数/回)

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全体	①量の見込み	実人数	2,146	2,097	2,052	2,014	1,977
		健診回数	25,470	24,891	24,361	23,905	23,474
	②確保方策	実人数	2,146	2,097	2,052	2,014	1,977
		健診回数	31,005	30,300	29,655	29,100	28,575
	②-①	実人数	0	0	0	0	0
		健診回数	5,535	5,409	5,294	5,195	5,101
平	①量の見込み	実人数	582	569	557	546	536
		健診回数	6,910	6,753	6,609	6,485	6,368
	②確保方策	実人数	582	569	557	546	536
		健診回数	8,411	8,220	8,045	7,894	7,752
	②-①	実人数	0	0	0	0	0
		健診回数	1,501	1,467	1,436	1,409	1,384
小名浜	①量の見込み	実人数	645	630	615	606	595
		健診回数	7,656	7,482	7,324	7,185	7,057
	②確保方策	実人数	645	630	615	606	595
		健診回数	9,321	9,109	8,915	8,749	8,591
	②-①	実人数	0	0	0	0	0
		健診回数	1,665	1,627	1,591	1,564	1,534
勿来・田人	①量の見込み	実人数	306	299	292	287	281
		健診回数	3,626	3,544	3,468	3,404	3,342
	②確保方策	実人数	306	299	292	287	281
		健診回数	4,414	4,314	4,222	4,143	4,068
	②-①	実人数	0	0	0	0	0
		健診回数	788	770	754	739	726
常磐・遠野	①量の見込み	実人数	194	190	186	182	179
		健診回数	2,303	2,251	2,203	2,162	2,123
	②確保方策	実人数	194	190	186	182	179
		健診回数	2,804	2,740	2,682	2,631	2,584
	②-①	実人数	0	0	0	0	0
		健診回数	501	489	479	469	461
内郷・好間・三和	①量の見込み	実人数	262	256	251	246	242
		健診回数	3,112	3,041	2,976	2,921	2,868
	②確保方策	実人数	262	256	251	246	242
		健診回数	3,788	3,702	3,623	3,555	3,491
	②-①	実人数	0	0	0	0	0
		健診回数	676	661	647	634	623
四倉・久之浜・大久	①量の見込み	実人数	118	115	113	110	108
		健診回数	1,397	1,365	1,336	1,311	1,287
	②確保方策	実人数	118	115	113	110	108
		健診回数	1,700	1,661	1,626	1,596	1,567
	②-①	実人数	0	0	0	0	0
		健診回数	303	296	290	285	280
小川・川前	①量の見込み	実人数	39	38	38	37	36
		健診回数	466	455	445	437	429
	②確保方策	実人数	39	38	38	37	36
		健診回数	567	554	542	532	522
	②-①	実人数	0	0	0	0	0
		健診回数	101	99	97	95	93

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（いわきっ子健やか訪問事業）

保健師等が生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全体	①量の見込み	2,022	1,976	1,934	1,897	1,863
	②確保方策	2,067	2,020	1,977	1,940	1,905
	②-①	45	44	43	43	42
平	①量の見込み	549	536	525	515	505
	②確保方策	561	548	536	526	517
	②-①	12	12	11	11	12
小名浜	①量の見込み	607	595	582	569	561
	②確保方策	621	608	595	585	573
	②-①	14	13	13	16	12
勿来・田人	①量の見込み	288	281	275	270	265
	②確保方策	294	287	281	276	271
	②-①	6	6	6	6	6
常磐・遠野	①量の見込み	183	179	175	172	168
	②確保方策	187	183	179	175	172
	②-①	4	4	4	3	4
内郷・好間・三和	①量の見込み	247	241	236	232	228
	②確保方策	253	247	242	237	233
	②-①	6	6	6	5	5
四倉・久之浜・大久	①量の見込み	111	108	106	104	102
	②確保方策	113	110	108	106	104
	②-①	2	2	2	2	2
小川・川前	①量の見込み	37	36	35	35	34
	②確保方策	38	37	36	35	35
	②-①	1	1	1	0	1

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための支援を専門の相談員等が実施する事業です。

(単位:人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全体	①量の見込み	275	269	263	258	253
	②確保方策	275	269	263	258	253
	②-①	0	0	0	0	0
平	①量の見込み	68	66	64	63	61
	②確保方策	68	66	64	63	61
	②-①	0	0	0	0	0
小名浜	①量の見込み	82	80	79	77	75
	②確保方策	82	80	79	77	75
	②-①	0	0	0	0	0
勿来・田人	①量の見込み	32	32	31	30	30
	②確保方策	32	32	31	30	30
	②-①	0	0	0	0	0
常磐・遠野	①量の見込み	39	38	37	37	36
	②確保方策	39	38	37	37	36
	②-①	0	0	0	0	0
内郷・好間・三和	①量の見込み	29	28	28	27	27
	②確保方策	29	28	28	27	27
	②-①	0	0	0	0	0
四倉・久之浜・大久	①量の見込み	23	23	22	22	22
	②確保方策	23	23	22	22	22
	②-①	0	0	0	0	0
小川・川前	①量の見込み	2	2	2	2	2
	②確保方策	2	2	2	2	2
	②-①	0	0	0	0	0

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、夜間や短期間の宿泊を伴う児童の預かりを行う事業です。

(単位:人日/年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全体	①量の見込み	193	187	181	174	169
	②確保方策	193	187	181	174	169
	②-①	0	0	0	0	0
平	①量の見込み	52	50	47	44	44
	②確保方策	52	50	47	44	44
	②-①	0	0	0	0	0
小名浜	①量の見込み	54	53	52	50	49
	②確保方策	54	53	52	50	49
	②-①	0	0	0	0	0
勿来・田人	①量の見込み	29	28	27	28	27
	②確保方策	29	28	27	28	27
	②-①	0	0	0	0	0
常磐・遠野	①量の見込み	21	21	20	19	19
	②確保方策	21	21	20	19	19
	②-①	0	0	0	0	0
内郷・好間・三和	①量の見込み	23	22	22	21	19
	②確保方策	23	22	22	21	19
	②-①	0	0	0	0	0
四倉・久之浜・大久	①量の見込み	10	9	9	9	8
	②確保方策	10	9	9	9	8
	②-①	0	0	0	0	0
小川・川前	①量の見込み	4	4	4	3	3
	②確保方策	4	4	4	3	3
	②-①	0	0	0	0	0

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

児童の預かりなどの援助を受けることを希望する人（依頼会員）と援助を行うことを希望する人（協力会員）の相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

（単位：人日／年）

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		就学前	就学後	就学前	就学後	就学前	就学後	就学前	就学後	就学前	就学後
市全体	①量の見込み	790	1,893	766	1,878	740	1,874	715	1,868	692	1,853
	②確保方策	790	1,893	766	1,878	740	1,874	715	1,868	692	1,853
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平	①量の見込み	237	568	230	563	222	562	215	560	208	556
	②確保方策	237	568	230	563	222	562	215	560	208	556
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小名浜	①量の見込み	252	606	244	601	237	600	229	598	221	592
	②確保方策	252	606	244	601	237	600	229	598	221	592
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勿来・田人	①量の見込み	79	189	77	188	74	187	72	187	69	185
	②確保方策	79	189	77	188	74	187	72	187	69	185
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
常磐・遠野	①量の見込み	71	170	69	169	67	169	64	168	62	167
	②確保方策	71	170	69	169	67	169	64	168	62	167
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内郷・好間・三和	①量の見込み	119	284	115	282	111	281	107	280	104	278
	②確保方策	119	284	115	282	111	281	107	280	104	278
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四倉・久之浜・大久	①量の見込み	8	19	8	19	7	19	7	19	7	19
	②確保方策	8	19	8	19	7	19	7	19	7	19
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小川・川前	①量の見込み	24	57	23	56	22	56	21	56	21	56
	②確保方策	24	57	23	56	22	56	21	56	21	56
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

ア 幼稚園（認定こども園）における一時預かり（幼稚園型）

保護者の就労等の事由により、幼稚園（認定こども園）に在籍している児童を当該施設の教育時間を超えて保育する事業です。

イ 保育所等における一時預かり（一般型）

保護者の就労等の事由により、家庭において保育することが一時的に困難になった、主として、保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない又は在籍していない乳幼児について、保育所等において一時的に預かる事業です。

（単位：人日／年）

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		幼稚園型	一般型	幼稚園型	一般型	幼稚園型	一般型	幼稚園型	一般型	幼稚園型	一般型
市全体	①量の見込み	136,560	5,700	129,120	5,100	119,040	4,800	110,640	4,500	102,720	4,200
	②確保方策	136,560	5,700	129,120	5,100	119,040	4,800	110,640	4,500	102,720	4,200
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	平	①量の見込み	36,960	1,500	35,280	1,800	32,400	1,500	30,240	1,500	28,080
		②確保方策	36,960	1,500	35,280	1,800	32,400	1,500	30,240	1,500	28,080
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小名浜	①量の見込み	33,360	1,500	31,440	1,200	29,040	1,200	26,880	1,200	24,960
		②確保方策	33,360	1,500	31,440	1,200	29,040	1,200	26,880	1,200	24,960
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勿来・田人	常磐・遠野	①量の見込み	23,040	900	21,600	600	19,920	600	18,480	600	17,280
		②確保方策	23,040	900	21,600	600	19,920	600	18,480	600	17,280
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内郷・好間・三和	①量の見込み	23,760	900	22,320	600	20,640	600	19,200	600	17,760
		②確保方策	23,760	900	22,320	600	20,640	600	19,200	600	17,760
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	四倉・久之浜・大久	①量の見込み	13,440	600	12,720	600	11,760	600	11,040	300	10,080
		②確保方策	13,440	600	12,720	600	11,760	600	11,040	300	10,080
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小川・川前	四倉・久之浜・大久	①量の見込み	3,840	300	3,600	300	3,360	300	3,120	300	2,880
		②確保方策	3,840	300	3,600	300	3,360	300	3,120	300	2,880
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小川・川前	①量の見込み	2,160	0	2,160	0	1,920	0	1,680	0	1,680
		②確保方策	2,160	0	2,160	0	1,920	0	1,680	0	1,680
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小川・川前	①量の見込み	2,160	0	2,160	0	1,920	0	1,680	0	1,680
		②確保方策	2,160	0	2,160	0	1,920	0	1,680	0	1,680
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(9) 延長保育事業

保護者の就労等の事由により、保育所や認定こども園等において、通常の保育時間を延長して保育を行う事業です。

(単位:人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全体	①量の見込み	3,107	3,144	3,173	3,185	3,199
	②確保方策	3,107	3,144	3,173	3,185	3,199
	②-①	0	0	0	0	0
平	①量の見込み	1,025	1,037	1,046	1,051	1,056
	②確保方策	1,025	1,037	1,046	1,051	1,056
	②-①	0	0	0	0	0
小名浜	①量の見込み	721	730	736	739	742
	②確保方策	721	730	736	739	742
	②-①	0	0	0	0	0
勿来・田人	①量の見込み	489	494	499	501	503
	②確保方策	489	494	499	501	503
	②-①	0	0	0	0	0
常磐・遠野	①量の見込み	391	396	400	401	403
	②確保方策	391	396	400	401	403
	②-①	0	0	0	0	0
内郷・好間・三和	①量の見込み	330	334	337	338	339
	②確保方策	330	334	337	338	339
	②-①	0	0	0	0	0
四倉・久之浜・大久	①量の見込み	151	153	155	155	156
	②確保方策	151	153	155	155	156
	②-①	0	0	0	0	0
小川・川前	①量の見込み	0	0	0	0	0
	②確保方策	0	0	0	0	0
	②-①	0	0	0	0	0

(10) 病児・病後児保育事業

病気の回復期にあり、普段通っている保育所や幼稚園等に通うことができない児童を病児・病後児保育室等で一時的に預かる事業です。

(単位:人日/年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全体	①量の見込み	2,455	2,625	2,792	2,946	3,103
	②確保方策	2,455	2,625	2,792	2,946	3,103
	②-①	0	0	0	0	0
平	①量の見込み	289	309	328	347	365
	②確保方策	289	309	328	347	365
	②-①	0	0	0	0	0
小名浜	①量の見込み	553	592	629	664	699
	②確保方策	553	592	629	664	699
	②-①	0	0	0	0	0
勿来・田人	①量の見込み	642	686	730	770	811
	②確保方策	642	686	730	770	811
	②-①	0	0	0	0	0
常磐・遠野	①量の見込み	721	771	821	866	911
	②確保方策	721	771	821	866	911
	②-①	0	0	0	0	0
内郷・好間・三和	①量の見込み	222	237	253	266	281
	②確保方策	222	237	253	266	281
	②-①	0	0	0	0	0
四倉・久之浜・大久	①量の見込み	1	1	1	1	2
	②確保方策	1	1	1	1	2
	②-①	0	0	0	0	0
小川・川前	①量の見込み	27	29	30	32	34
	②確保方策	27	29	30	32	34
	②-①	0	0	0	0	0

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者の就労等により、昼間保護者のいない家庭の小学校等の児童に対して、適切な遊び場及び生活の場を提供し、健全育成を図ります。

（単位：人）

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
市全体	①量の見込み	2,355	875	2,488	922	2,621	969	2,721	1,004	2,820	1,040
	②確保方策	2,355	875	2,488	922	2,621	969	2,721	1,004	2,820	1,040
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平	①量の見込み	704	321	704	321	739	331	773	342	838	367
	②確保方策	704	321	704	321	739	331	773	342	838	367
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小名浜	①量の見込み	542	153	542	153	575	165	575	165	575	165
	②確保方策	542	153	542	153	575	165	575	165	575	165
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勿来・田人	①量の見込み	329	106	364	116	429	141	429	141	463	152
	②確保方策	329	106	364	116	429	141	429	141	463	152
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
常磐・遠野	①量の見込み	273	56	310	64	310	64	310	64	310	64
	②確保方策	273	56	310	64	310	64	310	64	310	64
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内郷・好間・三和	①量の見込み	312	139	343	153	343	153	376	165	376	165
	②確保方策	312	139	343	153	343	153	376	165	376	165
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四倉・久之浜・大久	①量の見込み	135	70	135	70	135	70	168	82	168	82
	②確保方策	135	70	135	70	135	70	168	82	168	82
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小川・川前	①量の見込み	60	30	90	45	90	45	90	45	90	45
	②確保方策	60	30	90	45	90	45	90	45	90	45
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保育所や幼稚園等に対して保護者が支払うべき教材費等の一部について、保護者の世帯の所得の状況などを勘案し、必要に応じた助成を行う事業です。

(単位:人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全体	①量の見込み	618	609	595	581	569
	②確保方策	618	609	595	581	569
	②-①	0	0	0	0	0

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

新規事業者等が安定的かつ継続的に事業を実施し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の期間が必要であることから、新規施設等に対する実地支援・相談・助言や、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を行う事業です。

第6章 計画の推進

第6章 計画の推進

1 計画の推進

- 本市の子育て支援施策は、地域で活躍されている様々な方々に支えられています。このため、市民一人ひとりが計画の理念や考えを共有することが重要であることから、本計画について広く周知を図ります。
- 基本施策に掲げた各種施策については、地域の方々やNPO法人、子育て支援団体などの関係機関と積極的に連携・協働しながら、着実に推進していきます。

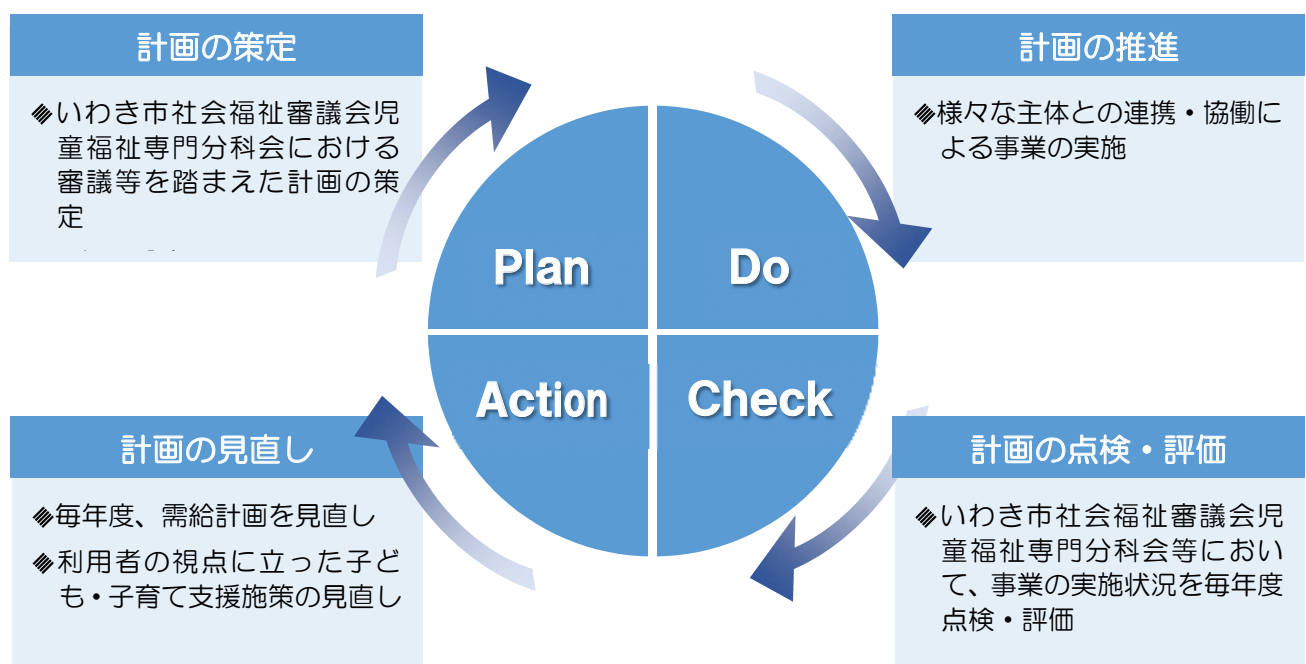
2 計画の点検・評価

本市では、本計画に基づく子ども・子育て支援施策や需給計画の進捗状況について、市によるセルフチェックはもとより、いわき市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議）等において、毎年度点検・評価を行います。

3 計画の見直し

子ども・子育て支援施策については、市民のニーズや社会情勢の変化等を的確に捉えるとともに、利用者の視点に立った必要な見直しを行います。

また、需給計画については、施設・事業の認可状況や利用状況、整備状況等を踏まえながら、毎年度必要な見直しを行います。



資料編

資料編

1 ニーズ調査の結果からみる子育て家庭等に関する現状

(1) 調査目的

本計画の策定に当たり、市民に対し、認定こども園・幼稚園・保育所等の教育・保育施設等及び地域の子育て支援に関するサービスの現在の利用状況や今後の利用希望等を調査し、これらの必要量の見込み等を定める基礎資料とすることを目的として「いわき市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」（ニーズ調査）を実施しました。

(2) 調査概要

調査区分	調査対象	調査期間	配布方法	配布数 (通)	回収数 (通)	回収率 (%)
就学前児童	0歳～5歳の保護者	平成30年 12月7日～ 12月28日	郵送	2,100	827	39.4
就学児童 (小学生)	6歳～11歳の保護者		郵送	2,200	956	43.5
中学2年生	中学2年生		学校を通じて配布	497	490	98.6
計				4,797	2,273	47.4

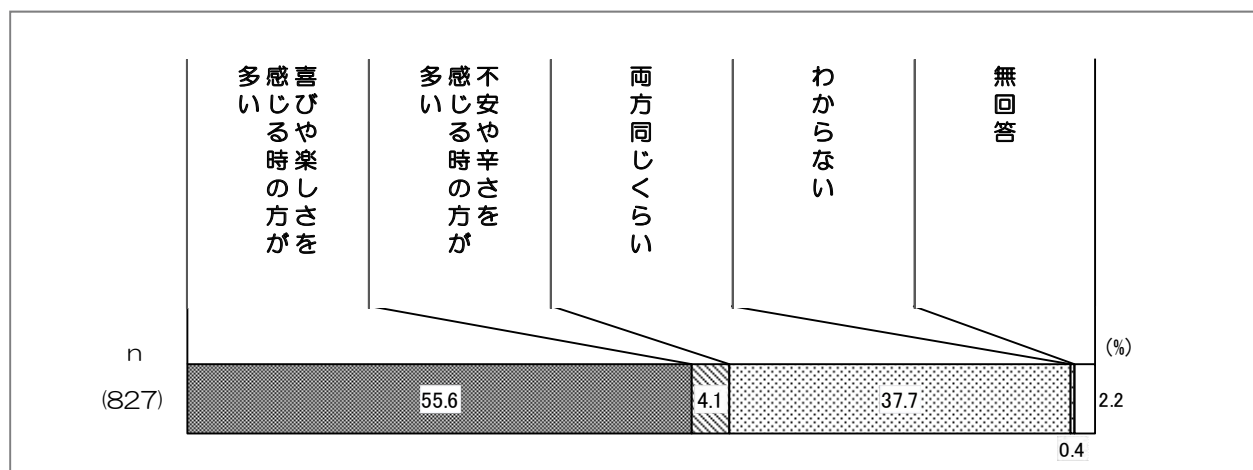
(3) ニーズ調査結果の留意点

- ・ n (number of cases) は比率算出の基数であり、100.0%が何人の回答に相当するかを表しています。
- ・ 集計した数値(%)は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示していますので、質問に対する回答の選択肢が1つだけの場合、選択肢の割合(%)を全て合計しても、100.0%にならない場合があります。
- ・ 回答者数を分母として割合(%)を計算しているため、複数回答の場合には、各選択肢の割合を合計すると100.0%を超えていることがあります。

(4) 子育てに関する意識

半数以上（55.6%）の保護者が、子育てに対し「喜びや楽しさを感じる時の方が多い」と回答している一方で、「両方同じくらい」や「不安や辛さを感じる時の方が多い」と感じている保護者が40%以上となっています。

■子育てに関する意識（就学前児童保護者）

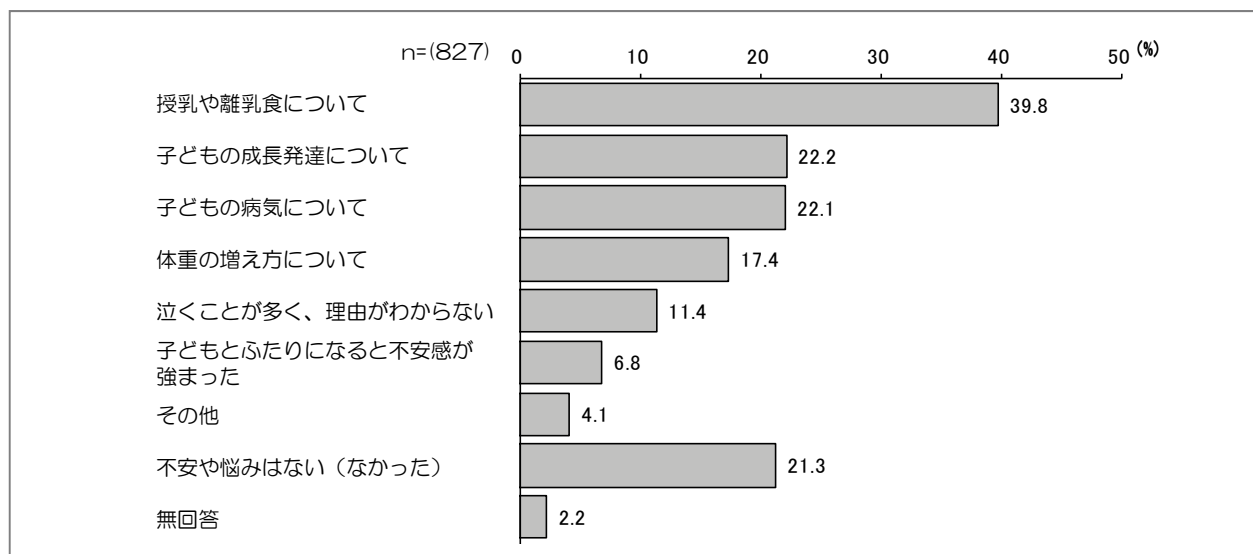


(5) 子育ての不安や悩み（1歳未満）とその解決策

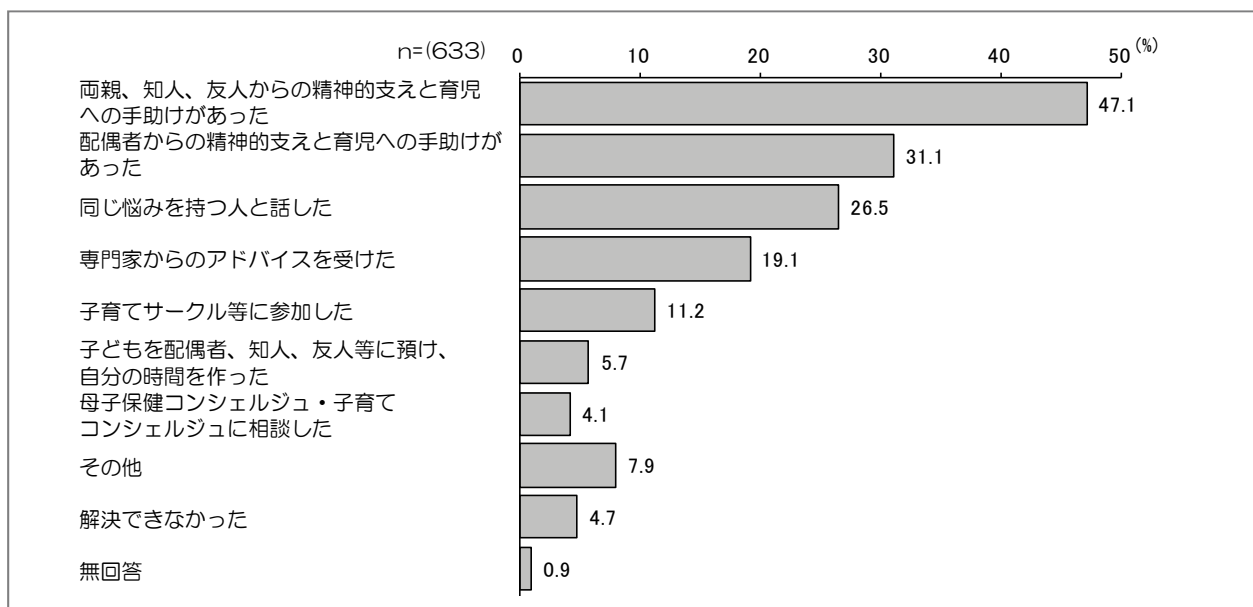
子どもが1歳になるまでの不安や悩みについては、「授乳や離乳食について」が39.8%と最も多く、次いで「子どもの成長発達について」（22.2%）、「子どもの病気について」（22.1%）などとなっています。

これに対し、不安や悩みの解決方法は、「両親、知人、友人からの精神的支えと育児への手助けがあった」（47.1%）、「配偶者からの精神的支えと育児への手助けがあった」（31.1%）、「同じ悩みを持つ人と話した」（26.5%）などとなっています。

■子育ての不安や悩み（就学前児童保護者）



■子育ての不安や悩みの解決方法（就学前児童保護者）

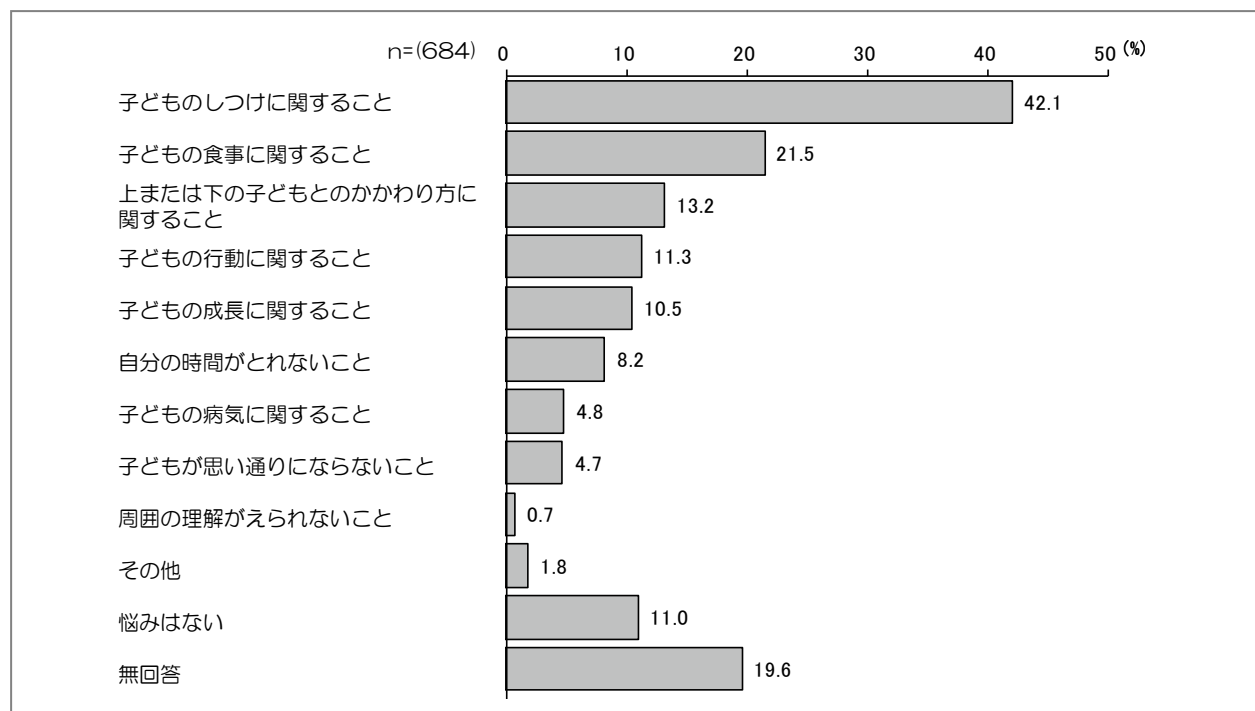


(6) 子育ての不安や悩み・つらさ（１歳以上）

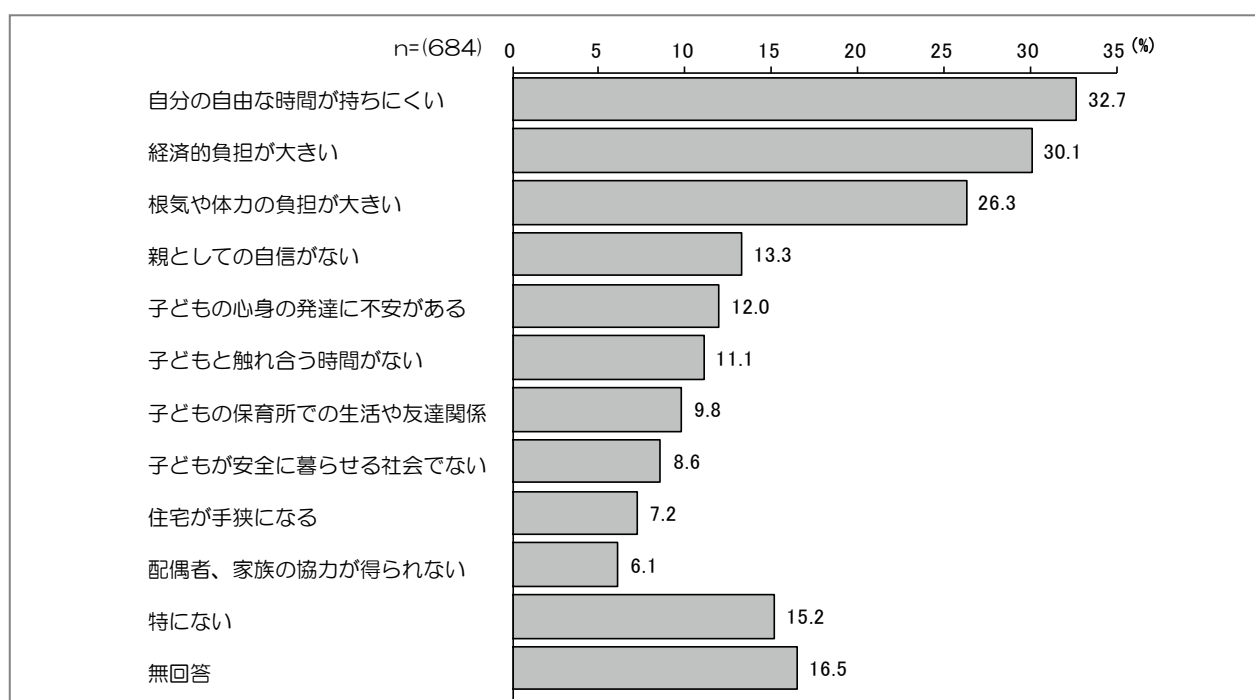
１歳以上の子どもを持つ保護者の不安や悩みは、「子どものしつけに関すること」が最も多く、４割以上（４２.１％）となっています。

また、子育てのつらさについては、「自分の自由な時間が持ちにくい」（３２.７％）、「経済的負担が大きい」（３０.１％）、「根気や体力の負担が大きい」（２６.３％）などとなっている一方、「特にない」も １５.２％となっています。

■子育ての不安や悩み（就学前児童保護者）



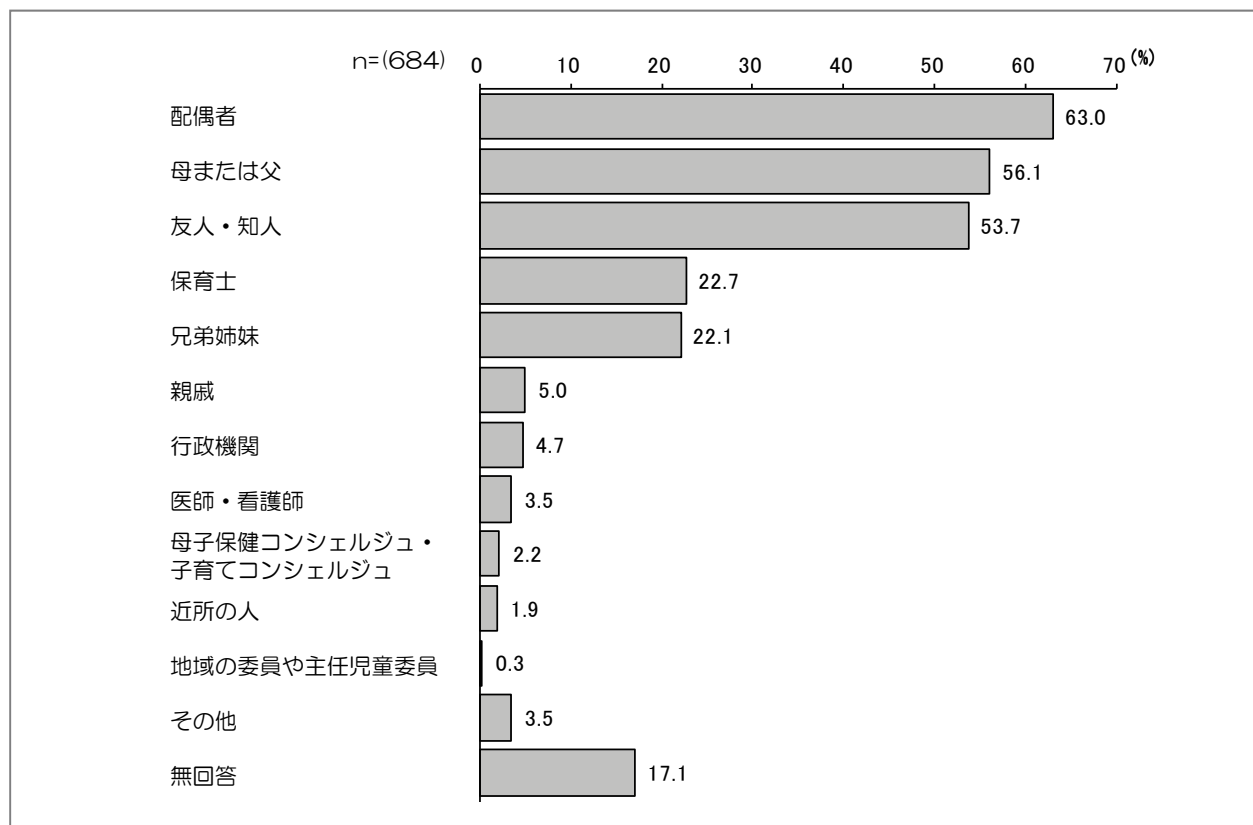
■子育てのつらさ（就学前児童保護者）



(7) 子育ての相談相手（1歳以上）

子育ての相談相手は、「配偶者」（63.0%）、「母または父」（56.1%）、「友人・知人」（53.7%）などの身近な相手のほか、「保育士」が22.7%などとなっています。

■子育ての相談相手（就学前児童保護者）

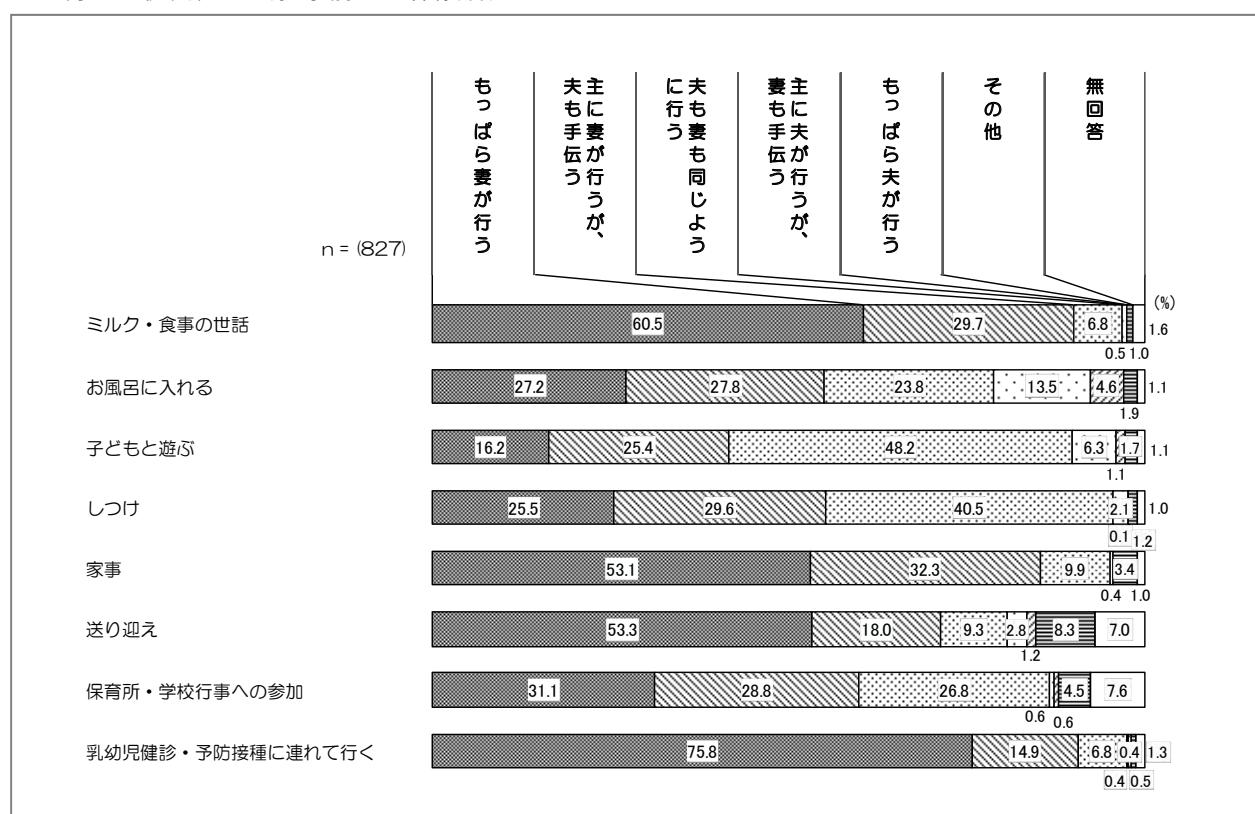


(8) 子育ての役割分担

子育ての役割分担については、「ミルク・食事の世話」、「家事」、「送り迎え」、「乳幼児健診・予防接種に連れていく」の4項目について、半数以上が「もっぱら妻が行う」となっています。

一方で、「夫も妻も同じように行う」については、「子どもと遊ぶ」、「しつけ」の2項目で4割を超えています。また、「もっぱら夫が行う」については、いずれの項目も低い割合となっています。

■子育ての役割分担（就学前児童保護者）

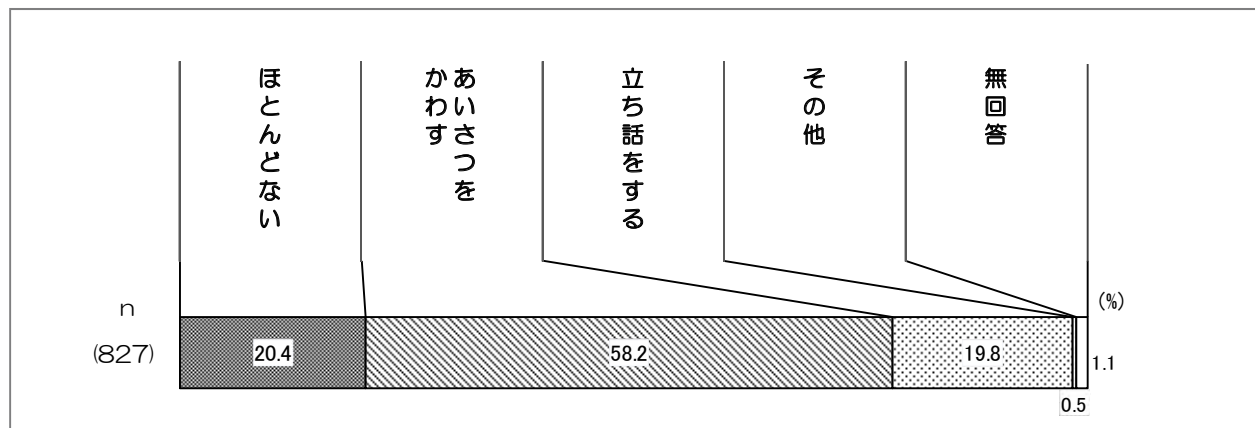


(9) 近所との交流、子育ての上での関わり方

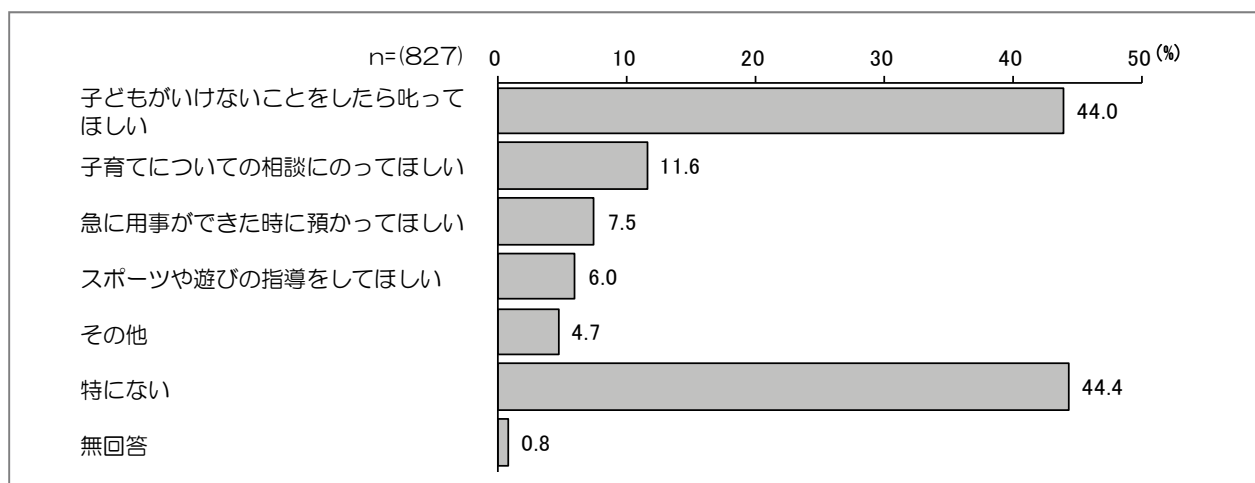
近所との交流については、「ほとんどない」(20.4%)、「あいさつをかわす」(58.2%)となっており、約8割の保護者が、近所の人との親しい交流はない状況にあります。

また、子どもを育てていく上で、近所の人に期待することについては、「子どもがいけないことをしたら叱ってほしい」と4割以上(44.0%)の保護者が回答している一方で、「特にない」と回答した保護者も44.4%となっています。

■ 近所との交流（就学前児童保護者）



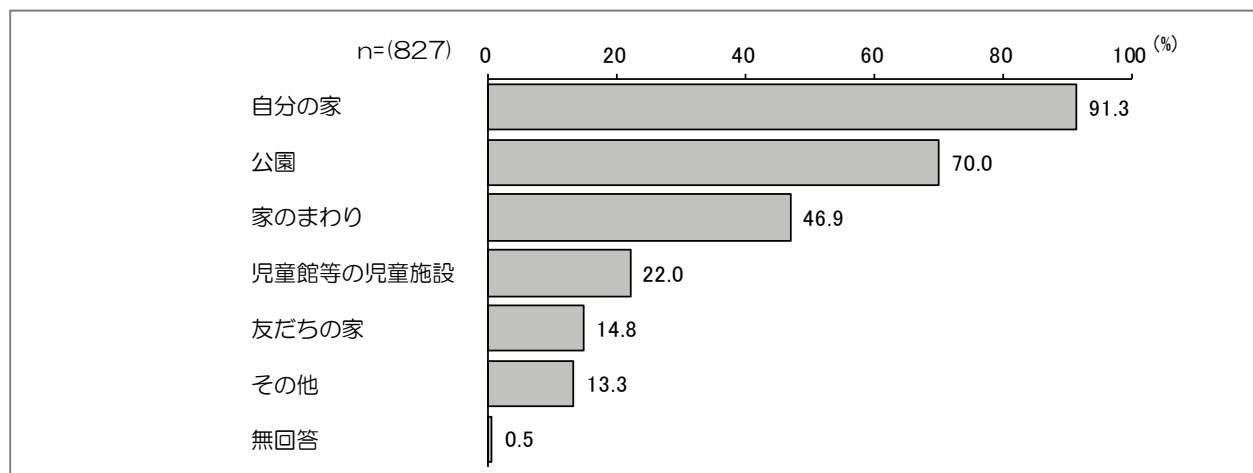
■ 子どもを育てていく上で、近所の人に期待すること（就学前児童保護者）



(10) 子どもがいつも遊ぶ場所

子どもがいつも遊ぶ場所については、「自分の家」が91.3%と最も多く、次いで「公園」(70.0%)、「家のまわり」(46.9%)などとなっています。

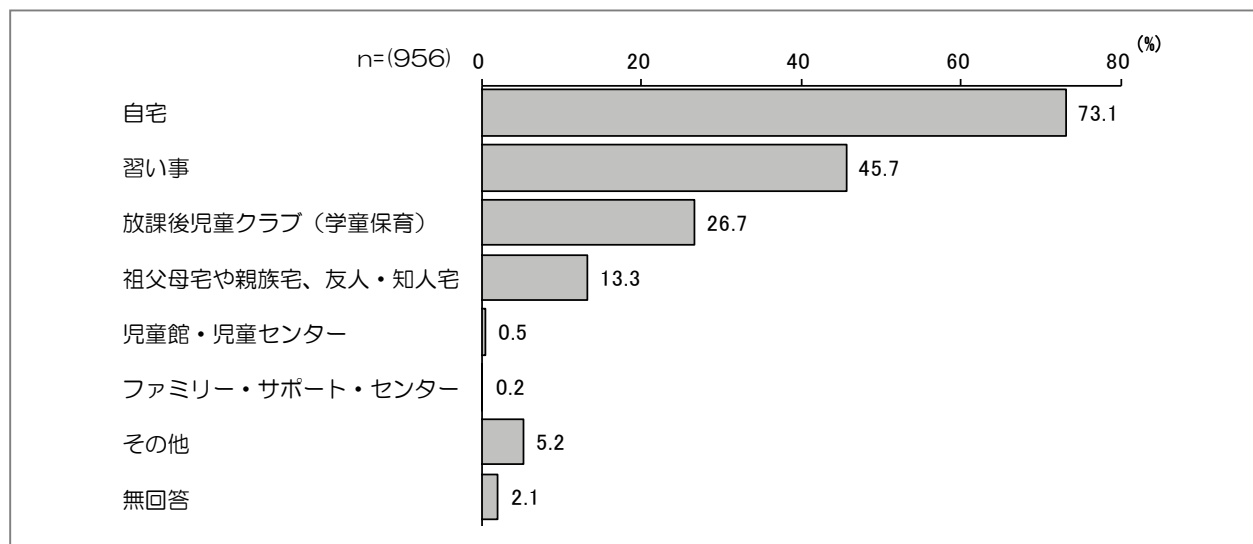
■子どもがいつも遊ぶ場所（就学前児童保護者）



(11) 放課後の過ごし方

小学生の放課後の過ごし方については、「自宅」(73.1%)、「習い事」(45.7%)、「放課後児童クラブ（学童保育）」(26.7%)などとなっています。

■小学生の放課後の過ごし方（就学児童保護者）

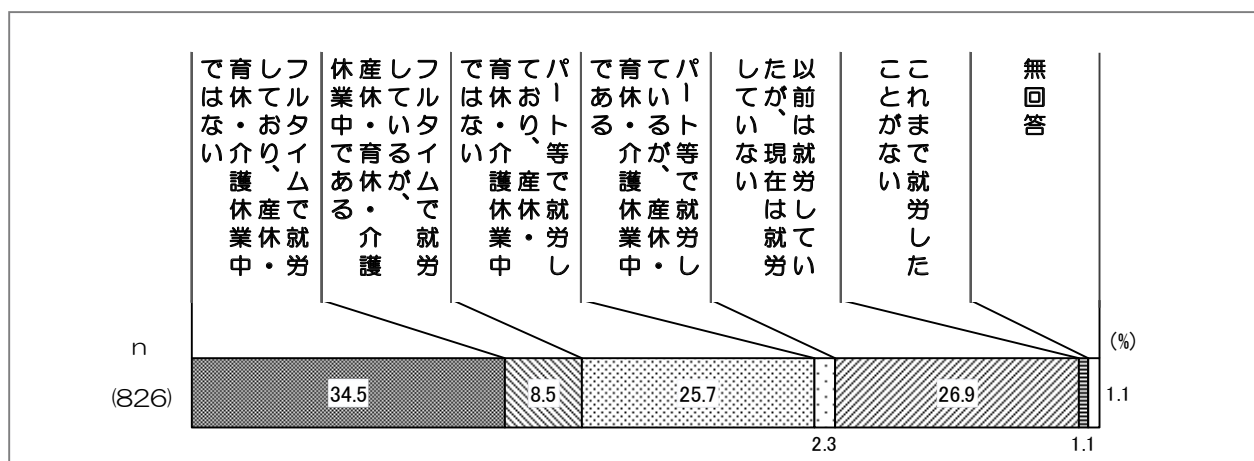


(12) 保護者の就労状況

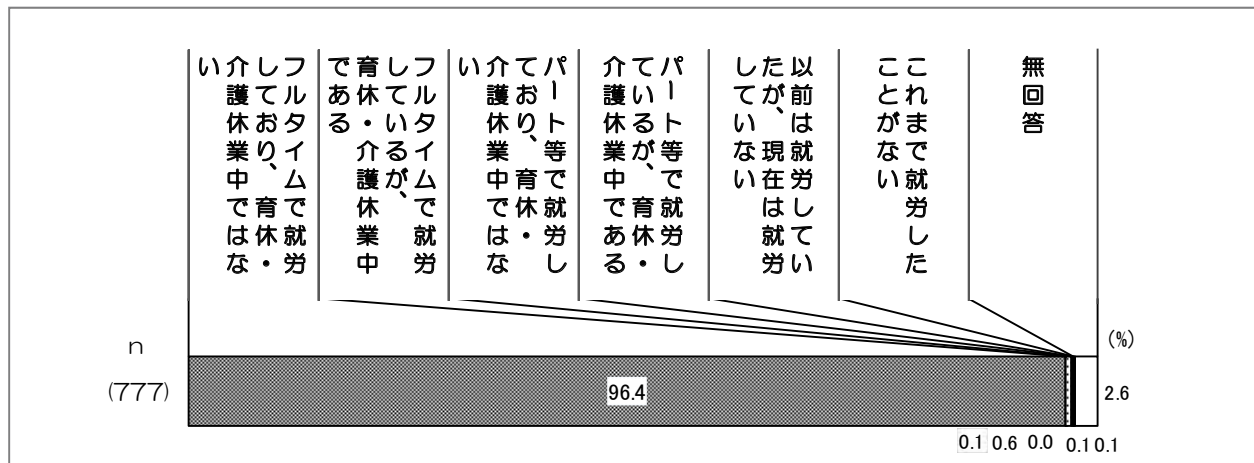
就学前児童の母親の現在の就労状況については、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(34.5%)、「以前は就労していたが、現在は就労していない」(26.9%)、「パート等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(25.7%)などとなっています。

父親の就労状況については、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が96.4%となっています。

■母親の就労状況（就学前児童保護者）



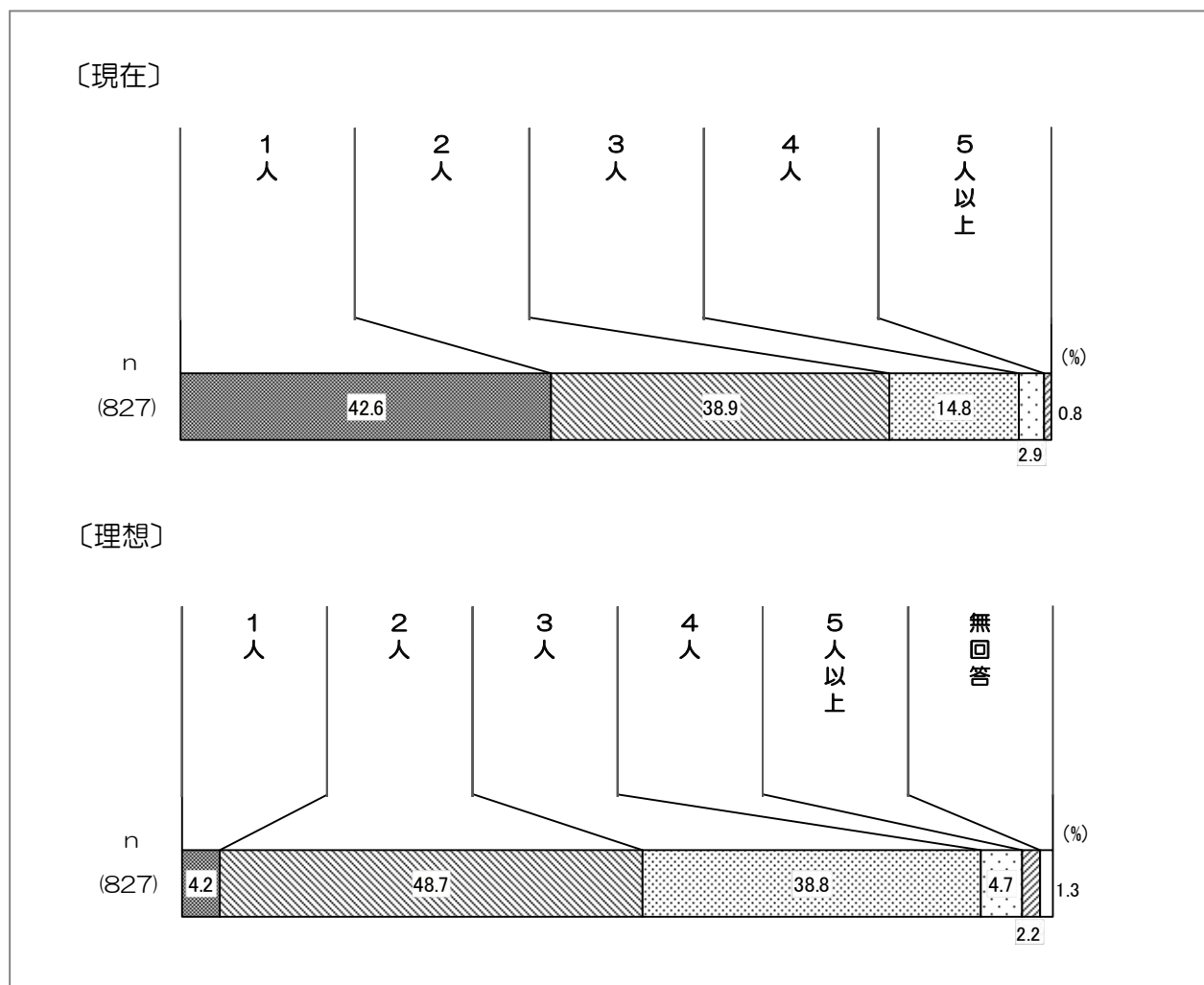
■父親の就労状況（就学前児童保護者）



(13) 子どもの人数

子どもの人数は、「1人」(42.6%)、「2人」(38.9%)が共に4割前後を占めていますが、理想とする子どもの人数は、「2人」が48.7%と最も多く、次いで「3人」(38.8%)となっています。

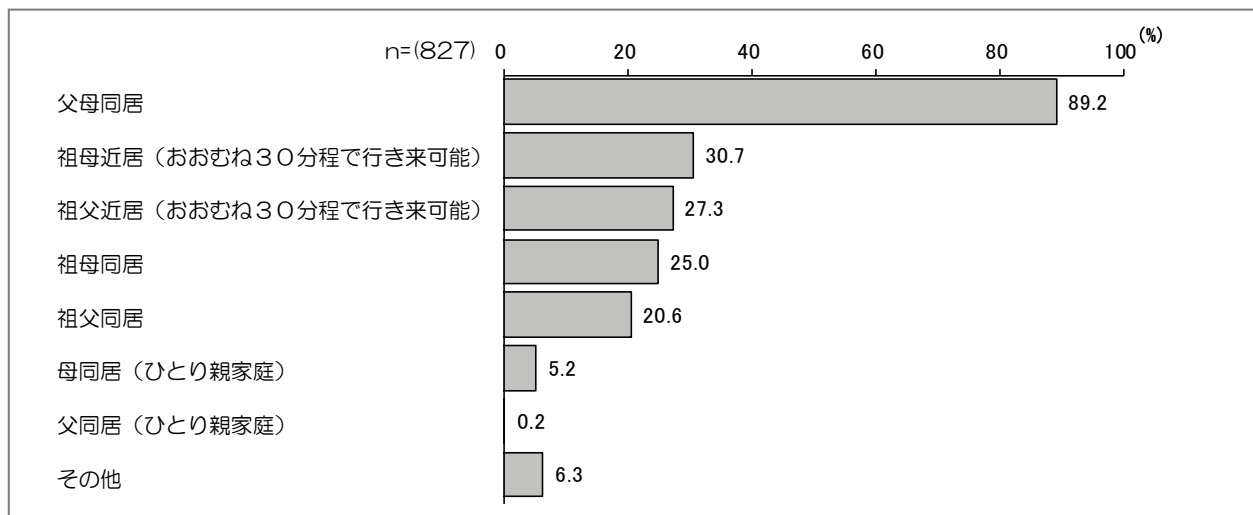
■子どもの人数（就学前児童保護者）



(14) 同居家族の状況

子どもとの同居関係については、「父母同居」が89.2%と最も多く、次いで「祖母近居（おおむね30分程で行き来可能）」（30.7%）、「祖父近居（おおむね30分程で行き来可能）」（27.3%）となっています。

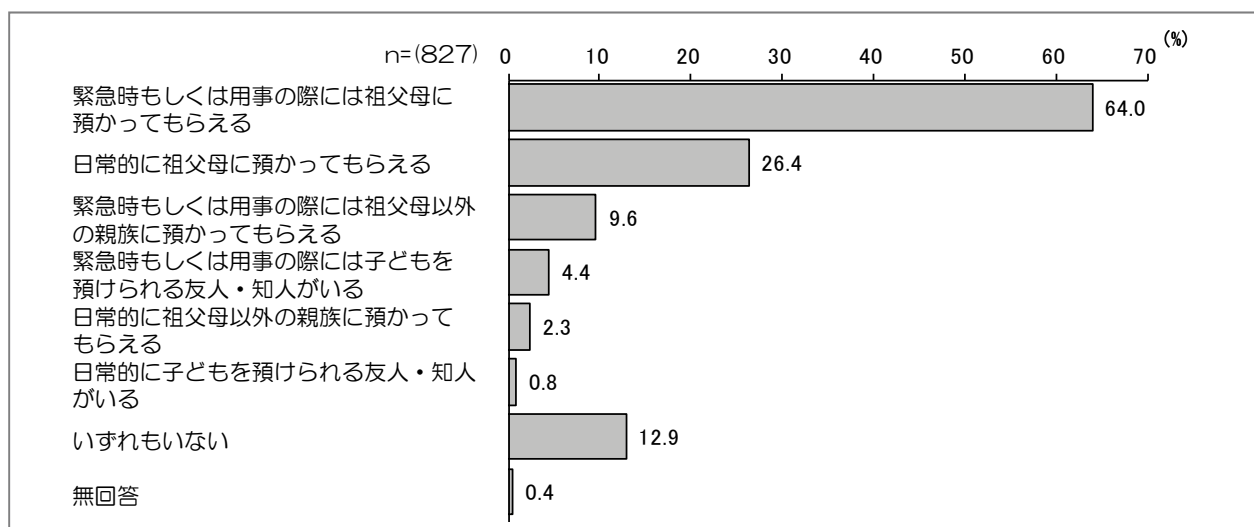
■同居家族（就学前児童保護者）



(15) 日常的又は緊急時の子どもの預かり

子どもを預かってもらえる人については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母に預かってもらえる」が64.0%と最も多く、次いで「日常的に祖父母に預かってもらえる」（26.4%）、「緊急時もしくは用事の際には祖父母以外の親族に預かってもらえる」（9.6%）などとなっている一方で、緊急時に子どもを預けることができる親族や知人等がない方が12.9%となっています。

■日常的又は緊急時の子どもの預かり（就学前児童保護者）

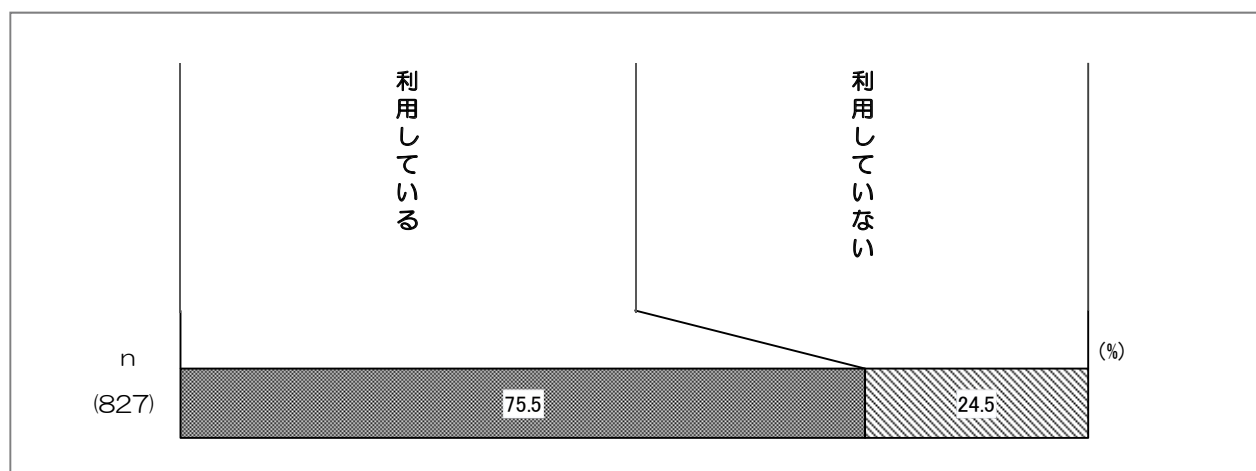


(16) 教育・保育サービスの利用状況

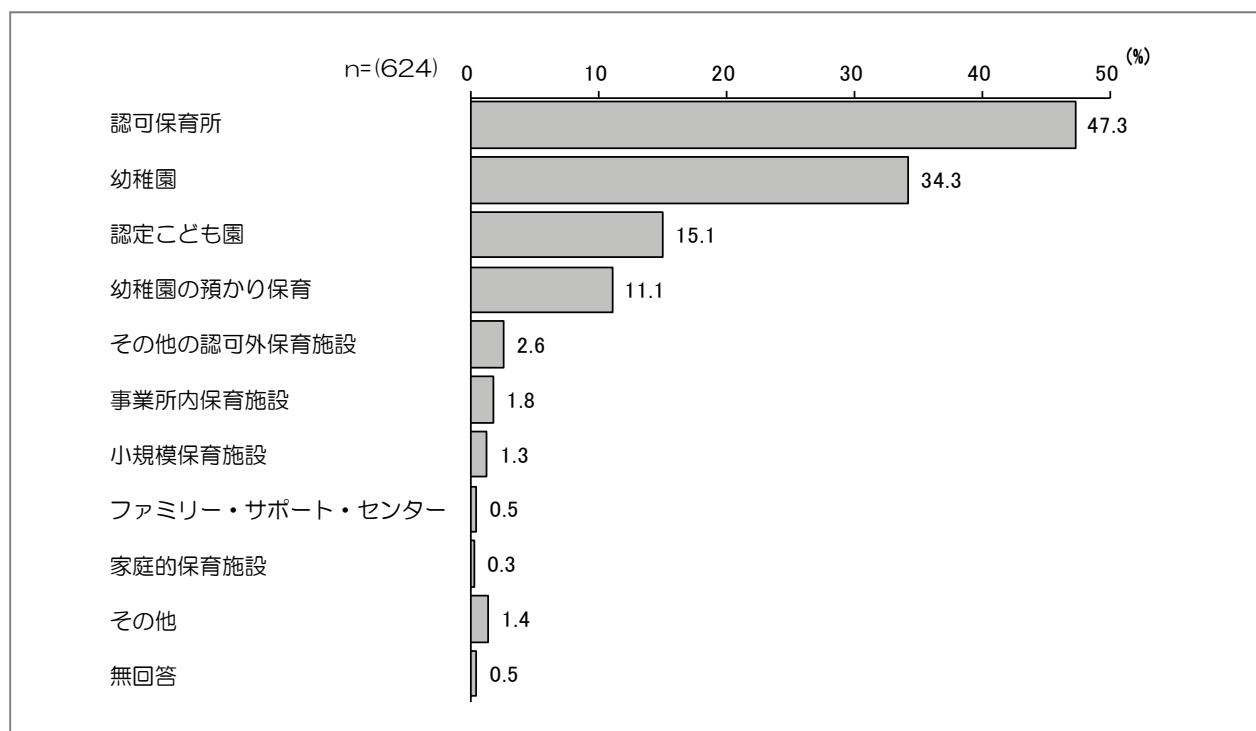
定期的な教育・保育サービスについては、「利用している」が75.5%、「利用していない」が24.5%となっています。

年間を通じて利用しているサービスについては、「認可保育所」が47.3%と最も多く、次いで「幼稚園」(34.3%)、「認定こども園」(15.1%)などとなっています。

■教育・保育サービスの定期的な利用（就学前児童保護者）



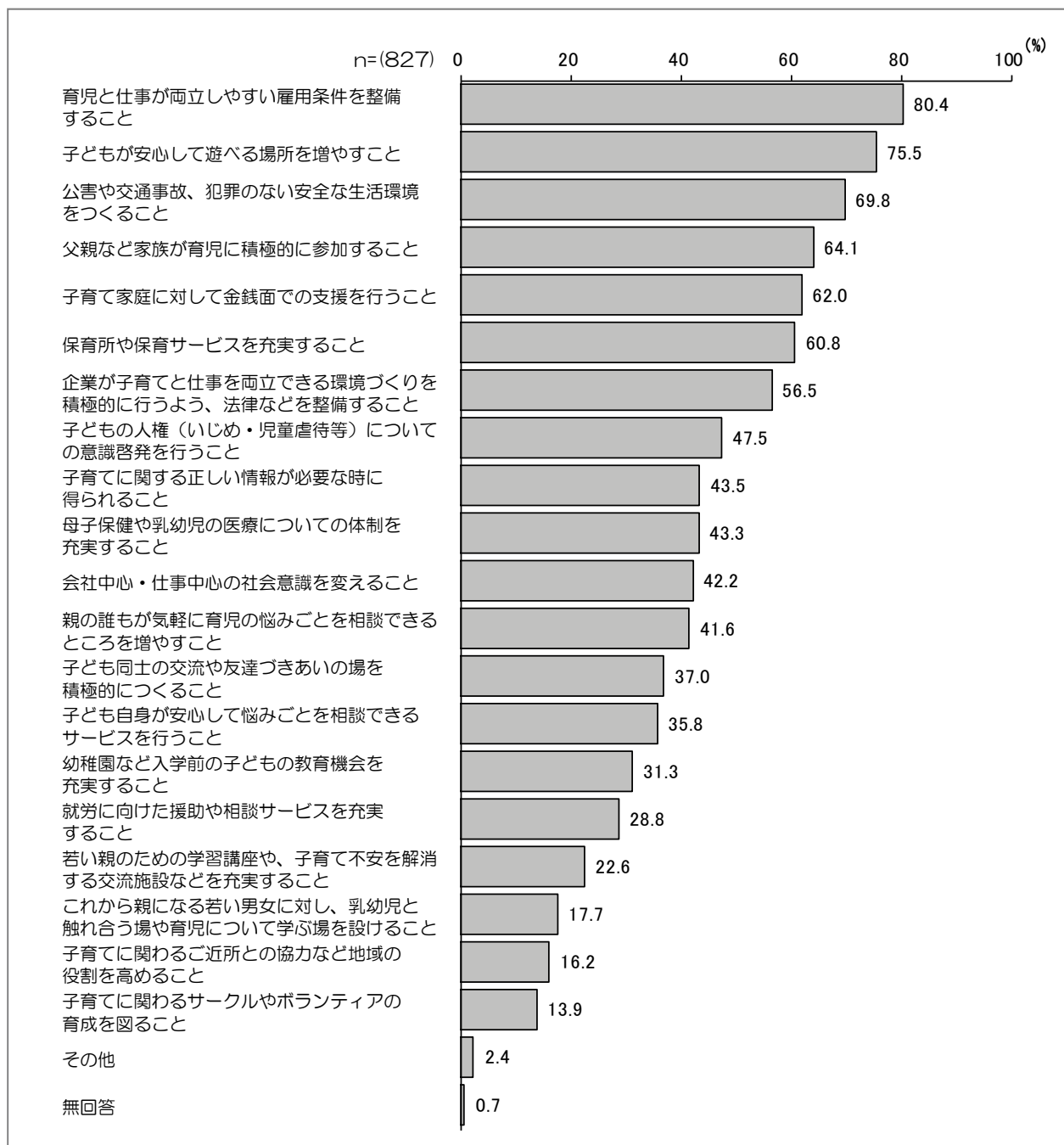
■年間を通じて利用している教育・保育サービス（就学前児童保護者）



(17) 子どもがすくすく育ち、安心して子育てのできる環境づくり

子どもがすくすく育ち、安心して子育てのできる環境をつくるために、力を入れるべきこととして希望があったのは、「育児と仕事が両立しやすい雇用条件を整備すること」が（80.4%）、「子どもが安心して遊べる場所を増やすこと」（75.5%）、「公害や交通事故、犯罪のない安全な生活環境をつくること」（69.8%）、「父親など家族が育児に積極的に参加すること」（64.1%）などとなっています。

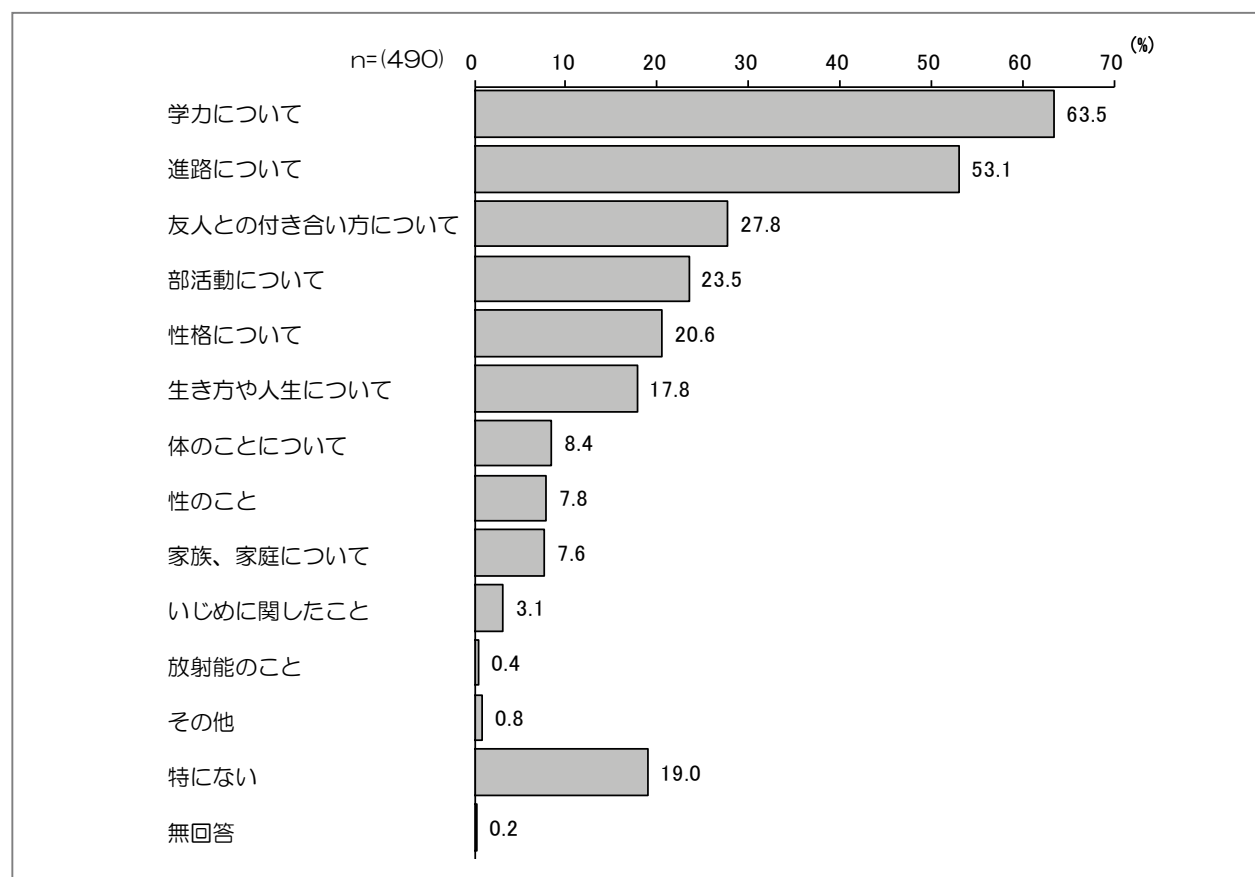
■子どもがすくすく育ち、安心して子育てのできる環境づくり（就学前児童保護者）



(18) 思春期の不安や悩み

思春期の不安や悩みについては、「学力について」(63.5%)、「進路について」(53.1%)が半数を超えており、次いで「友人との付き合い方について」(27.8%)、「部活動について」(23.5%)、「性格について」(20.6%)などとなっています。

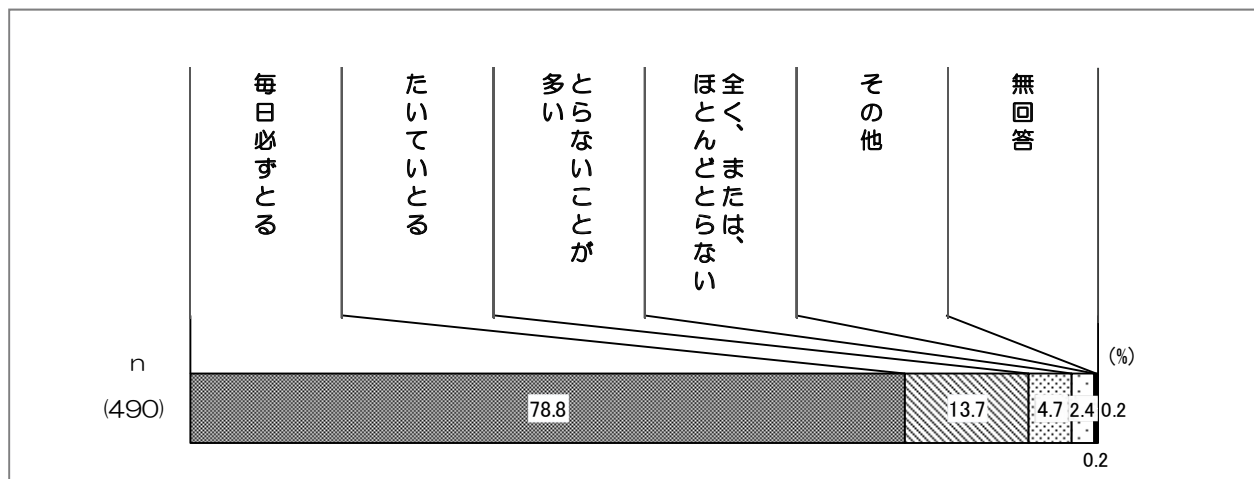
■ 思春期の不安や悩み（中学生）



(19) 朝食の摂取について

朝食については、「毎日必ずとる」が最も多く 78.8%と約8割を占め、次いで「たいていとる」(13.7%)、「とらないことが多い」(4.7%)、「全く、または、ほとんどとらない」(2.4%) などとなっています。

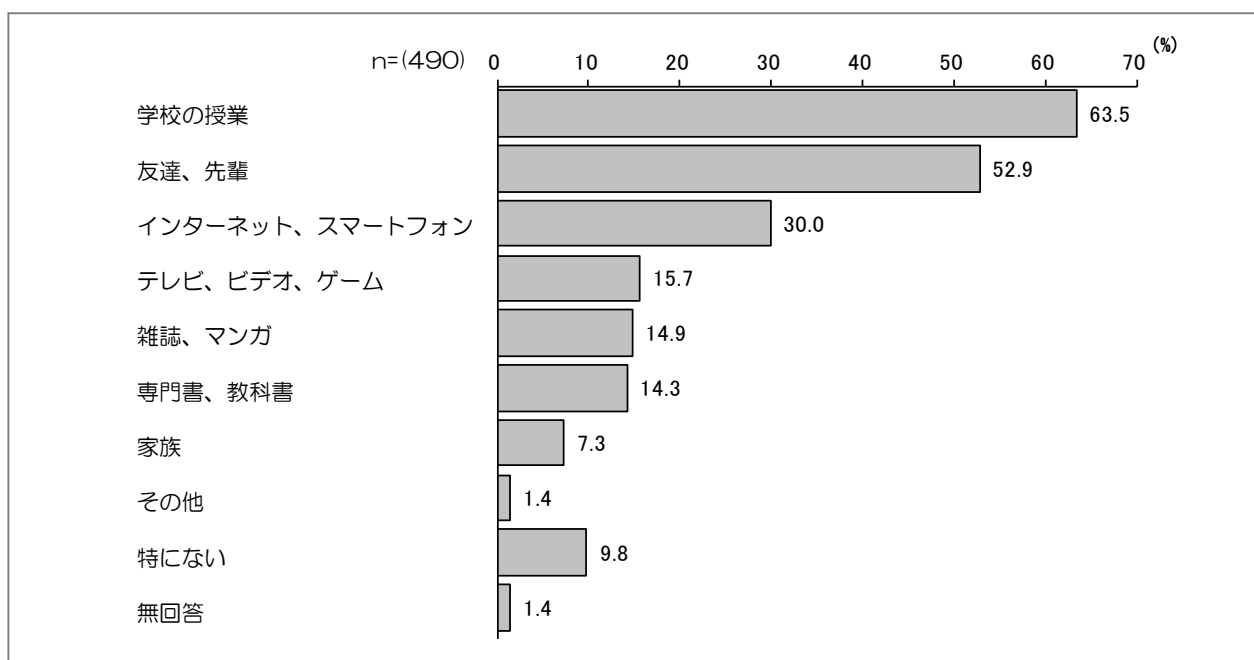
■朝食摂取の状況（中学生）



(20) 性についての知識

性についての知識の取得先は、「学校の授業」(63.5%)、「友達、先輩」(52.9%)、「インターネット、スマートフォン」(30.0%) などとなっています。

■「性」の知識はどこから得ているか（中学生）



2 子どもの生活実態調査の結果からみる子育て家庭等に関する現状

(1) 調査目的

地域における子ども・子育て支援に係る課題を把握し、課題解決に向けた仕組みづくりや新たな事業構築などの対応策を検討することを目的として「いわき市子どもの生活実態調査」を実施しました。

(2) 調査対象等

- ① 調査対象： 小学5年生がいる世帯（保護者・児童） 1,500 世帯
 中学2年生がいる世帯（保護者・生徒） 1,500 世帯
- ② 調査方法： 学校を通じて配布・回収
- ③ 調査期間： 令和元年6月28日～令和元年7月16日

(3) 回収結果

調査対象		配布数 (通)	総回収数 (率)	有効回収数※ (率)	うち親子回答を 紐づけできた 世帯数 (率)
小学5年生	児童	1,500	1,117 (74.5%)	1,111 (74.1%)	1,075 (71.7%)
	保護者	1,500	1,119 (74.6%)	1,116 (74.4%)	
中学2年生	生徒	1,500	1,198 (79.9%)	1,193 (79.5%)	1,170 (78.0%)
	保護者	1,500	1,201 (80.1%)	1,196 (79.7%)	
計		6,000	4,635 (77.3%)	4,616 (76.9%)	2,245 (74.8%)

※ 1項目でも回答のあったものについては有効としてカウント。

(4) 調査結果の分析に当たって

世帯の経済状況や家庭環境などによる生活困難度を把握するため、親子回答を紐づけできた世帯について、「①所得」、「②家計の逼迫」、「③子どもの体験や所有物の欠如」の3要素のうち、2つ以上に該当する世帯を「困窮層」、1つに該当する世帯を「周辺層」、また、両者を合わせて「生活困難層」と定義づけしました。

区分	世帯数	世帯の内訳		
		ひとり親	ふたり親	その他
生活困難層	462 (20.6%)	172 (55.5%)	261 (14.5%)	29 (21.3%)
困窮層	182 (8.1%)	94 (30.3%)	79 (4.4%)	9 (6.6%)
周辺層	280 (12.5%)	78 (25.2%)	182 (10.1%)	20 (14.7%)
一般層	1,653 (73.6%)	125 (40.3%)	1,453 (80.8%)	75 (55.1%)
生活困難度の把握が困難	130 (5.8%)	13 (4.2%)	85 (4.7%)	32 (23.5%)
合計	2,245 (100.0%)	310 (100.0%)	1,799 (100.0%)	136 (100.0%)

※ 下段（ ）書きは構成比

- ① 所得：年間の収入合計「200万円未満」
- ② 家計の逼迫：経済的な理由で、食料、衣類を買えなかった、公共料金を支払えなかった経験がある
- ③ 子どもの体験や所有物の欠如：経済的な理由で、体験（誕生祝いやお年玉等）や所有物（本や文具等）がない

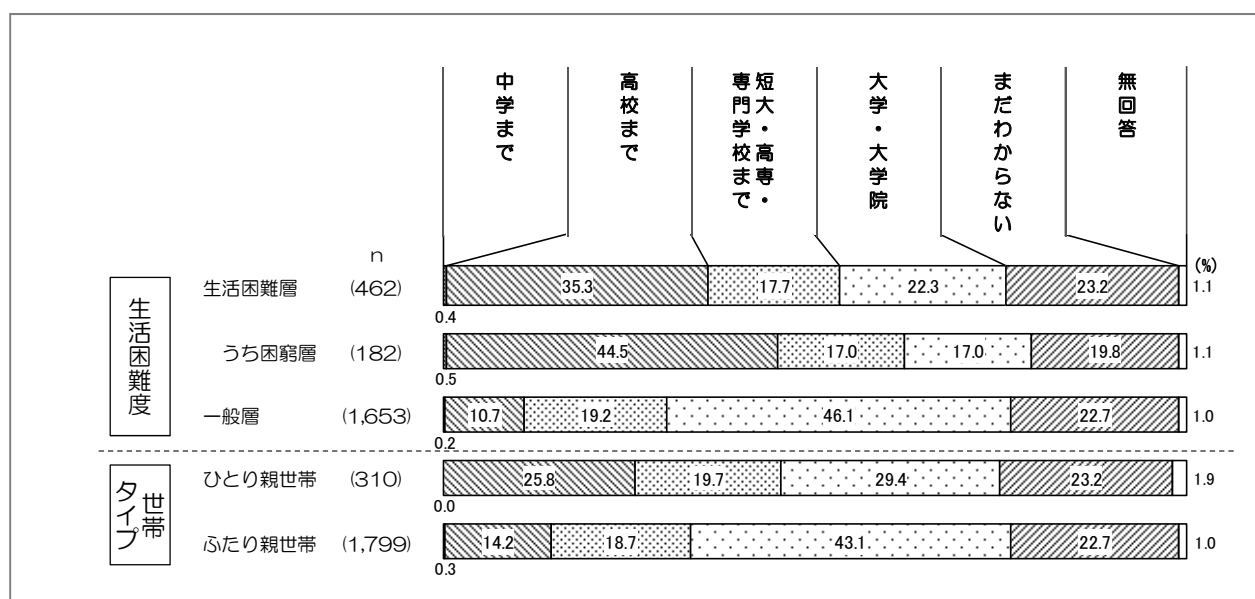
(5) 調査結果の留意点

- ・ n (number of cases) は比率算出の基数であり、100.0%が何人の回答に相当するかを表しています。
- ・ 集計した数値(%)は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示していますので、質問に対する回答の選択肢が1つだけの場合、選択肢の割合(%)を全て合計しても、100.0%にならない場合があります。
- ・ 回答者数を分母として割合(%)を計算しているため、複数回答の場合には、各選択肢の割合を合計すると100.0%を超えていることがあります。

(6) 受けさせたい教育の段階

- 生活困難度別にみると、「高校まで」が生活困難層では 35.3%、困窮層では 44.5%と、一般層（10.7%）に比べ高くなっています。一方で、「大学・大学院」が生活困難層では 22.3%、困窮層では 17.0%と、一般層（46.1%）に比べ低くなっています。
- 世帯タイプ別にみると、「高校まで」がひとり親世帯では 25.8%と、ふたり親世帯（14.2%）に比べ高くなっています。一方で、「大学・大学院」がひとり親世帯では 29.4%と、ふたり親世帯（43.1%）に比べ低くなっています。

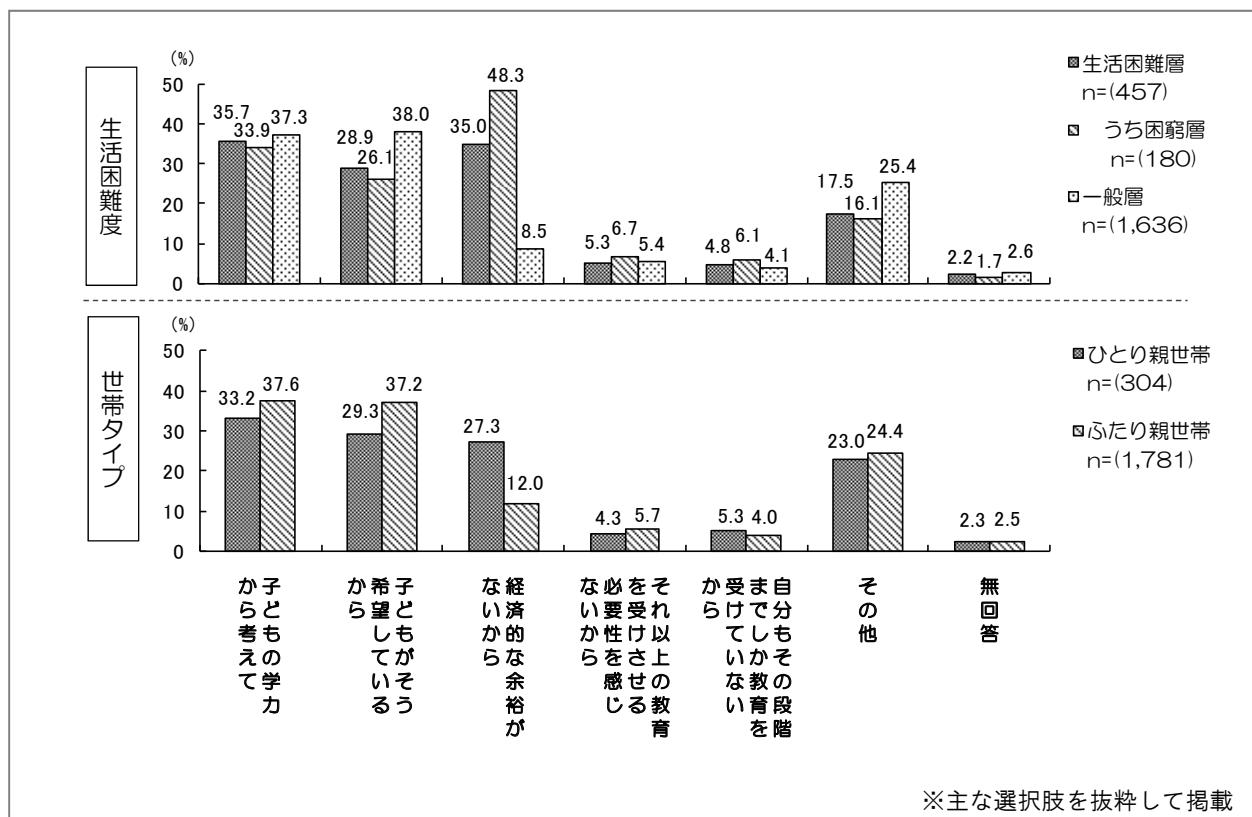
■ 受けさせたい教育の段階（保護者）



(7) 受けさせたい教育の段階の理由

- 生活困難度別にみると、「経済的な余裕がないから」が生活困難層では 35.0%、困窮層では 48.3%と、一般層（8.5%）に比べ高くなっています。
- 世帯タイプ別にみると、「経済的な余裕がないから」がひとり親世帯では 27.3%と、ふたり親世帯（12.0%）に比べ高くなっています。

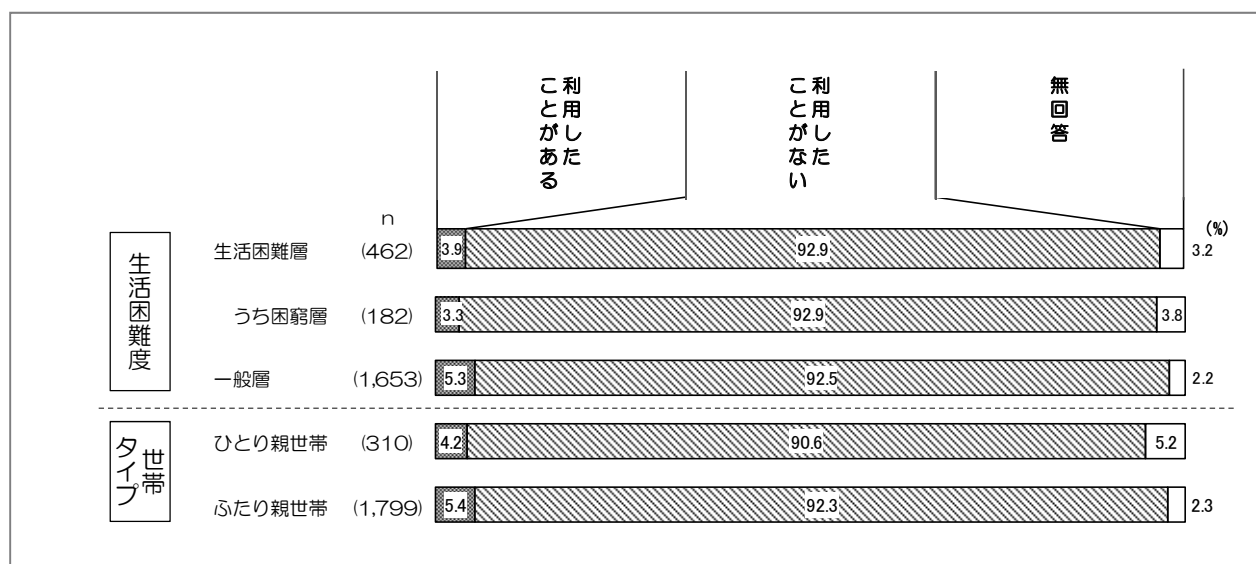
■受けさせたい教育の段階の理由（保護者）



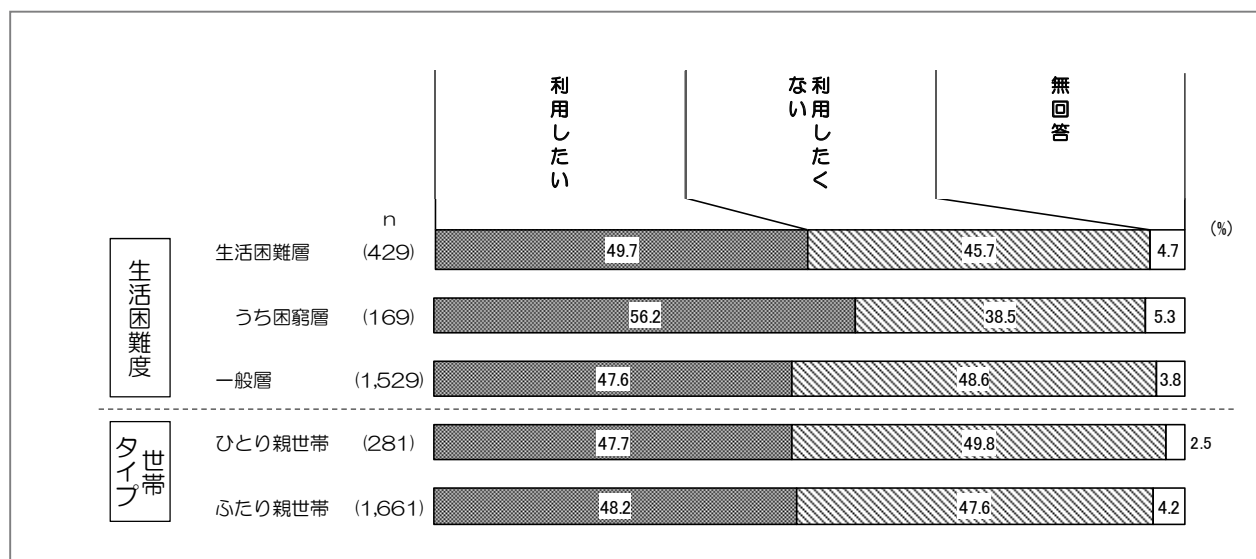
(8) 学校・塾以外の学習支援

- 生活困難度別及び世帯タイプ別のいずれも「利用したことがない」が9割以上を占めています。
- 生活困難度別及び世帯タイプ別のいずれも「利用したことがない」と回答した方のうち、半数程度が「利用したい」となっています。

■学校・塾以外の学習支援の利用状況（保護者）



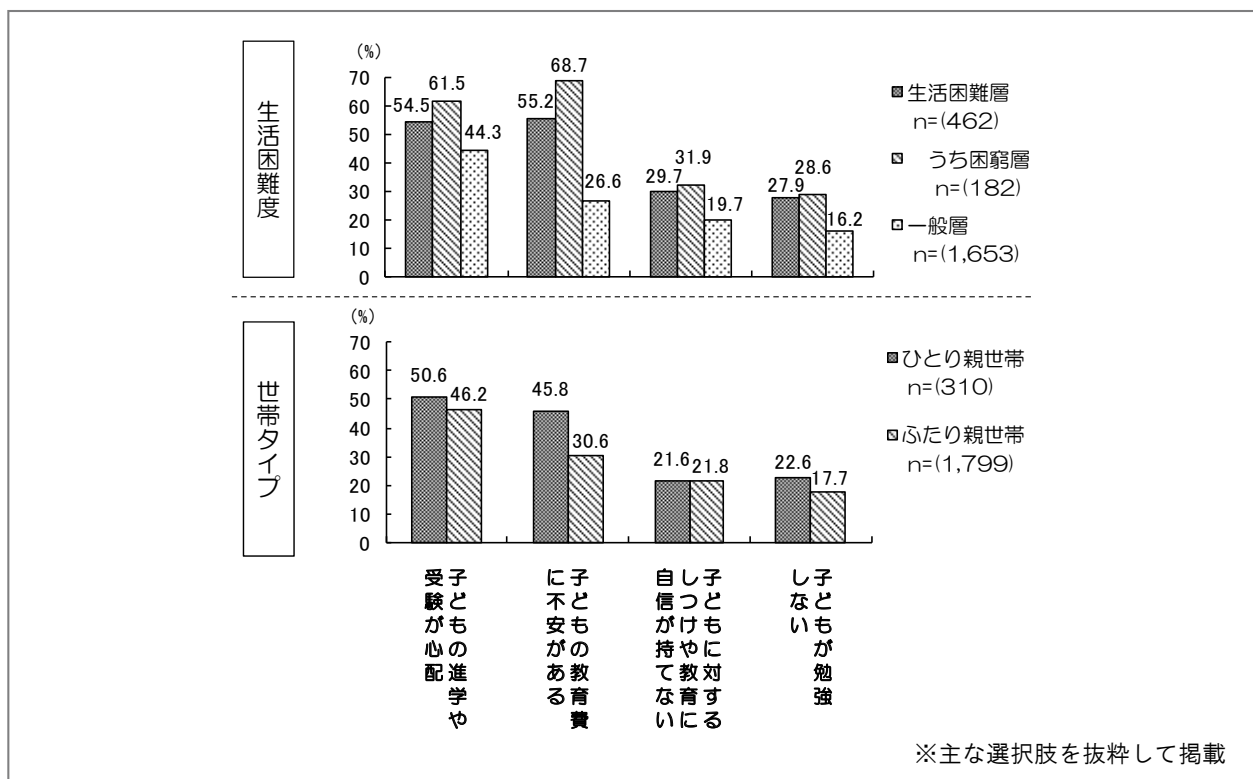
■学校・塾以外の学習支援の利用希望（保護者）



(9) 子育ての心配事や悩み事

- 生活困難度別にみると、生活困難層の方が一般層に比べ悩みを抱えている割合が高く、特に困窮層では「子どもの教育費に不安がある」（68.7%）、「子どもの進学や受験が心配」（61.5%）が高くなっています。
- 世帯タイプ別にみると、「子どもの教育費に不安がある」がひとり親世帯では 45.8% と、ふたり親世帯（30.6%）に比べ高くなっています。

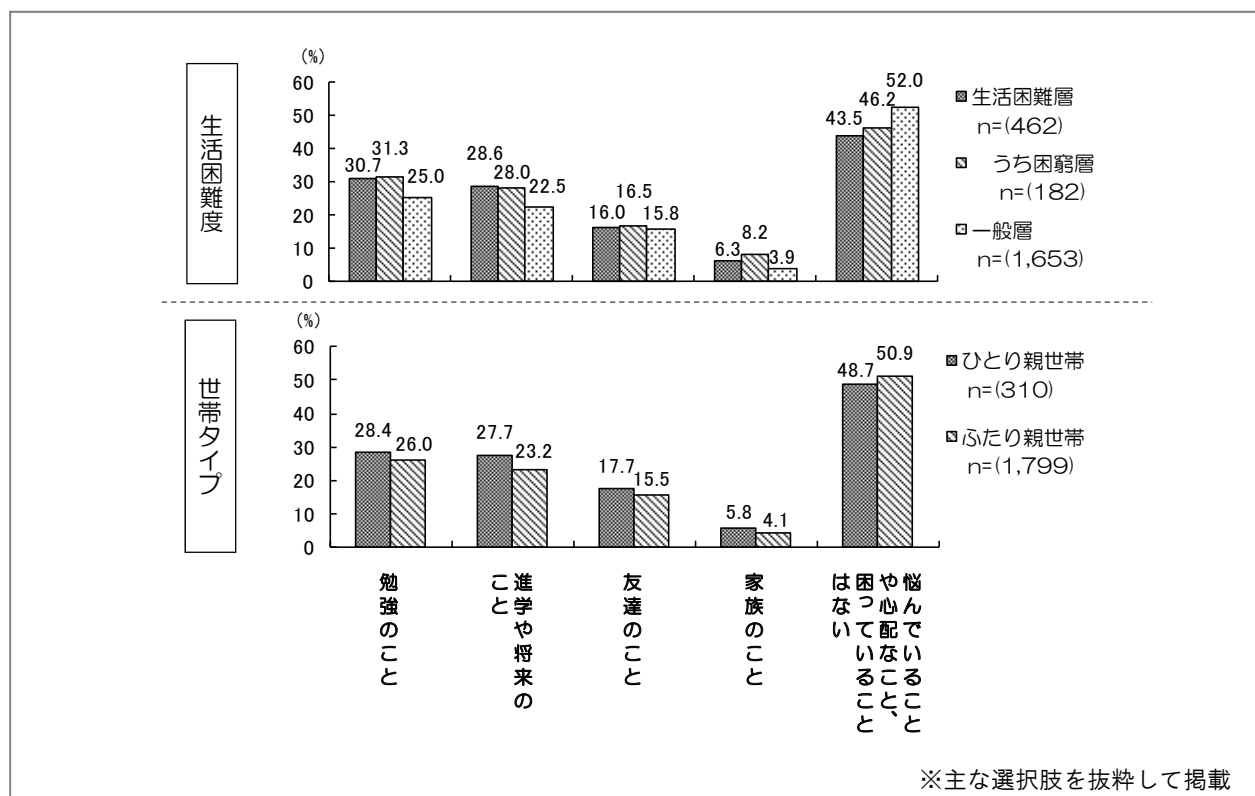
■子育ての心配事や悩み事（保護者）



(10) 不安や悩み事

- 生活困難度別にみると、生活困難層では「勉強のこと」が30.7%、「進学や将来のこと」が28.6%と、一般層（それぞれ25.0%、22.5%）に比べ高くなっています。
- 世帯タイプ別でも同様に、ひとり親世帯では「勉強のこと」が28.4%、「進学や将来のこと」が27.7%と、ふたり親世帯（それぞれ26.0%、23.2%）に比べ高くなっています。

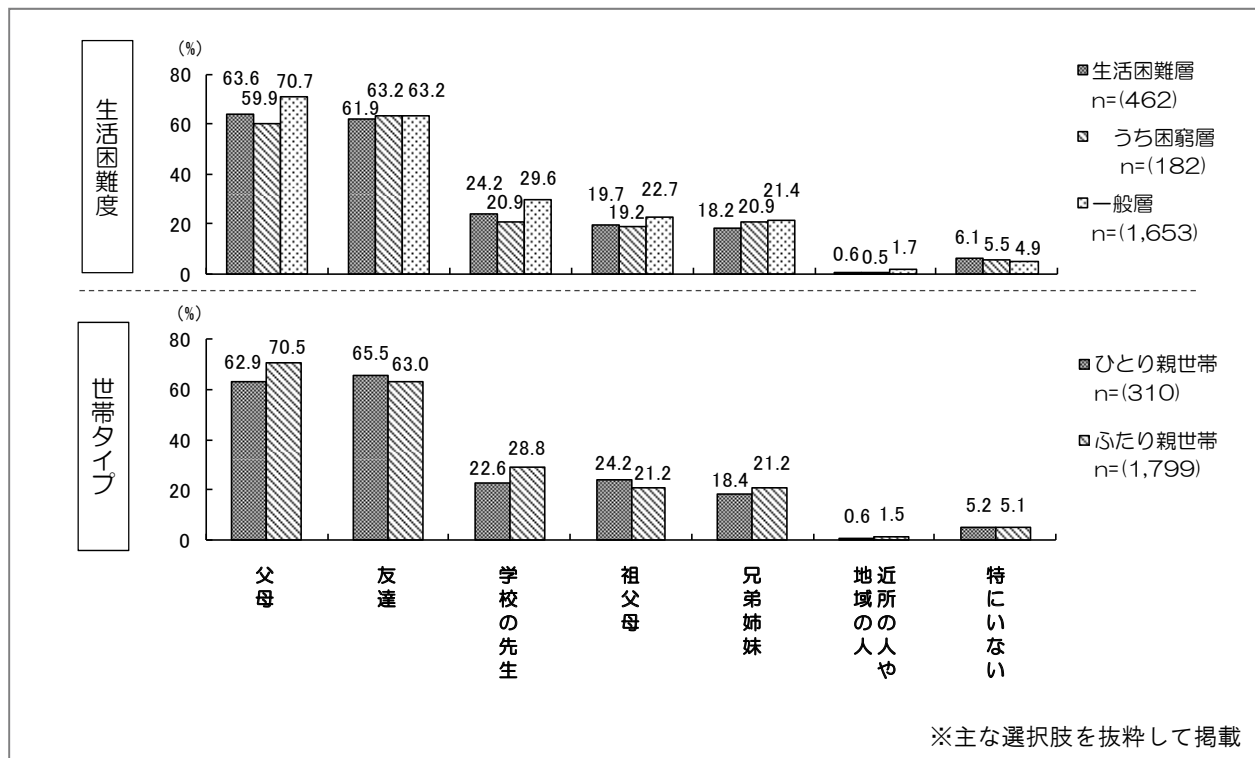
■不安や悩み事（児童・生徒）



(11) 心配事や悩み事の相談先

- 生活困難度別にみると、「父母」が生活困難層では63.6%、困窮層では59.9%と、一般層（70.7%）に比べ低くなっています。
- 世帯タイプ別にみると、「父母」がひとり親世帯では62.9%と、ふたり親世帯（70.5%）に比べ低くなっています。
- 生活困難度別と世帯タイプ別のいずれも「特にいない」は5%程度となっています。

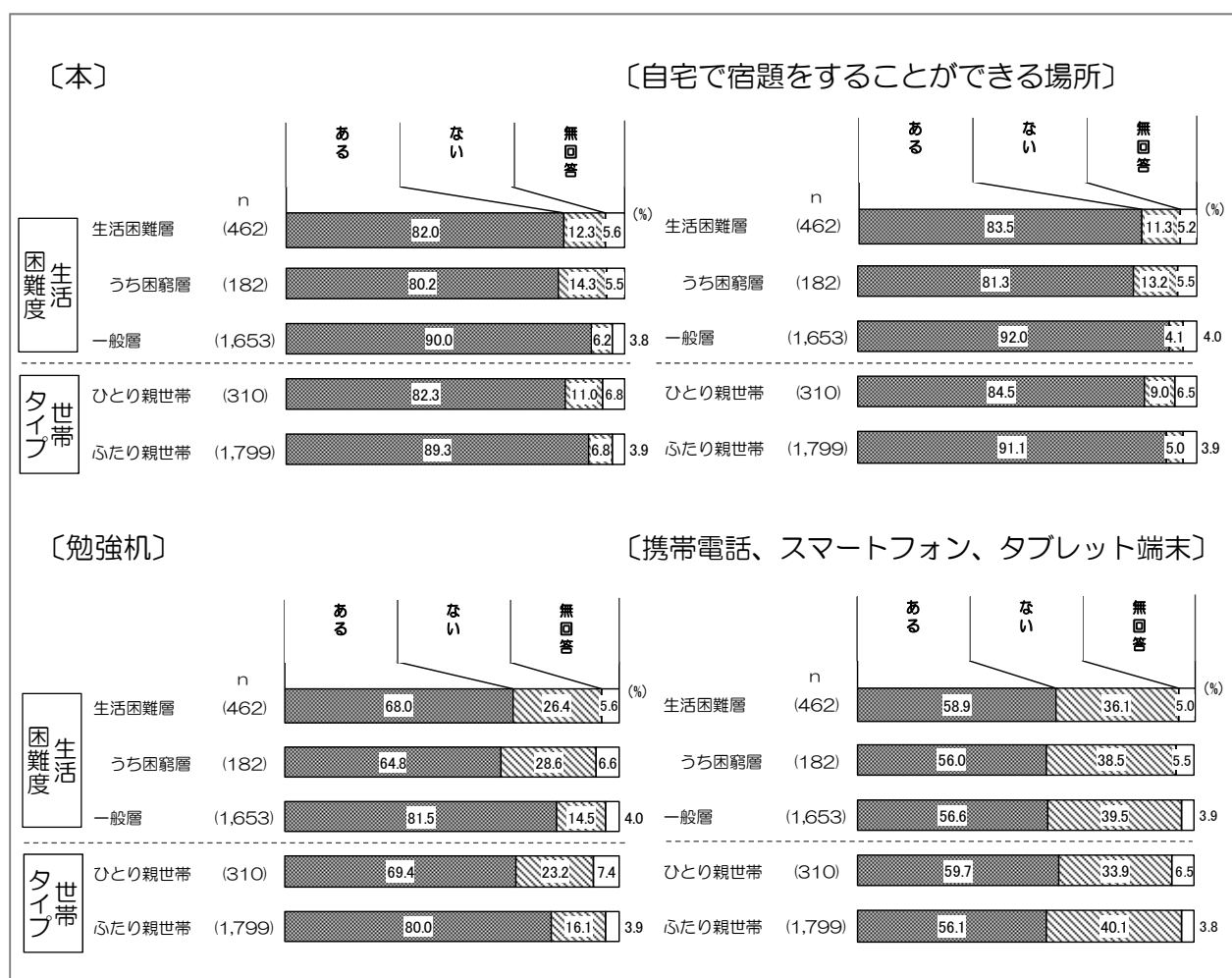
■心配事や悩み事の相談先（児童・生徒）



(12) 物の所有状況

- 生活困難度別にみると、生活困難層では、『本』、『自宅で宿題をすることができる場所』、『勉強机』が「ない」と回答している割合が一般層に比べ高くなっています。
- 世帯タイプ別にみても同様に、ひとり親世帯では、『本』、『自宅で宿題をすることができる場所』、『勉強机』が「ない」と回答している割合が、ふたり親世帯に比べ高くなっています。
- 一方で、『携帯電話、スマートフォン、タブレット端末』は、生活困難度別及び世帯タイプ別のいずれも「ある」と回答している割合が6割程度となっています。

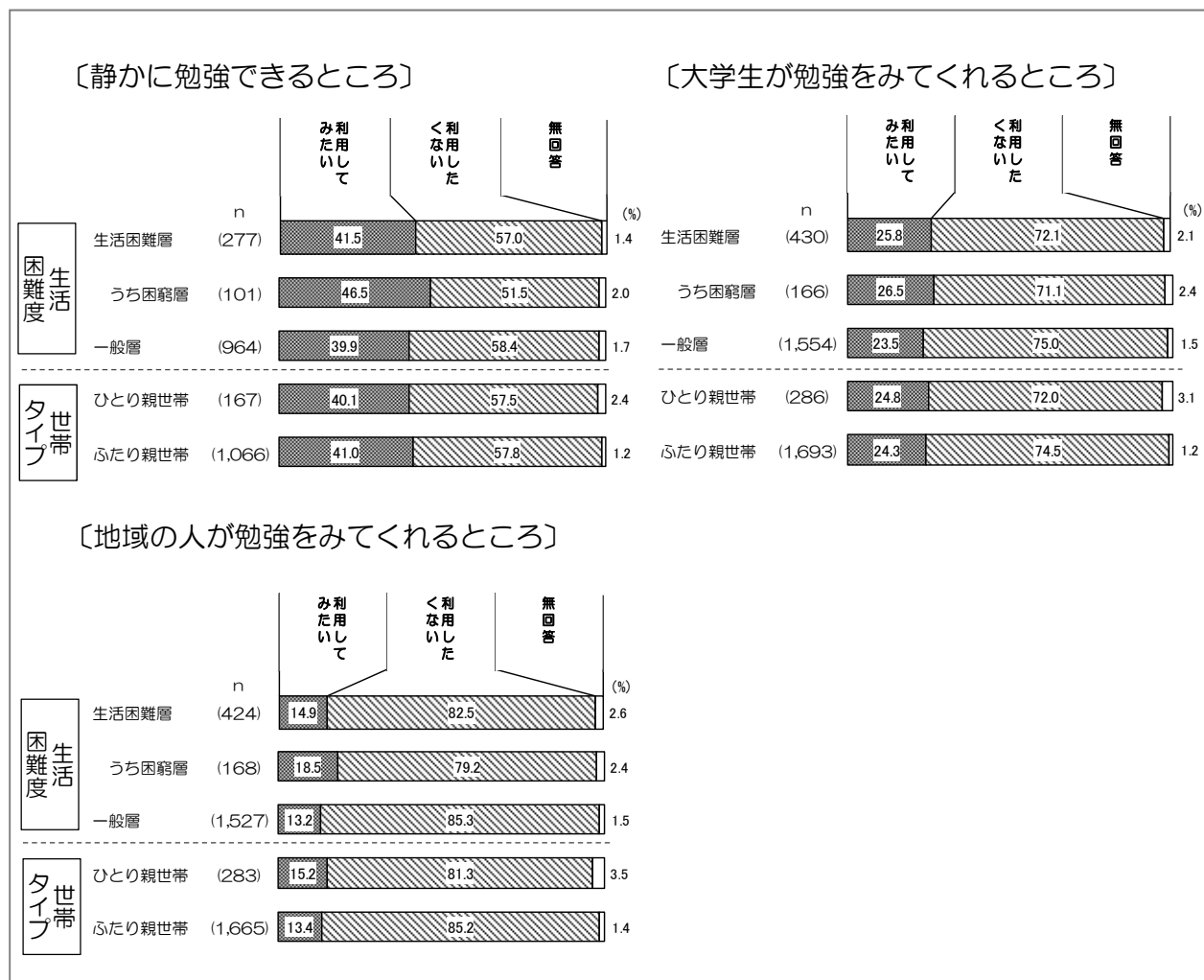
■物の所有状況（児童・生徒）



(13) 学習に関する利用のニーズ

- 生活困難度別及び世帯タイプ別のいずれも『静かに勉強できる場所』を「利用してみたい」人は約4割となっています。

■学習に関する利用のニーズ（児童・生徒）



3 教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」（詳細）

第5章市の需給計画（P71～74）に記載している、教育・保育の確保方策の詳細な内訳について、「認定こども園」、「幼稚園」、「移行しない幼稚園」、「保育所」、「地域型保育事業」、「企業主導型保育事業（地域枠）」の施設ごとに、次ページ以降に示すとおり、設定しました。

(単位:人)

令和2年度	地区	区分／施設・事業	1号	2号		3号		合計
				教育希望	保育	1・2歳	0歳	
令和2年度	市全体	①量の見込み	4,111	612	3,063	2,244	440	10,470
		②確保方策	4,296	756	3,045	2,219	575	10,891
		認定こども園	1,271	756	65	492	97	2,681
		幼稚園	1,580	0	0	0	0	1,580
		移行しない幼稚園	1,445	0	0	0	0	1,445
		保育所	0	0	2,980	1,567	410	4,957
		地域型保育事業	0	0	0	138	60	198
		企業主導型保育事業(地域枠)	0	0	0	22	8	30
		②-①	185	144	▲18	▲25	135	421
	平	①量の見込み	1,118	228	958	755	166	3,225
		②確保方策	1,252	225	911	724	213	3,325
		認定こども園	247	225	65	196	51	784
		幼稚園	265	0	0	0	0	265
		移行しない幼稚園	740	0	0	0	0	740
		保育所	0	0	846	487	141	1,474
		地域型保育事業	0	0	0	37	19	56
		企業主導型保育事業(地域枠)	0	0	0	4	2	6
		②-①	134	▲3	▲47	▲31	47	100
	小名浜	①量の見込み	999	142	733	503	96	2,473
		②確保方策	900	255	711	534	117	2,517
		認定こども園	455	255	0	126	17	853
		幼稚園	445	0	0	0	0	445
		移行しない幼稚園	0	0	0	0	0	0
		保育所	0	0	711	338	75	1,124
		地域型保育事業	0	0	0	58	22	80
		企業主導型保育事業(地域枠)	0	0	0	12	3	15
		②-①	▲99	113	▲22	31	21	44
	勿来・田人	①量の見込み	687	142	446	341	68	1,684
		②確保方策	764	156	455	342	96	1,813
		認定こども園	344	156	0	96	15	611
		幼稚園	265	0	0	0	0	265
		移行しない幼稚園	155	0	0	0	0	155
		保育所	0	0	455	227	72	754
		地域型保育事業	0	0	0	13	6	19
		企業主導型保育事業(地域枠)	0	0	0	6	3	9
		②-①	77	14	9	1	28	129
	常磐・遠野	①量の見込み	711	41	367	280	52	1,451
		②確保方策	790	60	397	285	84	1,616
		認定こども園	120	60	0	31	8	219
		幼稚園	210	0	0	0	0	210
		移行しない幼稚園	460	0	0	0	0	460
		保育所	0	0	397	227	65	689
		地域型保育事業	0	0	0	27	11	38
		企業主導型保育事業(地域枠)	0	0	0	0	0	0
		②-①	79	19	30	5	32	165
	内郷・好間・三和	①量の見込み	407	31	359	240	40	1,077
		②確保方策	395	30	387	218	36	1,066
		認定こども園	60	30	0	25	0	115
		幼稚園	245	0	0	0	0	245
		移行しない幼稚園	90	0	0	0	0	90
		保育所	0	0	387	193	36	616
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
		企業主導型保育事業(地域枠)	0	0	0	0	0	0
		②-①	▲12	▲1	28	▲22	▲4	▲11
	四倉・久之浜大久	①量の見込み	115	28	156	103	18	420
		②確保方策	115	30	139	90	27	401
		認定こども園	45	30	0	18	6	99
		幼稚園	70	0	0	0	0	70
		移行しない幼稚園	0	0	0	0	0	0
		保育所	0	0	139	72	21	232
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
		企業主導型保育事業(地域枠)	0	0	0	0	0	0
		②-①	0	2	▲17	▲13	9	▲19
	小川・川前	①量の見込み	74	0	44	22	0	140
		②確保方策	80	0	45	26	2	153
		認定こども園	0	0	0	0	0	0
		幼稚園	80	0	0	0	0	80
		移行しない幼稚園	0	0	0	0	0	0
		保育所	0	0	45	23	0	68
		地域型保育事業	0	0	0	3	2	5
		企業主導型保育事業(地域枠)	0	0	0	0	0	0
		②-①	6	0	1	4	2	13

(単位:人)

令和3年度	地区	区分／施設・事業	1号	2号		3号		合計
				教育希望	保育	1・2歳	0歳	
令和3年度	市全体	①量の見込み	3,891	622	3,114	2,235	462	10,324
		②確保方策	4,296	756	3,039	2,241	581	10,913
		認定こども園	1,281	756	115	532	117	2,801
		幼稚園	1,570	0	0	0	0	1,570
		移行しない幼稚園	1,445	0	0	0	0	1,445
		保育所	0	0	2,924	1,533	390	4,847
		地域型保育事業	0	0	0	154	66	220
		企業主導型保育事業(地域枠)	0	0	0	22	8	30
		②-①	405	134	▲75	6	119	589
	平	①量の見込み	1,058	233	973	751	174	3,189
		②確保方策	1,252	225	915	746	219	3,357
		認定こども園	247	225	65	196	51	784
		幼稚園	265	0	0	0	0	265
		移行しない幼稚園	740	0	0	0	0	740
		保育所	0	0	850	493	141	1,484
		地域型保育事業	0	0	0	53	25	78
		企業主導型保育事業(地域枠)	0	0	0	4	2	6
		②-①	194	▲8	▲58	▲5	45	168
	小名浜	①量の見込み	946	144	745	501	101	2,437
		②確保方策	900	255	711	534	117	2,517
		認定こども園	455	255	0	126	17	853
		幼稚園	445	0	0	0	0	445
		移行しない幼稚園	0	0	0	0	0	0
		保育所	0	0	711	338	75	1,124
		地域型保育事業	0	0	0	58	22	80
		企業主導型保育事業(地域枠)	0	0	0	12	3	15
		②-①	▲46	111	▲34	33	16	80
	勿来・田人	①量の見込み	650	144	454	340	72	1,660
		②確保方策	764	156	445	342	96	1,803
		認定こども園	354	156	50	136	35	731
		幼稚園	255	0	0	0	0	255
		移行しない幼稚園	155	0	0	0	0	155
		保育所	0	0	395	187	52	634
		地域型保育事業	0	0	0	13	6	19
		企業主導型保育事業(地域枠)	0	0	0	6	3	9
		②-①	114	12	▲9	2	24	143
	常磐・遠野	①量の見込み	673	41	374	279	55	1,422
		②確保方策	790	60	397	285	84	1,616
		認定こども園	120	60	0	31	8	219
		幼稚園	210	0	0	0	0	210
		移行しない幼稚園	460	0	0	0	0	460
		保育所	0	0	397	227	65	689
		地域型保育事業	0	0	0	27	11	38
		企業主導型保育事業(地域枠)	0	0	0	0	0	0
		②-①	117	19	23	6	29	194
	内郷・好間・三和	①量の見込み	385	31	365	239	42	1,062
		②確保方策	395	30	387	218	36	1,066
		認定こども園	60	30	0	25	0	115
		幼稚園	245	0	0	0	0	245
		移行しない幼稚園	90	0	0	0	0	90
		保育所	0	0	387	193	36	616
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
		企業主導型保育事業(地域枠)	0	0	0	0	0	0
		②-①	10	▲1	22	▲21	▲6	4
	四倉・久之浜大久	①量の見込み	109	29	158	103	18	417
		②確保方策	115	30	139	90	27	401
		認定こども園	45	30	0	18	6	99
		幼稚園	70	0	0	0	0	70
		移行しない幼稚園	0	0	0	0	0	0
		保育所	0	0	139	72	21	232
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
		企業主導型保育事業(地域枠)	0	0	0	0	0	0
		②-①	6	1	▲19	▲13	9	▲16
	小川・川前	①量の見込み	70	0	45	22	0	137
		②確保方策	80	0	45	26	2	153
		認定こども園	0	0	0	0	0	0
		幼稚園	80	0	0	0	0	80
		移行しない幼稚園	0	0	0	0	0	0
		保育所	0	0	45	23	0	68
		地域型保育事業	0	0	0	3	2	5
		企業主導型保育事業(地域枠)	0	0	0	0	0	0
		②-①	10	0	0	4	2	16

(単位:人)

令和4年度	地区	区分／施設・事業	1号	2号		3号		合計
				教育希望	保育	1・2歳	0歳	
令和4年度	市全体	①量の見込み	3,587	615	3,083	2,313	483	10,081
		②確保方策	4,176	846	3,039	2,317	602	10,980
		認定こども園	1,501	846	115	583	129	3,174
		幼稚園	1,440	0	0	0	0	1,440
		移行しない幼稚園	1,235	0	0	0	0	1,235
		保育所	0	0	2,924	1,533	390	4,847
		地域型保育事業	0	0	0	179	75	254
		企業主導型保育事業(地域枠)	0	0	0	22	8	30
		②-①	589	231	▲44	4	119	899
	平	①量の見込み	975	230	965	777	184	3,131
		②確保方策	1,162	285	915	776	225	3,363
		認定こども園	367	285	65	226	57	1,000
		幼稚園	265	0	0	0	0	265
		移行しない幼稚園	530	0	0	0	0	530
		保育所	0	0	850	493	141	1,484
		地域型保育事業	0	0	0	53	25	78
		企業主導型保育事業(地域枠)	0	0	0	4	2	6
		②-①	187	55	▲50	▲1	41	232
	小名浜	①量の見込み	872	142	738	518	105	2,375
		②確保方策	900	255	711	534	117	2,517
		認定こども園	455	255	0	126	17	853
		幼稚園	445	0	0	0	0	445
		移行しない幼稚園	0	0	0	0	0	0
		保育所	0	0	711	338	75	1,124
		地域型保育事業	0	0	0	58	22	80
		企業主導型保育事業(地域枠)	0	0	0	12	3	15
		②-①	28	113	▲27	16	12	142
	勿来・田人	①量の見込み	599	142	450	352	75	1,618
		②確保方策	734	186	445	375	105	1,845
		認定こども園	454	186	50	157	41	888
		幼稚園	125	0	0	0	0	125
		移行しない幼稚園	155	0	0	0	0	155
		保育所	0	0	395	187	52	634
		地域型保育事業	0	0	0	25	9	34
		企業主導型保育事業(地域枠)	0	0	0	6	3	9
		②-①	135	44	▲5	23	30	227
	常磐・遠野	①量の見込み	621	41	369	289	57	1,377
		②確保方策	790	60	397	298	90	1,635
		認定こども園	120	60	0	31	8	219
		幼稚園	210	0	0	0	0	210
		移行しない幼稚園	460	0	0	0	0	460
		保育所	0	0	397	227	65	689
		地域型保育事業	0	0	0	40	17	57
		企業主導型保育事業(地域枠)	0	0	0	0	0	0
		②-①	169	19	28	9	33	258
	内郷・好間・三和	①量の見込み	355	31	361	248	43	1,038
		②確保方策	395	30	387	218	36	1,066
		認定こども園	60	30	0	25	0	115
		幼稚園	245	0	0	0	0	245
		移行しない幼稚園	90	0	0	0	0	90
		保育所	0	0	387	193	36	616
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
		企業主導型保育事業(地域枠)	0	0	0	0	0	0
		②-①	40	▲1	26	▲30	▲7	28
	四倉・久之浜大久	①量の見込み	100	29	156	106	19	410
		②確保方策	115	30	139	90	27	401
		認定こども園	45	30	0	18	6	99
		幼稚園	70	0	0	0	0	70
		移行しない幼稚園	0	0	0	0	0	0
		保育所	0	0	139	72	21	232
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
		企業主導型保育事業(地域枠)	0	0	0	0	0	0
		②-①	15	1	▲17	▲16	8	▲9
	小川・川前	①量の見込み	65	0	44	23	0	132
		②確保方策	80	0	45	26	2	153
		認定こども園	0	0	0	0	0	0
		幼稚園	80	0	0	0	0	80
		移行しない幼稚園	0	0	0	0	0	0
		保育所	0	0	45	23	0	68
		地域型保育事業	0	0	0	3	2	5
		企業主導型保育事業(地域枠)	0	0	0	0	0	0
		②-①	15	0	1	3	2	21

(単位:人)

令和5年度	地区	区分／施設・事業	1号	2号		3号		合計
				教育希望	保育	1・2歳	0歳	
	市全体	市全体	①量の見込み	3,329	613	3,070	2,332	503
②確保方策			4,176	846	3,039	2,349	614	11,024
認定こども園			1,501	846	115	583	129	3,174
幼稚園			1,440	0	0	0	0	1,440
移行しない幼稚園			1,235	0	0	0	0	1,235
保育所			0	0	2,924	1,533	396	4,853
地域型保育事業			0	0	0	211	81	292
企業主導型保育事業（地域枠）			0	0	0	22	8	30
②-①			847	233	▲31	17	111	1,177
平			①量の見込み	905	229	961	783	191
		②確保方策	1,162	285	915	792	234	3,388
		認定こども園	367	285	65	226	57	1,000
		幼稚園	265	0	0	0	0	265
		移行しない幼稚園	530	0	0	0	0	530
		保育所	0	0	850	493	147	1,490
		地域型保育事業	0	0	0	69	28	97
		企業主導型保育事業（地域枠）	0	0	0	4	2	6
		②-①	257	56	▲46	9	43	319
		小名浜	①量の見込み	809	142	735	522	110
②確保方策			900	255	711	534	117	2,517
認定こども園			455	255	0	126	17	853
幼稚園			445	0	0	0	0	445
移行しない幼稚園			0	0	0	0	0	0
保育所			0	0	711	338	75	1,124
地域型保育事業			0	0	0	58	22	80
企業主導型保育事業（地域枠）			0	0	0	12	3	15
②-①			91	113	▲24	12	7	199
勿来・田人			①量の見込み	556	142	447	355	78
		②確保方策	734	186	445	375	105	1,845
		認定こども園	454	186	50	157	41	888
		幼稚園	125	0	0	0	0	125
		移行しない幼稚園	155	0	0	0	0	155
	保育所	0	0	395	187	52	634	
	地域型保育事業	0	0	0	25	9	34	
	企業主導型保育事業（地域枠）	0	0	0	6	3	9	
	②-①	178	44	▲2	20	27	267	
	常磐・遠野	①量の見込み	576	41	368	292	59	1,336
②確保方策		790	60	397	298	90	1,635	
認定こども園		120	60	0	31	8	219	
幼稚園		210	0	0	0	0	210	
移行しない幼稚園		460	0	0	0	0	460	
保育所		0	0	397	227	65	689	
地域型保育事業		0	0	0	40	17	57	
企業主導型保育事業（地域枠）		0	0	0	0	0	0	
②-①		214	19	29	6	31	299	
内郷・好間・三和		①量の見込み	330	31	359	250	45	1,015
	②確保方策	395	30	387	234	39	1,085	
	認定こども園	60	30	0	25	0	115	
	幼稚園	245	0	0	0	0	245	
	移行しない幼稚園	90	0	0	0	0	90	
	保育所	0	0	387	193	36	616	
	地域型保育事業	0	0	0	16	3	19	
	企業主導型保育事業（地域枠）	0	0	0	0	0	0	
	②-①	65	▲1	28	▲16	▲6	70	
	四倉・久之浜大久	①量の見込み	93	28	156	107	20	404
②確保方策		115	30	139	90	27	401	
認定こども園		45	30	0	18	6	99	
幼稚園		70	0	0	0	0	70	
移行しない幼稚園		0	0	0	0	0	0	
保育所		0	0	139	72	21	232	
地域型保育事業		0	0	0	0	0	0	
企業主導型保育事業（地域枠）		0	0	0	0	0	0	
②-①		22	2	▲17	▲17	7	▲3	
小川・川前		①量の見込み	60	0	44	23	0	127
	②確保方策	80	0	45	26	2	153	
	認定こども園	0	0	0	0	0	0	
	幼稚園	80	0	0	0	0	80	
	移行しない幼稚園	0	0	0	0	0	0	
	保育所	0	0	45	23	0	68	
	地域型保育事業	0	0	0	3	2	5	
	企業主導型保育事業（地域枠）	0	0	0	0	0	0	
	②-①	20	0	1	3	2	26	

(単位:人)

令和6年度	地区	区分／施設・事業	1号	2号		3号		合計
				教育希望	保育	1・2歳	0歳	
令和6年度	市全体	①量の見込み	3,094	611	3,063	2,351	522	9,641
		②確保方策	4,176	846	3,039	2,365	617	11,043
		認定こども園	1,501	846	115	583	129	3,174
		幼稚園	1,440	0	0	0	0	1,440
		移行しない幼稚園	1,235	0	0	0	0	1,235
		保育所	0	0	2,924	1,533	396	4,853
		地域型保育事業	0	0	0	227	84	311
		企業主導型保育事業（地域枠）	0	0	0	22	8	30
		②-①	1,082	235	▲24	14	95	1,402
	平	①量の見込み	841	228	959	789	197	3,014
		②確保方策	1,162	285	915	792	234	3,388
		認定こども園	367	285	65	226	57	1,000
		幼稚園	265	0	0	0	0	265
		移行しない幼稚園	530	0	0	0	0	530
		保育所	0	0	850	493	147	1,490
		地域型保育事業	0	0	0	69	28	97
		企業主導型保育事業（地域枠）	0	0	0	4	2	6
		②-①	321	57	▲44	3	37	374
	小名浜	①量の見込み	752	142	732	527	114	2,267
		②確保方策	900	255	711	534	117	2,517
		認定こども園	455	255	0	126	17	853
		幼稚園	445	0	0	0	0	445
		移行しない幼稚園	0	0	0	0	0	0
		保育所	0	0	711	338	75	1,124
		地域型保育事業	0	0	0	58	22	80
		企業主導型保育事業（地域枠）	0	0	0	12	3	15
		②-①	148	113	▲21	7	3	250
	勿来・田人	①量の見込み	517	142	446	357	81	1,543
		②確保方策	734	186	445	375	105	1,845
		認定こども園	454	186	50	157	41	888
		幼稚園	125	0	0	0	0	125
		移行しない幼稚園	155	0	0	0	0	155
		保育所	0	0	395	187	52	634
		地域型保育事業	0	0	0	25	9	34
		企業主導型保育事業（地域枠）	0	0	0	6	3	9
		②-①	217	44	▲1	18	24	302
	常磐・遠野	①量の見込み	535	41	367	294	62	1,299
		②確保方策	790	60	397	298	90	1,635
		認定こども園	120	60	0	31	8	219
		幼稚園	210	0	0	0	0	210
		移行しない幼稚園	460	0	0	0	0	460
		保育所	0	0	397	227	65	689
		地域型保育事業	0	0	0	40	17	57
		企業主導型保育事業（地域枠）	0	0	0	0	0	0
		②-①	255	19	30	4	28	336
	内郷・好間・三和	①量の見込み	306	30	359	252	47	994
		②確保方策	395	30	387	250	42	1,104
		認定こども園	60	30	0	25	0	115
		幼稚園	245	0	0	0	0	245
		移行しない幼稚園	90	0	0	0	0	90
		保育所	0	0	387	193	36	616
		地域型保育事業	0	0	0	32	6	38
		企業主導型保育事業（地域枠）	0	0	0	0	0	0
		②-①	89	0	28	▲2	▲5	110
	四倉・久之浜大久	①量の見込み	87	28	156	108	21	400
		②確保方策	115	30	139	90	27	401
		認定こども園	45	30	0	18	6	99
		幼稚園	70	0	0	0	0	70
		移行しない幼稚園	0	0	0	0	0	0
		保育所	0	0	139	72	21	232
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
		企業主導型保育事業（地域枠）	0	0	0	0	0	0
		②-①	28	2	▲17	▲18	6	1
	小川・川前	①量の見込み	56	0	44	24	0	124
		②確保方策	80	0	45	26	2	153
		認定こども園	0	0	0	0	0	0
		幼稚園	80	0	0	0	0	80
		移行しない幼稚園	0	0	0	0	0	0
		保育所	0	0	45	23	0	68
		地域型保育事業	0	0	0	3	2	5
		企業主導型保育事業（地域枠）	0	0	0	0	0	0
		②-①	24	0	1	2	2	29

4 計画策定の体制

(1) いわき市社会福祉審議会条例

平成12年3月29日いわき市条例第9号
改正

平成12年8月25日いわき市条例第79号

平成14年3月29日いわき市条例第25号

平成25年7月4日いわき市条例第37号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき設置するいわき市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項)

第2条 審議会は、法第7条第1項に規定する事項のほか、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議する。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長の職務代理)

第4条 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して会議の招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第6条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。

5 前条（第2項を除く。）の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「委員」とあるのは、「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

6 児童福祉専門分科会は、法第12条第2項の規定により読み替えて適用される法第11条第1項の規定により児童福祉に関する事項を調査審議するほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務を処理し、並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する。

(民生委員審査専門分科会への準用)

第7条 前条第2項の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同項中「委員及び臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する前条第2項の規定により民生委員審査専門分科会に置かれる専門分科会長については、同条第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

3 第5条（第2項を除く。）の規定は、民生委員審査専門分科会の会議について準用する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(いわき市社会福祉審議会の調査審議の特例に関する条例の廃止)

2 いわき市社会福祉審議会の調査審議の特例に関する条例（平成11年いわき市条例第3号）は、

廃止する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の際現に審議会の委員である者の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）における地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生省関係政令の整備等に関する政令（平成11年政令第393号）第52条の規定による改正前の社会福祉審議会令（昭和38年政令第248号。以下「旧審議会令」という。）第1条の規定による任期の残任期間と同一の期間とする。
- 4 この条例の施行の際現に旧審議会令第1条の2の規定により委員長職務を行う委員である者は、施行日に、第4条の規定により委員長の職務を代理する委員として指名された者とみなす。
- 5 この条例の施行の際現に旧審議会令第2条第1項の規定により各専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属する委員及び臨時委員である者、同条第2項（旧審議会令第3条第4項において準用する場合を含む。）の規定により各専門分科会の専門分科会長である者並びに旧審議会令第2条第4項（旧審議会令第3条第5項において準用する場合を含む。）の規定により専門分科会長の職務を行う委員又は臨時委員である者は、それぞれ施行日に、第6条第1項の規定により各専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属する委員及び臨時委員として指名された者、同条第2項（第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により各専門分科会の専門分科会長に互選された者並びに第6条第4項（第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定により専門分科会長の職務を代理する委員又は臨時委員に指名された者とみなす。

附 則（平成12年8月25日いわき市条例第79号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日いわき市条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年7月4日いわき市条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

(2) いわき市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て支援会議）委員名簿

① 平成 30 年度（年度末時点）

（五十音順・敬称略）

	氏名	現役職等	備考
1	いがり としえ 猪狩 利江	いわき市学童保育連絡協議会 事務局長	
2	いとう まさお 伊藤 順朗	いわき市私立幼稚園協会 P T A 連合会 副会長	
3	いまいすみ ひとみ 今泉 瞳	いわき市公立幼稚園 P T A 連絡協議会 会長	
4	かまだ まりこ 鎌田 真理子	いわき明星大学 教養学部地域教養学科 教授	職務代理
5	くさの ゆかり 草野 祐香利	助産師（公募）	
6	くした ゆうこ 櫛田 祐子	いわき市小・中学校長会連絡協議会小学校長会	
7	こわぐち のぶこ 強口 暢子	いわき市社会福祉協議会 会長	会長
8	さとう さなえ 佐藤 早苗	福島県浜児童相談所 所長	
9	すがなみ かおり 菅波 香織	弁護士（公募）	
10	すすき じゅん 鈴木 潤	いわき市医師会（小児科）	
11	なかむら ひろこ 中村 紘子	いわき市保育所(園)保護者会連合会	
12	にいつま ひであき 新妻 英昭	いわき市私立幼稚園協会 理事長	
13	ひらさわ たえこ 平澤 妙子	いわき市民生児童委員協議会 主任児童委員	
14	みやうち たかみつ 宮内 隆光	福島県保育協議会いわき支部 支部長	
15	やなぎさわ としろう 柳 沢 俊郎	いわき市医師会（小児科）	

② 令和元年度（年度末時点）

（五十音順・敬称略）

	氏名	現役職等	備考
1	い だ なつこ 井田 夏子	いわき市公立幼稚園PTA連絡協議会 会長	
2	いとう まさお 伊藤 順朗	いわき市私立幼稚園協会PTA連合会 副会長	
3	おがわ みよこ 小川 美代子	いわき市民生児童委員協議会 主任児童委員	
4	かまだ まりこ 鎌田 真理子	医療創生大学 教養学部地域教養学科 教授	職務代理
5	くさの ゆかり 草野 祐香利	一般社団法人福島県助産師会	
6	こだま のりこ 小玉 則子	いわき市小・中学校長会連絡協議会小学校長会	
7	こわぐち のぶこ 強口 暢子	いわき市社会福祉協議会 会長	会長
8	さとう さなえ 佐藤 早苗	福島県浜児童相談所 所長	
9	しが みちお 志賀 達生	いわき市私立幼稚園協会 副理事長	
10	すがなみ かおり 菅波 香織	福島県弁護士会いわき支部	
11	すぎむら りいちろう 杉村 理一郎	いわき市学童保育連絡協議会 会長	
12	すずき じゅん 鈴木 潤	いわき市医師会（小児科）	
13	は が さだみち 芳賀 定道	いわき市保育所(園)保護者会連合会 会長	
14	みやうち たかみつ 宮内 隆光	福島県保育協議会いわき支部 支部長	
15	やなぎさわ としろう 柳 沢 俊郎	いわき市医師会（小児科）	

(3) いわき市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議）開催経過

年度	月日	会議	審議内容
平成30年度	5月29日	第1回	○ 第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査について
	11月19日	第4回	○ 第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査の実施について
	2月13日	第5回	○ 第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画の策定に係る今後のスケジュールについて ○ いわき市子どもの生活実態調査や地域子育て団体等の調査について
	3月19日	第6回	○ いわき市子どもの生活実態調査や地域の子育て団体等の調査について
令和元年度	5月22日	第1回	○ 第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画の考え方について ○ いわき市子どもの生活実態調査や地域の子育て団体等の調査について
	7月16日	第2回	○ 第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画について ① 第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画の総括・評価について ② 第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画に掲げる施策体系の見直しについて ③ 第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画「量の見込み」に係る考え方について
	8月30日	第3回	○ 第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画について ① 第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画－骨子案－ ② 第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画に係る需給計画について
	10月10日	第4回	○ 第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画について ① 第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画－骨子案－ ② 第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画の基本理念について ③ 第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画に係る需給計画について ○ いわき市子どもの生活実態調査結果の概要について
	11月27日	第5回	○ 第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画について ① 第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画の基本理念について ② 第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画（案）について
	2月10日	第6回	○ 第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画（案）について ○ いわき市子どもの生活実態調査結果の概要について
	3月16日	第7回	○ 第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画（案）について ○ いわき市子どもの生活実態調査結果について

5 用語解説

あ 行

- **預かり保育**
幼稚園で通常の教育時間以外に、在園児を希望で預かる延長保育のことです。
- **育児休業制度**
育児・介護休業法に基づき、労働者が育児のために一定期間の休業取得を保障する制度です。
- **イクボス**
男性の従業員や部下の育児参加に理解があり、仕事と生活を両立しやすい環境の整備に努める経営者や上司のことです。
- **「いのちを育む教育」の指針**
将来を担う子どもたち自身が、自他のいのちを大切にし、相手を思いやり、心身の健康の維持・向上に取り組むことができるよう、学校、家庭、保健、医療、福祉、地域関係機関の連携のあり方と今後の取組みの方向性を示した指針です。

か 行

- **核家族**
夫婦と未婚の子どもで構成された家族のことです。
- **家庭相談員**
家庭における児童の養育上の諸問題についての相談を受け、指導・助言を行います。
- **家庭的保育**
主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。
- **企業主導型保育**
企業等が国から助成を受けて従業員向けに運営する認可外の保育施設で、企業等の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行います。
- **教育・保育施設**
認定こども園法・学校教育法・児童福祉法に規定された認定こども園・幼稚園・保育所のことです。
- **コーホート要因法**
各コーホート（同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団）について、自然増減（出生と死亡）及び純移動（転出入）という2つの人口変動要因について将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法です。

- **子育てコンシェルジュ**

主に保育所や幼稚園等の入園相談や子育てに関する相談を受け、情報提供・助言を行います。

- **子ども・子育て支援新制度**

平成 24 年8月に制定された子ども・子育て関連3法に基づく制度のことです。新制度では、全ての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図ります。

- **子どもの貧困率**

各世帯の所得から税や社会保険料を除き、1人当たりの所得を順に並べ、その中央値の半分を「貧困線」として設定し、それに満たない所得の世帯で暮らしている17歳以下の子どもの割合を示したものです。

さ 行

- **事業所内保育**

各市町村の認可を受けて企業が主に運営する保育施設で、主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行います。

- **思春期**

二次性徴が始まる時期であり、子どもから大人に向かって発達する時期です。8・9歳から17・18歳までをいいます。

- **次世代育成支援対策推進法**

少子化の流れを変えるため、地方公共団体や事業主に次世代育成に関する行動計画の策定を義務付けた法律（平成15年7月成立）です。

- **児童**

学校教育法では満6～12歳までの学齢児童、児童福祉法では満18歳未満の児童のことです。

- **児童館**

児童福祉法に基づく児童福祉施設である児童厚生施設の一つであり、子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としています。

- **児童憲章**

日本国憲法の花にしたいがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福を図るために定められた児童の権利宣言です。

- **児童相談所**

児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置されており、18歳未満の児童についての一般家庭、学校などからのあらゆる相談に応じ、児童が心身ともに健やかに育つよう援助する専門機関です。

- **児童の権利に関する条約**

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。

- **出生率**

人口 1,000 人に対する年間出生数を比率で示したものです。

- **小規模保育**

主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、少人数（定員6～19人）を対象にきめ細かな保育を行います。

- **食育**

生きる上での基本であり、「知育」、「徳育」、「体育」の基礎となるべきものです。様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てます。

- **女性相談員**

社会的又は家庭的に女性の福祉を阻害するおそれのある問題並びに女性の持つ生活上の問題についての相談を受け、指導・助言を行います。

- **スクールカウンセラー**

学校で子どもや保護者、教職員へのカウンセリングや指導・助言を行う臨床心理士等のことです。

- **スクールソーシャルワーカー**

教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、児童生徒の問題に対し保護者や教職員と協力しながら問題の解決を図る専門職のことです。

- **潜在保育士**

保育士の資格を持っているが保育士として就労していない人のことです。

た 行

- **男女共同参画**

男女が自立した対等な構成員として、政治、社会経済、文化などあらゆる活動に参画する機会が確保され、共に利益を享受し、かつ責任を担うことです。

- **地域型保育事業**

少人数の単位で、主に満3歳未満の乳幼児を預かる事業のことで、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4つがあります。

- **地域子ども・子育て支援事業**

子ども・子育て支援法第59条に基づき実施する地域子育て支援に関する事業で、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業等があります。

- **地域周産期母子医療センター**

産科及び小児科（新生児診療を担当するもの）等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる医療施設のことです。

- **地区保健福祉センター**

市内7か所に福祉業務に携わるケースワーカーと、保健活動を行う保健師などを併せて配置し、市民により身近な地域の中で保健・福祉サービスを一体的に提供します。

- **ドメスティック・バイオレンス（DV）**

夫婦や恋人など親しい男女間における暴力のことです。

な 行

- **乳児**

児童福祉法では1歳未満の者を乳児としています。

- **認定こども園**

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設のことです。

は 行

- **ひとり親家庭**

母子家庭と父子家庭の総称です。母子家庭は、未婚、死別又は離別の母親と未成年の子どものみからなる家族を示しており、父子家庭は、未婚、死別又は離別の父親と、未成年の子どものみからなる家族を示しています。

- **貧困の連鎖**

親の貧困が子どもの貧困につながっていくことです。家庭の所得差によって子どもの教育や健康などに格差が生じ、成人後に貧困に陥る可能性が高いとされています。

- **不育症**

妊娠はするものの、2回以上の流産、死産を繰り返して結果的に子どもを持てない状態のことです。

- **フッ化物**

フッ素は必須栄養素の1つであり、また自然の中に広く分布している元素で、実際には他の元素と結合して「フッ化物」として存在しています。適正量を用いれば、むし歯予防のためのフッ化物応用は有効です。

- **不妊**

妊娠を望んで性生活を送っている男女が1年以上妊娠しない状態のことです。

- **保育所**

就労又は疾病等のため乳幼児を保育することができない保護者に代わって日々乳幼児を保育する施設です。

- **保育の必要性の認定**

保護者の申請を受けた市区町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで給付を支給する仕組みのことです。

- **放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）**

保護者が昼間家庭にいない小学校の児童等を対象に、学校の空き教室などを利用して、放課後の遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図ることを目的としたものです。

- **母子保健コンシェルジュ**

保健師や看護師等の有資格者が、全ての妊婦と面談し、個別の状況に応じた応援プランを作成するとともに、妊産婦等からの様々な相談を受け、情報提供や助言等を行います。

- **ボランティア**

社会福祉などにおいて、無償性、善意性、自発性に基づいて技術の援助や労力の提供などを行う民間の奉仕者のことです。

ま 行

- **メディア**

本計画で述べるメディアとは、テレビ、インターネット、携帯電話、スマートフォンなどを意味します。

や 行

- **幼児**

児童福祉法では、1歳から小学校に就学するまでを幼児としています。

- **幼稚園**

幼児を保育し、適当な環境を与え、心身の発達を助長することを目的に、満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う教育機関のことです。

ら 行

- **療育**

児童福祉法に規定があり、「療」は医療を「育」は保育又は養育を意味するものであり、これらを併せて行うことをいいます。保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携が必要です。

- **連携施設**

地域型保育事業を利用する保護者の安心感や事業の安定性を確保するため、①保育内容の支援、②卒園後の受皿の役割を担うことなどを目的に設定される施設のことです。

わ 行

- **ワーク・ライフ・バランス**

男女がともに、人生の各段階において、仕事・家庭生活・地域生活・個人の自己啓発など、様々な活動について、自らの希望に沿った形で、バランスをとりながら展開できる状態を実現することです。

第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画 (第二次いわき市こどもみらいプラン)

発行年月：令和２年３月

発 行：いわき市 こどもみらい部 こどもみらい課

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本 21 番地

電話：0246-22-7483(直通) FAX：0246-22-7029

URL：http://www.city.iwaki.lg.jp/
